

自治総研

THE JICHI-SOKEN

2026年 **10** 月号
VOL.52
通巻第576号

CONTENTS

巻頭コラム

湛山の自治論 小原隆治

1

森林環境税の総合的検討

世論・配分・用途を巡る議論について 吉弘憲介

21

特定地域づくり事業協同組合制度の活用の実態と課題（Ⅰ）

持続可能でパフォーマンスの高い組合運営のための条件の探求 嶋田暁文

38

フィンランドにおけるSOTE改革後の自治体と

自治体向け一般補助金の算定方法についての分析 横山純一

気になる地方自治トピックス

64

「積極財政」の「責任」はどこへ？ — 「骨太2026」と「成長戦略」 其田茂樹

今月の研究会

70

ブックレポート

72

今月のマガジン・ラック

73

資料室増加月報

76

公益財団法人 地方自治総合研究所

東京都千代田区六番町1 自治労会館4F TEL 03-3264-5924



ISSN 0910-2744

湛山の自治論

小 原 隆 治

今秋ようやく、地方自治総合研究所が12年かけてまとめた『戦後地方自治年表』を東洋経済新報社から刊行できる運びとなった。巻頭の「編者はしがき」を書くとき、東洋経済新報社だけでなく、同社とゆかりの深い石橋湛山にも言及できないかと考えた。湛山といえば戦前はリベラル派の言論人、戦後は大物国政政治家の印象が強いが、戦前ある時期、鎌倉町会議員を一期つとめ、地方自治に関しても一家言持っていたことが記憶にあったからである。そこで『湛山回想』中、湛山が町議時代を語った箇所を数十年ぶりに読み返してみた（岩波文庫版306～316頁）。

湛山が78票で町議に当選した1924年、国政では加藤高明首班の護憲三派内閣が成立し、その後1932年の五・一五事件までは「政党の最もはなやかな時代」であった。だが同時にそれは「党弊のはなはだしきに苦しんだ時代」でもあって、ことに党弊は「地方において、ひどかった」。内閣が変わるたびに知事をはじめ県の主要な役人が替わり、政権党にかつて選挙の際に不利益を働いた巡査が首にされることさえあるといわれた。鉄道や銀行などの事業も政争の具になり、そのため事業が頓挫するなど党弊はきわまった。だから「地方の政治に、中央の政党が入り込むことは、当時の日本の政党の実情では、よろしくないと考えた」。

しかし、湛山の議論はそこで止まらない。むしろそこから本領である。「中央に政党があるからは、その影響を、地方の政治に及ぼすまいと願ったとて、無理なことである。及んでも、決して悪くない」。だが、政党間の無用な政争が日本を亡国の一手手前まで追い込み、地方に弊害をもたらした現実を深く考えなければならない。その点に関して、政党は地方党员にまで「十分の組織と訓練とを与え、かれらの言動に誤りなからしめる用意が必要である」。そうしてはじめて政党が「地方の政治に関与し、全国の市町村議員の言動にまで責任」を持ち、健全な政党政治を実現することができる。つまり政党に求められているのは、政党政治の頑健な芯を地方政治にも貫くことである。湛山はそう指摘する。

党弊は当時日本に限らず、政党政治の進展、選挙権の拡張、さらに政府仕事量の増大＝利権チャ

ンスの増大といった条件がそろった国では広汎に見られた同時代的な現象だった。M. ヴェーバーは1919年の講演録『職業としての政治』のなかで、独米英を比較しながら、政党政治と党弊の現状に言及している（改版岩波文庫版62～88頁）。

ヴェーバーはとくに国と地方を通じた長の公選制と公務員の猟官制の条件を持つ米国に着目し、ニューヨーク市政を牛耳る民主党が根城にしたタマニー・ホールの名もあげながら、政党政治が「恐るべき弊害、類例のない腐敗と浪費」をもたらしたこと、とくに自治体行政が喰い物にされ、「最も重要な搾取の対象」となったことを指摘する。しかし、だからといってヴェーバーが政党政治や進んで議会政治を一掃すべしと論じるわけではない。今後残された道の一つ「『マシーン』を伴う指導者民主制」に期待をかけるその姿勢にはある種の危うさを感じるが、それでも政党政治の維持・発展という枠組みのなかで議論していたことははっきりしている。

日本にもどる。地方自治に政党は無用、どころか政党は害悪だと論じるのは、生涯政党を敵視した山縣有朋から「政治と台所」を語った市川房枝にいたるまで、戦前日本では広く受け容れられた言説だったといっている。そうした言説は「党より人」といったより穏当な表現にかたちを変えるなどして今日まで連綿と続いている。それに対して湛山の論じ方は異例である。ただ異例なのではない。国と地方を通じて健全な政党政治あってこそ、議会制民主主義は発達すると考えていたリベラル派の湛山ならではの慧眼だったと見るべきである。

現在、日本の政党政治は混迷をきわめている。なかでも深刻なのは国政与野党の一強多弱時代が再来し、政権与党に対抗できる野党の中心が見当たらない状況に陥っていることである。そうした状況が政党政治に対する忌避感に結びつき、2027年4月の統一地方選挙を前に、地方自治に政党は無用の言説や地方政治家のいっそうの政党離れに回収されていくのを案じるのはおそらく杞憂ではない。野党の国政政治家は湛山の慧眼に学び、いままず国政での政党政治を建て直すために惜しみなく働く必要がある。

森林環境税の総合的検討

世論・配分・使途を巡る議論について⁽¹⁾

吉 弘 憲 介

<要 旨>

2024年度から課税が始まった森林環境税と2019年度から他の財源を用いて地方自治体への配分が始まった森林環境譲与税は、自治体の森林政策の安定財源への期待と、制度的問題点への批判が混在している。本稿では、世論調査、譲与税の配分基準、各自治体の使途を総合的に検討し、森林環境税に対する問題点とその改善策を提案している。本稿で明らかになった点は以下の3つである。第1に制度に対する認知は進んでいない一方、税に対する強い忌避感が特に年齢の若い層に存在していること。第2に配分基準において、一部自治体への集中状況から人口基準を用いる問題点があること。第3に林野庁が解決しつつあると指摘する一方で、実際には依然、高い割合の基金化が林業費及び非林業費部門で存在すること、である。本制度を日本の森林の持続的利用に資する使い方にするためには、人口基準を引き下げ、林業労働者という担い手重視の制度に切り替える必要がある。

1. 本稿の問題意識と構成

2024年度より、森林環境税の実際の課税が開始された。周知のとおり、この課税は2013年度から2023年度末までを予定していた東日本大震災の復興特別所得税のうち、個人住民税均等割への1,000円上乗せ分を引き継ぐ形で実施されることとなった。集められた税収は一定の配分基準に基づいて都道府県及び市区町村に譲与され、その大部分は「新しい森林管理計画」を担う1,741の市区町村に配分される。

なお、森林環境譲与税の配分は2024年度の課税開始に先立ち、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を主たる財源として2019年度から開始されており、2024年度前半までの譲与累計額は2,300億円に上る。荒廃が進む山林地域の持続的管理に向けた恒久財源が確保されたことは、いくつかの留保はあるものの、森林政策に関わる分野では概ね肯定的に評価されて

いる（たとえば石崎2025a、田家2024など）。

しかし同制度は、早い段階から一部の財政学者によって理論面・運用面の問題点が指摘されてきた（青木2021）。主要な批判は次の3点到整理される。第1は、均等割が人頭税的性格を持ち、地方税の低額課税としては許容されうる一方で、国全体の一律負担は公平性の観点からは疑問が残るとするものである。第2は、森林環境譲与税の配分基準のうち人口基準の影響が大きく、財政需要とは必ずしも対応しない形で都市部への配分が生じているとするものである。第3は、第2と関連して、森林環境譲与税が自治体財政のなかで基金化されることにより、緊急性の高さを前提とした制度設計の意図と実態との間に齟齬が生じているとするものである。

こうした批判を受けて、近年では林野庁や政府税制調査会において一定の制度見直しが行われている。第2の問題点については、2024年度から人口基準の割合が30%から25%へ引き下げられ、森林面積（私

(1) 本稿は国の科学研究費（19H04332、22K121508、25K03331）の助成を受けている。

有林人工林面積)を基準とする割合が50%から55%へ引き上げられた。第3については、林野庁の呼びかけ等もあり、全額を基金化する市区町村の割合は2019年度の38%(666団体)から2023年度には8%(138団体)へと減少したとされる(総務省・林野庁2025)。こうした進展を踏まえれば、森林環境税は当初の問題点に適切に対処しながら、より望ましい制度へと変化しつつあると評価することもできる。

しかし、本当にそうであろうか。配分基準の見直し後も、森林環境譲与税の受取額上位には依然として都市部の自治体が多く並ぶ。横浜市や大阪市は依然として林業費がゼロのまま相当額を受け取り続けており、拙稿(吉弘2020)においてもこうした林業費ゼロ自治体が譲与税総額から見て小さくない額を受け取っている状況を批判的に検討した。また東北地方の自治体への聞き取り調査等では、森林環境譲与税を活用した官民連携の森林管理事業において「より多くの財源を投入できる余地がある」という未充足の需要が存在することも示されている。すなわち、財源が真に必要とされる地域に十分に届いていない可能性が、現在もなお残されているのである。

基金化の問題についても同様である。林野庁が「解消された」と説明する根拠は、あくまで「全額を基金化している自治体の減少」にとどまる。しかし、市区町村決算統計から集計した結果によれば、林業費における積立金支出は譲与開始前の5年間(2014~2018年度)の年間平均約17億円から、譲与開始後の5年間(2019~2023年度)には年間平均174億円と10倍に膨張している。さらに全額基金化の件数が減少したとされる期間においても基金額自体は増加を続けており、2022年度には積立金が226億円に達している。加えてこれらの数値は、林業費として計上している自治体の分にとどまり、林業費を一切計上していない自治体の実態は別途検討する必要がある。

こうした問題の本質は、自治体の政策実施能力のみに帰せられるものではない。それは、日本の産業政策が貨幣の流れにのみ着目し、人・労働・産業素

材そのものの特性や意味を十分に重視してこなかったことの反映でもある。森林政策において川下(消費地)の消費力が重視され続ける一方で、川上(山間地)の現場の担い手への評価が置き去りにされてきた構造こそが、基金化問題をはじめとする諸問題の根底にある。基金化を抑制し支出を促すことのみを求めることは、問題の構造と政策責任の所在を曖昧にする誤った解決策に陥る危険をはらんでいる。

本稿は、これらの問題を量的分析によって実証的に検討し、あるべき譲与基準のあり方について具体的な提案を行うことを目的とする。森林環境税が日本の産業・地域・森林資源という国富に真に貢献するものとなるためには、自治体や政府を単に批判するにとどまらず、生じている問題の構造を解明し、その解決策を示すことが求められる。本稿がそのような政策論的検討に対して僅かながらも貢献しうることを願う。

本稿の構成は以下のとおりである。1.では、森林環境税及び譲与税に関する近年の状況を概括し、2024年度から課税が開始されたこと、当初想定を上回る税収が集まっていること、及び同年度における譲与基準見直しの背景を整理する。2.では、森林環境税に対する国民の認知実態を、クラウドソーシングを用いたアンケート調査結果から検討する。年代や森林との接触経験等との関係を基軸に、制度への認知度・評価・忌避感の構造を明らかにする。3.では、森林環境譲与税の新たな譲与基準が配分に与える影響を量的に検討し、依然として都市部への配分が集中する実態を譲与基準の上位団体への「集中度」の観点から分析することで、消費力偏在という配分構造の問題を明示する。4.では、譲与後も林業費がゼロのままである169団体を対象に、可能な範囲で収集した使途データを用いて、非林業地域における森林環境譲与税の実際の利用実態を量的・質的に明らかにする。最後に、以上の分析を踏まえて森林環境税及び譲与税のあるべき姿と具体的な制度設計の方向性を検討する。

2. クラウドソーシング調査を用いた森林環境税に対する認知及び評価の実態

2.1 調査の概要

森林環境税について、まず社会的な制度としての認知度とその構造を確認しておきたい。近年、実際の税負担水準との関係は不明であるものの、納税者の税に対する不満や不信が社会的に大きな影響をもたらすケースが増えている。財務省解体デモや、一部政党による税負担軽減への訴えに少なくない国民が影響を受け、政治的対立や行政機関への批判につながることも少なくない。こうした現象は財政に対するポピュリズム的反応であり、それ自体が今後の財政学における主要な研究テーマの一つといえる（吉弘2026）。

森林環境税はもともと存在した復興特別所得税をスライドさせた形であるため、税負担が新たに強まるわけではない。しかし、新たな税制はそれ自体に対して人々が否定的な感情を抱く可能性がある。また、本稿で後述するように、森林環境税及び森林環境譲与税には、配分方法とそれに伴う各自治体の使途を巡って、制度の根本的意義に関わる問題も少なくない。こうした問題を念頭に置くと、森林環境税に対する世論の動向を明らかにしておくことは、今後の制度改正の検討や、制度への不信感が高まった場合の参照点として意義を持つと考えられる。

そこで本稿では、2026年1月13日から14日の間に、クラウドソーシングを用いたインターネットアンケート調査により、森林環境税に対する意識調査を実施した。有効回答数は1,200件であり、年齢構成については年代ごとに最新の国勢調査に近似した形で割り付けを行った。なお、本調査は桃山学院大学倫理審査委員会「人に関する研究倫理審査」を受けており、問題なしとの判定を受けている（承認番号：第96号）。

調査では、森林環境税の認知度、森林政策における財源選択の評価、環境政策や一般的な公共政策に対する評価などを含む計13の質問を実施した。このうち、森林環境税に直接関わる質問は以下の3問で

ある。

Q6「森林環境税について、あなたの認知度を教えてください。」（4段階回答）

Q7「森林環境税は、個人住民税に年間1,000円が上乗せされて徴収されています。この負担額について、あなたはどのように感じますか。」（5段階回答＋「よくわからない」）

Q8「あなたは、この森林環境税の制度（年間1,000円の上乗せ徴収）に賛成ですか、反対ですか。」（5段階回答＋「わからない」）

以下、各設問の回答結果を順に示す。

1) 認知度（Q6）

Q6の回答結果を図1に示した。制度について認知しているとの回答は全体で2割弱にとどまり、8割以上の回答者が制度の内容を知らない、あるいはそもそも聞いたことがないと回答している。2024年度から徴収が開始された税であり、開始当初は一定の報道がなされたにもかかわらず、森林環境税の認知度は低い水準にとどまっていることがうかがえる。

年代別のクロス集計（図2）によると、高齢層では制度を知らないとの回答は相対的に少ないものの、詳細まで把握しているケースもわずかであり、「だいたい知っている」「聞いたことがある」程度の回答が多い。中年層ではよく知らないとの回答が目立つが、標準化残差の結果からは統計的な有意差は確認されない。中年層における回答構成上の特徴は、「大体どのような制度か知っている」との回答割合が有意に小さい点である。若年・壮年層については、「よく知っている」と「全く聞いたことがない」という両極の回答が有意に多く、「内容は知らないが、名前は聞いたことがある」という曖昧な認知の回答割合が有意に低い。

すなわち、高齢層では曖昧度の高い認知が中心であるのに対し、若年・壮年層では知っているか知らないかの二極的な認知状況にある可能性が示唆される。なお、 χ^2 検定の結果、独立性の検定統計量は45.7（ $p < 0.001$ ）であり、年代間の回答構成比には統計的に有意な差が認められる。

図1 森林環境税の制度認知度合い

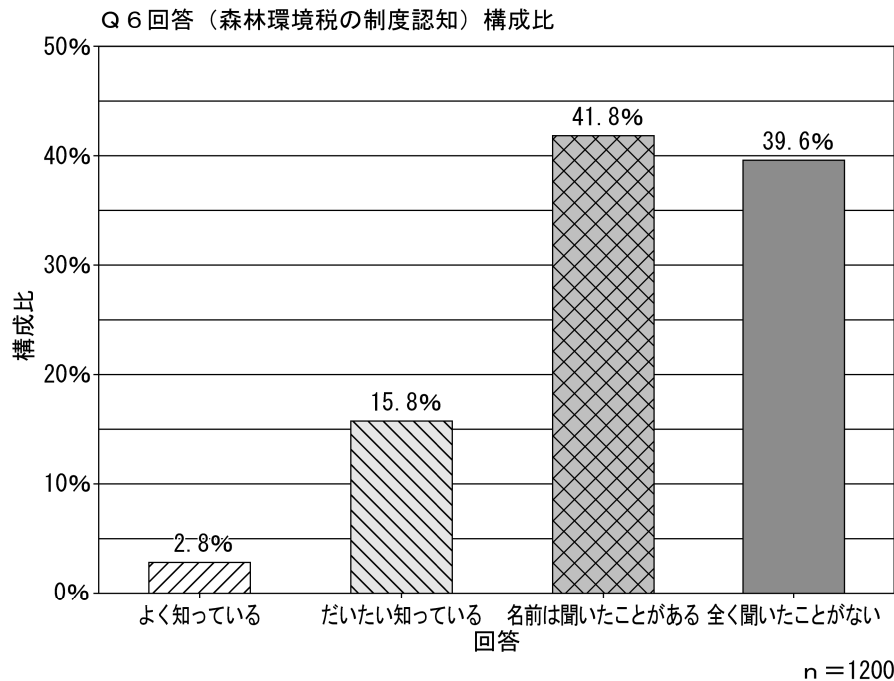
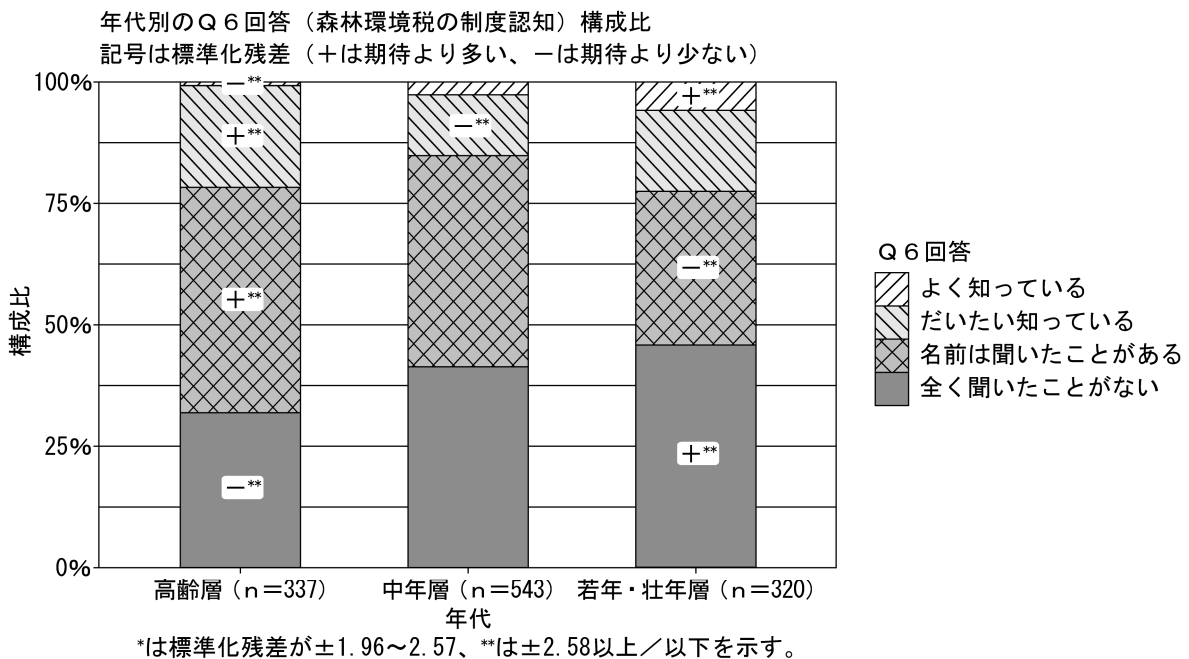


図2 図1の年代別構成比



出所) クラウドソーシング調査「森林環境税に関する認知度と環境問題や周辺環境との意識に関する調査」(桃山学院大学倫理審査委員会「人に関する研究倫理審査」承認番号96番)より筆者作成。

2) 負担感 (Q 7)

Q 7 の回答を示す図3では、年間1,000円の負担をどのように評価するかを尋ねている。「ちょうどよい」と回答したグループが最も多いものの、「やや高い」「非常に高い」を合わせると3割を超えて

おり、少額の負担に対してもネガティブに評価する層が一定数存在することが示された。

年代別のクロス集計(図4)では、若年・壮年層において「非常に低いと感じる」との回答割合が他の年代と比較して高いことが特徴的である(標準化

図3 森林環境税の負担感に対する調査結果

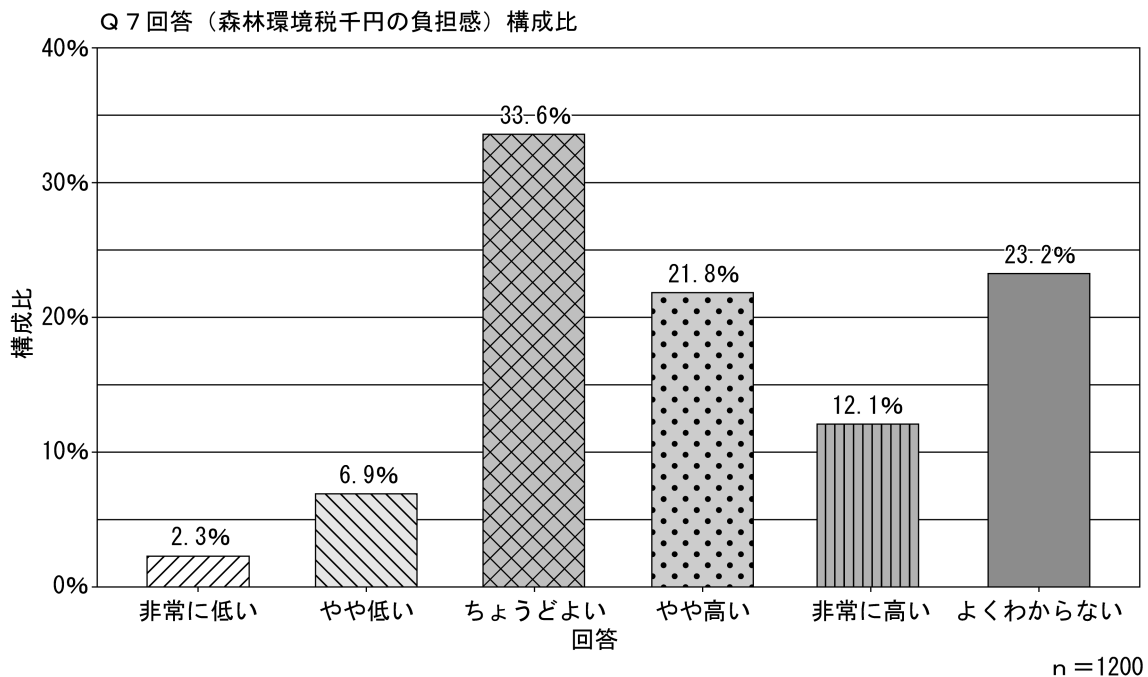
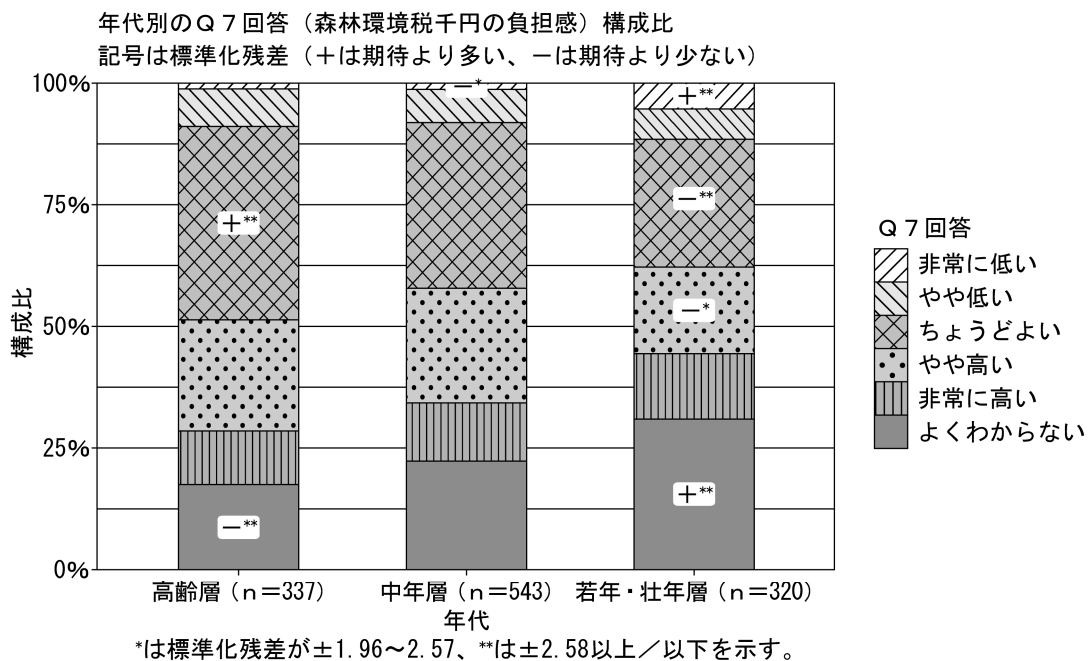


図4 図3の年代別構成比



出所) 図1に同じ。

残差=4.122、基準値1.96を超えるため統計的に有意)。若年・壮年層ではこのほか、「ちょうどよい」「やや高い」との回答が低く、「よくわからない」との回答が有意に多い。これは、若い年代では森林環境税の1,000円という負担を重く感じるケースが少ない一方で、判断を保留するケースが多いことを

示唆している。全く知らない制度に対して判断を保留するという結果に結びついている可能性も考えられる。中年層では「非常に低いと感じる」との回答割合が有意に低い以外に顕著な傾向は見られない。高齢層では「よくわからない」との回答が有意に低く、「ちょうどよい」との回答が有意に多かった。

租税制度の認知が曖昧な高齢層では現状を肯定的に受け止める傾向がある一方、知っているか全く知らないかに二極化している若年・壮年層では負担を軽く評価するか、あるいは判断を保留するという対照的な傾向が見てとれる。なお、 χ^2 検定の結果、独立性の検定統計量は43.37 ($p < 0.001$) であり、年代間の回答構成比には有意な差が認められる。

3) 制度への賛否 (Q8)

Q8の制度に対する賛否については、賛成・反対ともに約30%で拮抗している(図5)。「どちらともいえない」「わからない」を合わせると約4割に達しており、評価が分かれている制度であることが読み取れる。

年代別のクロス集計(図6)では、若年・壮年層

図5 森林環境税への賛否構成比

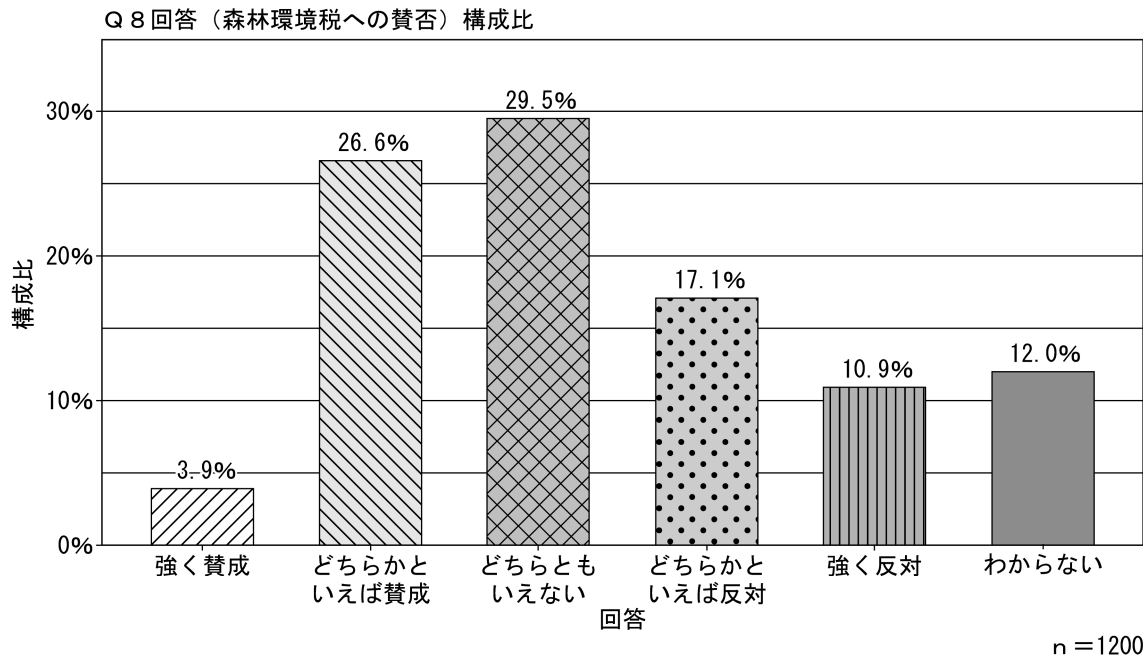
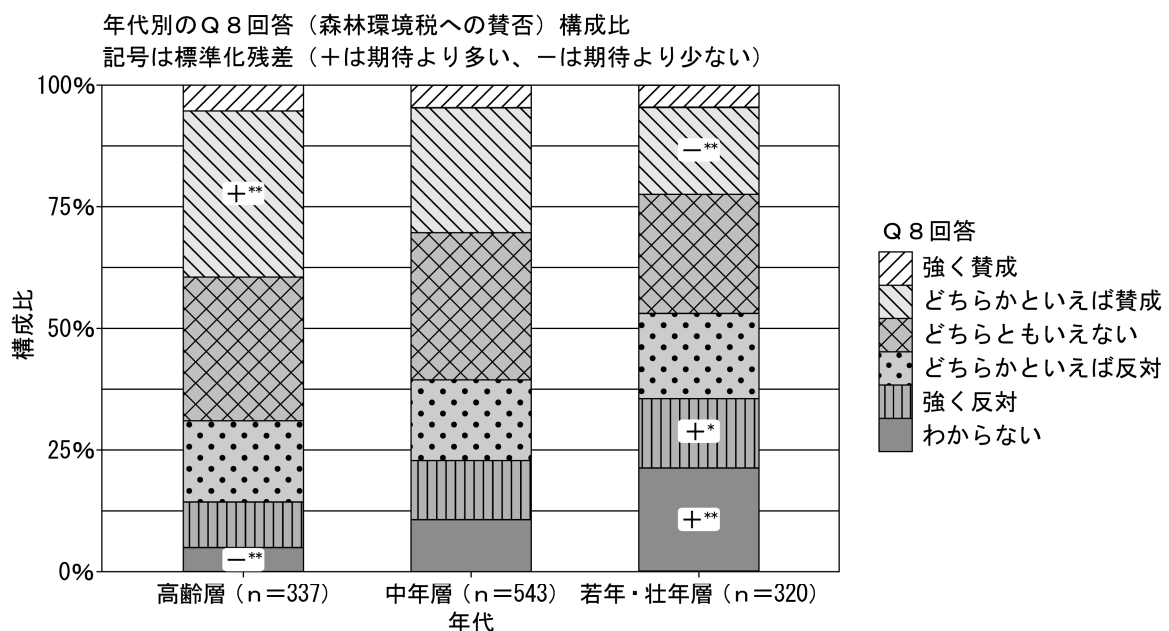


図6 図5の年代別構成比



出所) 図1に同じ。

において「どちらかという賛成」が有意に低く、「強く反対する」と「わからない」が有意に高い。高齢層では「どちらかといえば賛成」が有意に多く、認知の曖昧さはあるものの制度に対する忌避感は高くない傾向がうかがえる。なお、 χ^2 検定の独立性検定統計量は68.28 ($p < 0.001$) で、年代間の回答構成比において統計的に有意な差が認められることがわかる。

2.2 制度への知識は制度への評価を変えるか

以上の結果は、制度に対する理解が税制への反対意見をやや弱める可能性を示唆している。そこで、年齢階層と認知度が制度に対する批判的傾向にどのような影響を与えるかを、順序ロジットモデルを用いて推計した⁽²⁾。結果を表1に示す。

認知度が低い場合の効果は一定しないが、認知度の上昇は制度への賛成傾向に影響を与えることが示された。部分比例オッズモデルにより認知度の各水準について二項ロジット推定を行ったところ、認知度の上昇が反対から中立・やや反対へ移動させる効果は統計的に有意とはならなかったが、中立から賛

成方向への効果は有意に確認された。年齢についても、年齢が高くなるほど制度に賛成する確率が上昇することがわかる。これらの影響を組み合わせた予測値を示したものが図7である。高齢層で制度をよく知っている場合には、約6割が制度に賛成する可能性が示されており、認知度には制度評価に対して一定の効果があるといえる。

以上の結果を踏まえると、森林環境税に関する情報を適切に提供することは、制度及び租税負担に対する理解を一定程度高める可能性がある。しかし、森林環境税に関する情報が納税者・国民に対してわかりやすい形で提供されているかには疑問が残る。また、森林環境税の配分先である森林環境譲与税について、配分方法と使途に関する議論が納税者の納得を得るだけの情報として伝わっているかについても同様である。一例を挙げれば、会計検査院が実施した2025年調査における森林環境譲与税の使途に関するサンプル調査では、情報公開の方法が一元化されておらず、その情報を取得・理解することは必ずしも容易ではないとの指摘がなされている（会計検査院2025）。配分方法についても、その根拠や指標の見直しによる影響が十分に示されているとはい

表1 森林環境税への賛否（Q8）に対する部分比例オッズモデルの推定結果（M1）

変数	β	SE	OR	95%CI	p	
認知度（Q6）——カットポイント別係数（比例拘束なし）						
Y > 1（強く反対を超える）	-0.189	0.111	0.828	[0.665, 1.030]	.090	†
Y > 2（やや反対を超える）	0.015	0.082	1.015	[0.864, 1.193]	.853	
Y > 3（中立を超える）	0.438	0.082	1.550	[1.320, 1.819]	<.001	***
Y > 4（やや賛成を超える）	0.694	0.177	2.002	[1.415, 2.832]	<.001	***
年代区分（参照：若年層～39歳）——比例拘束あり（単一係数）						
中年層（40～64歳）	0.395	0.141	1.485	[1.125, 1.960]	.005	**
高齢層（65歳～）	0.662	0.154	1.940	[1.435, 2.621]	<.001	***

注. 従属変数はQ8「森林環境税への賛否」（1＝強く反対～5＝強く賛成）。「わからない」回答（ $n=144$ ）を除外。有効サンプル数 $N=1,056$ 。

$\beta > 0$ は賛成方向への効果を示す（VGAMの出力を符号反転して掲載）。OR= $\exp(\beta)$ 。95%CIはORの信頼区間。認知度（Q6）はカットポイントごとに独立した係数を推定する部分比例オッズモデルを採用（M1）。年代区分は比例オッズ拘束を維持。

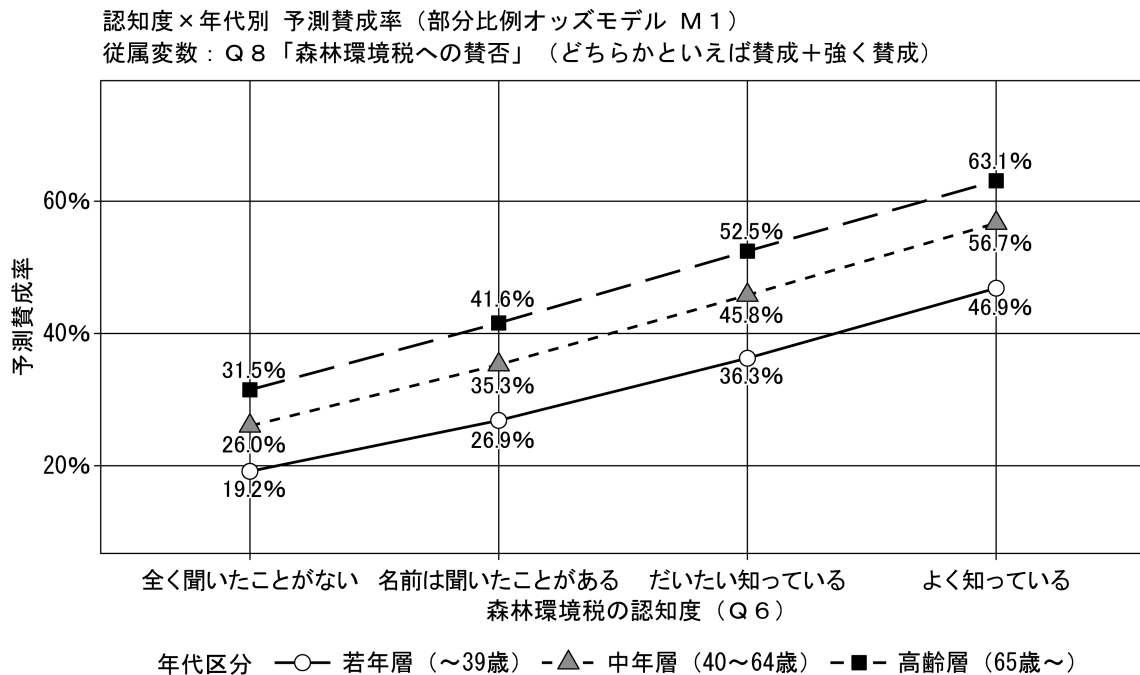
M0（比例オッズモデル）との尤度比検定： $\chi^2(3)=33.61$ ， $p<.001$ 。Log-Likelihood=-1,494.7，AIC=3,009.5，BIC=3,059.1。

† $p<.10$ * $p<.05$ ** $p<.01$ *** $p<.001$

出所）筆者作成。

(2) 比例オッズ仮定についてBrant検定を行ったところ、認知度の係数が仮定に違反していたため（ $\chi^2=26.65$ ， $df=3$ ， $p<0.001$ ）、部分比例モデルを用いて推定を行っている。

図7 表1を前提とした年代及び認知度別の森林環境譲与税への肯定的評価の出現確率



出所) 図1に同じ。

難い。制度への認知が評価の納得度を高めるとしても、伝えるべき情報が適切に整理されていなければ、制度評価に必要な情報が最終的に届かないままとなるおそれがある。

そのため、続いて森林環境譲与税の配分に関する議論と、使途における「基金化」の影響という2点について、量的分析を通じてその制度上の問題点を指摘する。

3. 森林環境譲与税の配分基準における分布の政策的妥当性に関する検討

3.1 譲与基準の見直しの量的結果について

森林環境税（国税）は、市区町村及び都道府県へ森林環境譲与税として配分される。その配分基準は、2023年度までは私有林人工林面積50%・人口数30%・林業労働者数20%というものであった。この基準を適用した場合、人口数は都市部に強く集中する変数であるため、特に受取額の上位において人口基準の影響を大きく受ける自治体が現れる。この点について、森林政策の需要を端的に示す自治体林業

費との関係を分析した拙稿（吉弘2020）では、林業費がゼロの自治体が譲与税受取額の上位に並ぶことを示し、人口基準の影響について量的な観点から問題を指摘した。当初から都市部への配分が多いことに対しては、森林を有する地方圏からの反対意見も少なくなかった（宮城県議会2023、会計検査院2025）。

こうした意見を受けて、政府与党は2024年度税制改正において配分基準の見直しに合意し、人口基準を25%・私有林人工林面積を55%とする変更が決定された。一方、林業労働者数の基準については変更がないままとなった。

吉弘（2024）では、森林環境譲与税の譲与後3年のデータと譲与前3年のデータの平均値を比較し、性質別経費のうち物件費・人件費・積立金の3項目で譲与後に有意な水準の上昇が確認されたことを明らかにした。また、物件費と人件費のいずれについても、林業労働者数による譲与基準が増加に対して有意なプラスの影響をもたらしていることを回帰分析により指摘した。こうした実証的知見があるにもかかわらず、今回の改正では林業労働者数による譲与基準に変更はなかった。以下では、この状況がもたらす量的・政策的意味について検討する。

1) 量的変化の確認

繰り返し指摘されているとおり、森林環境譲与税を最も多く受け取るのは、林業費を計上していない横浜市である。本稿では、2024年度の基準改正による影響を把握するため、旧基準と新基準における配分割合の違いを試算した。なお、人口数と林業労働者数には2020年国勢調査の数値を用いた（林業労働者数については個別データが存在しないため、農林業従事者数から農業従事者数を差し引いた値を代用している）。私有林人工林面積については、最新の農林業センサスでは市区町村別個別データの取得が困難であるため、2017年度に公開された数値を使用した。なお、私有林人工林面積が数年で急激に変化するとは考えにくく、この点での影響は限定的とみなした。

試算の結果、新基準適用後も最も森林環境譲与税を受け取る自治体は横浜市のままである。しかも横浜市への譲与額は、2023年度のおよそ4億400万円から2024年度には4億3,500万円へと増加している。総額が拡大するなかで個別自治体の受取額が増加すること自体は不思議ではない。しかし、配分の問題点が指摘された後においても、都市部においてさえ譲与額が純増する構造的要因については、以下で示す譲与基準の偏りの問題とともに説明が必要である。

2) 横浜市への配分実態

横浜市は、現在確認できる決算統計上、2014年から2023年の10年間を通じて林業費を一円も計上したことがない。にもかかわらず、2019年度から2024年度の6年間に同市に譲与された森林環境譲与税の総額は20億円に上る。横浜市の財政規模は2兆円を超えており、単年度平均3億5,000万円の譲与税は総予算に占める割合としては極めて小さい。しかし、仮にその一部が別の自治体に配分された場合を考えると、他産業に比べて平均賃金が約100万円低い林業労働者（平均賃金300万円程度、林野庁2019）に対して、1億円があれば差額補填分の補助を100人近くに支給できる規模の資金となる。

確かに、森林環境税は日本の森林の持続可能性を高めるための制度であり、川下（消費地）における木質資源の消費活動を活性化させることも制度の目的の一つである。しかし、横浜市において2019年度から2024年度に譲与された20億円のうち、10億円は令和8年度以降の小学校整備を名目として基金化されている（横浜市ホームページ、2026年4月24日参照）。残りの事業活用額は同期間で9億4,300万円であり、基金化された額を下回っている。その内訳は、学校・公園等の改修工事における木質資材の使用がほとんどを占める。

これらの事業費の総額は6年間で667億円であり、森林環境譲与税による充当はその約1%にとどまる。単年度で見れば、総事業費に対する譲与税の割合は0.5%程度、さらに総予算に対しては0.005%程度の支出にすぎない。このような規模をもって、森林環境譲与税が川下の木質資源利用を牽引する財政政策として機能していると評価することは難しい。

マクロ統計からの検討にとどまるが、川下で主に利用される建築材の国産材生産量は2023年度から2024年度にかけて16,180千立米から15,902千立米へと微減している。一方、国内生産を下支えしているのは、川上（山側で利用される燃料材は11,197千立米から12,287千立米に増加）である（林野庁企画課2025、p. 4）。少なくとも森林環境譲与税が増加した期間において、川下の木材消費が川上の生産量増加を促進した根拠は見出しにくい。

このような実態は、森林環境税に対する制度的不信の引き金ともなりかねない。少ない負担額であるとはいえ、その相当部分が政策上の効果や優先度が曖昧なまま都市部に過剰⁽³⁾に配分され、かつその少なくない額が基金化されているという実態は、制度の必要性や緊急性に対する疑念を生じさせるに十分である。前節（2.）では制度への認知が賛成傾向を高める可能性を指摘したが、もともと制度に反対する層については情報量の増加が賛成への移行につながらないことも示されている。制度上の問題点が多数存在する状況は、認知の向上が反対層をむしろ

(3) ここで「過剰」という表現を用いるのは、後の分析を踏まえ、都市部への現状の譲与水準が他の需要を相対的に低く評価した結果であることを示すためである。

強化するという逆効果すら生じさせかねない。

では、横浜市が依然として最大の譲与税受取自治体であり続ける構造的要因はどこにあるのか。本稿の試算によれば、旧基準における横浜市の全自治体合計に対する受取割合は0.92%、新基準では0.77%となり、基準上は割当額が減少している。この0.15%ポイントの減少は、人口基準の割合が30%から25%に引き下げられたことに主に起因する。しかし、それでも横浜市は受取額1位の地位を維持し続けている。

3.2 森林環境譲与税の譲与基準の各タイプにおける割合の比較

この構造をより詳細に把握するため、各指標が上位の自治体にどの程度集中しているかを確認する。表2は、上位1%から10%刻みで、各基準指標の全体シェアに占める割合を比較したものである。たとえば、人口数の多い自治体を上位から並べ、上位18自治体（全体の約1%）が日本全体の人口に占める割合を計算している。私有林人工林面積・林業労働者数についても同様の方法で集計した。

上位1%の集中度に着目すると、人口の著しい偏りが読み取れる。日本では、わずか上位18市区に全体人口の約2割が集中している。一方、私有林人工林面積や林業労働者数にも上位1%への集中は見られるが、その程度はいずれも人口集中度のおよそ半分にとどまる。

この集中度に配分基準の比率を乗じることで、新旧基準の変更が配分に与える実質的な影響を算出で

きる。まず人口については、基準比率が30%から25%へ引き下げられたことにより、上位1%が受ける全体に対する割合は旧基準の6.3%から新基準の5.28%へと約1%ポイント縮小した。次に私有林人工林面積については、旧基準（50%）では5.85%であったが、新基準（55%）では6.44%と0.59%ポイント上昇している。興味深いのは、新旧基準の変更によって、集中度を考慮した際の指標間の順位が逆転している点である。林業労働者数については基準比率の変更がなかったため、上位1%が占める割合は2.03%のままである。

森林環境譲与税の各配分基準には、以下の政策的対応関係がある。第一に、森林政策の対象を示す私有林人工林面積、第二に実際の作業と生産・管理を担う林業労働者数（担い手）、第三に都市における木材消費力を示す人口（消費力）である。すなわち、この制度は政策対象・担い手・消費力の3軸で配分を行っている構造にある。

基準比率の合計だけを見れば「対象＞消費力＞担い手」の順であり、実際に森林を維持管理する人々への評価が最も軽視されている。さらに特定自治体への集中を考慮すると、担い手（林業労働者数）は実質的にも最も過小評価された指標となっており、川下（消費地）重視・川上（山間地と担い手）軽視という日本の森林政策の構造的課題をそのまま制度設計に反映させた結果となっているといえる。

3指標のジニ係数を確認すると、人口基準が0.72、私有林人工林面積が0.69、林業労働者数が0.66であり、人口基準が最も自治体間格差の大きい指標であ

表2 森林環境譲与税譲与基準の上位順各タイプの全体に対する比率

閾値	自治体数	人口数	私有林人工林面積	林業労働者数
上位1%	18	21.1	11.7	10.2
上位10%	175	60.1	50.0	48.7
上位20%	349	75.3	70.5	68.3
上位30%	523	84.1	82.7	80.0
上位40%	697	89.9	90.3	87.7
上位50%	871	93.8	95.2	92.8
上位60%	1,045	96.4	98.0	96.2
上位70%	1,219	98.1	99.5	98.3
上位80%	1,393	99.1	99.9	99.4
上位90%	1,567	99.8	100.0	99.9

出所）人口及び林業労働者数は総務省（2022）『令和2年国勢調査』、森林面積は総務省（2019）『社会統計調査』、私有林人工林面積は林野庁（2019）「森林資源の現況」より筆者作成。

る一方、林業労働者数は最も格差の小さい指標となっている。

こうした分析を踏まえ、今後の森林政策において現場労働力の重視が求められることを考慮するならば、たとえば人口基準を10%、林業労働者数を35%に変更することが一案として考えられる。これにより配分の優先順位は「対象＞担い手＞消費力」となり、川下優先・川上軽視の構造を政策的に是正する意義が制度に組み込まれる。また、上位1%の集中を考慮した全体への影響も、私有林人工林面積6.44%・林業労働者数3.56%・人口数2.11%となり、特定自治体への集中を緩和することが期待される。制度への信頼を確保するためには、解決すべき政策課題を正確に把握したうえで、それを是正するための根拠ある指標の設定が不可欠である。

以上、森林環境税の譲与基準について旧制度から新制度への移行の影響を量的に分析するとともに、基準変更後も都市部の消費力への配分が依然として大きく計上されていることを示した。同時に、川上の林業の担い手に対する評価が、基準比率においても特定自治体への集中を考慮した場合においても過小に評価されていることを指摘し、具体的な指標改善の方向性を提案した。

しかし、こうした配分構造の問題点を指摘するだけでは議論として十分とはいえない。仮に現状の森林環境譲与税が各自治体において森林政策を大きく前進させ、日本の森林の持続可能性に実質的に貢献しているとすれば、配分基準に問題があるとしても実態がそれを補っていると評価する余地もあるからである。そこで次節では、森林環境譲与税が譲与されて以降、その財源が自治体財政や森林政策にどのような影響を与えてきたかを量的に検証する。結論を先取りすれば、実際の使途を検証した場合においても問題が確認されるからこそ、本節で検討した譲与基準の見直しの必要性はより一層高まるといえる。

4. 森林環境税は何に使われているのか

2019年から譲与が開始された森林環境譲与税の当初の使途について、林野庁と総務省が行った調査によると、その2割近くが全額基金化されていることが明らかとなった（総務省・林野庁2022）。こうした状況は一部の報道でも取り上げられ、森林環境譲与税の制度的正当性への疑念が生じる場面もあった。譲与基準においても、前節（3.）で論じた人口基準の影響が問題視されるなかで、森林環境譲与税が効率的に使用されていないとの議論が高まった。吉弘（2024）においても、林業費における基金積立金への支出が過去の傾向と比較して統計的に有意に増加したことが指摘されている。

一方、林業経済学を専門とする石崎（2025b）は、森林環境譲与税の一部が基金化され十分に活用されていない可能性を認めつつ、その原因を配分基準よりも自治体の行政運営上の事情（人材配置や林業専門職の不足・非連続性等）に求めている⁽⁴⁾。また、総務省・林野庁は最新の報告書において、「基金への全額積立の市町村は減少しており、全体で7%となっている」として、問題が実質的に解消されつつあるとの見解を示している（総務省・林野庁2025）。

しかし、石崎の指摘と行財政現場の問題とは相互に結びついており、配分基準の問題と譲与税の非効率な運用とは無関係とはいえない。また、林野庁や総務省の説明するとおり基金化が回避されているとすれば、この数年で自治体の人的課題が急速に解決されたと仮定しなければ、専門家の指摘との整合性がとれない。いずれの説明に基づいても、森林環境譲与税の実態は十分に解明されていないといわざるをえない。

(4) 森林環境譲与税の使途に関する調査は、制度当初の2020年に香坂・内山（2020）や香坂・内山（2021）などで、都道府県、政令市などを対象に行われているが、悉皆調査については管見の限り見当たらない。その他は事例集等が中心となっている。

4.1 林業費から見る森林環境譲与税の使途

本節では、森林環境譲与税が実際にどのように使用されているかを、主に2つの側面から検討する。一つは、過去の分析と同様に、自治体林業費の性質別経費の構成比から、どのような項目に森林環境譲与税が充当された可能性があるかを傍証的に明らかにする手法である。林業費には自治体の一般財源のほか、国・都道府県からの補助や公債費からの支出も含まれている。しかし、森林環境譲与税の譲与後、林業費はそれまでの傾向から明らかに非連続な増加を示しており、森林政策の振興という同税の政策目的に沿った形で支出が拡大していることがうかがえる。

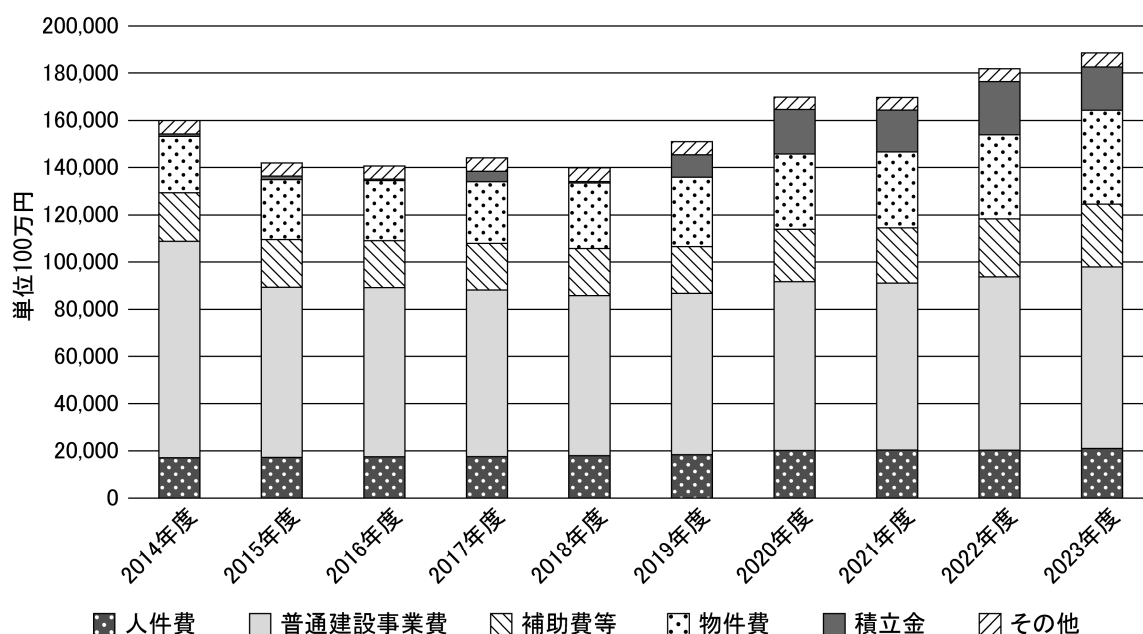
図8は市区町村林業費の性質別歳出を積み上げ棒グラフとして示したものである。この推移を見ると、2019年度以前は2014年度に最も高い水準を記録した後、市区町村林業費は停滞傾向にある。そして、森林環境譲与税の配分が開始された2019年度以降、増加に転じていることが読み取れる。こうした外形事実だけを見れば、森林環境譲与税の多くが林業費に充当され、日本の森林政策を前に進めているように思われるかもしれない。

しかし、2019年度以降、林業費歳出をネットでも押し上げているのは積立金であることも、同図から読み取れる。林野庁や総務省は、2022年以降に譲与税の全額を積立に回す自治体が減少したことをもって基金化問題が解消されたと説明している。しかし、林業費の決算統計を見る限り、2022年はまさに積立金が最大額に膨らんだ時期であり、2023年には一時的に減少したとはいえ、なお180億円の積立金が林業費として計上されている。

省庁の説明と実態の乖離はなぜ生じるのか。総務省・林野庁が基金化問題の解消根拠としているのは、あくまで「譲与税の全額を基金化している自治体の減少」であることに注意が必要である。すなわち、譲与税の一部を事業に使用しつつ残余を基金化している自治体は、この定義のもとでは「事業実施団体」として扱われる。しかし、林業費の実態から読み解けば、こうした報告が制度の実態理解に誤った印象を与えている可能性は否定できない。

森林環境譲与税の年間譲与総額が400億円から500億円程度であるとすれば、200億円近い林業費の積立金支出は決して小さくない。譲与開始前にも林業費内に積立金は存在していたが、最多年でも総額40億円程度であったものが、譲与開始後は複数年度に

図8 市区町村林業費の性質別歳出構成比



出所）総務省『地方財政状況調査』より筆者作成。

わたって150億円を超え、それ以前の3倍を上回る水準が続いている。この事実を森林環境譲与税の配分と切り離して考えることは不自然といえる。

試みに、2014年度から2018年度までの5年間の積立金平均額を算出し、これを2019年度以降の額から差し引いた分を「譲与税由来の積立」と仮定すると、譲与後の積立金累計は約780億円に上る。同期間の市区町村への森林環境譲与税の譲与総額は1,720億円であるから、その約46%に相当する額が積立金として林業費に計上された計算になる。この数字は、林野庁・総務省が説明する「積立自治体の問題は解消されつつある」という説明とは、まったく異なる印象をもたらすものである。

4.2 非林業費計上自治体における森林環境譲与税の使途

林業費を通じた森林環境譲与税の実態把握には、一つの重大な限界が存在する。森林環境譲与税は必ずしも林業費のみに支出されるわけではなく、別の費目で処理されるケースが少なくないという事実である。

最も顕著な問題は、林業費をそもそも1円も計上していない自治体が一定数存在することである。2014年度から2023年度の10年間の決算統計において、林業費を1円も計上していない自治体は20都道府県・169市区町村に及ぶ。これは市区町村全体のおよそ1割弱に相当する。この169自治体には2019年から2023年の5年間で153億円、総譲与額（5年間で約2,000億円）のおよそ8%、市区町村譲与総額に対しては約1割に当たる額が配分されている。林業費を計上する約9割の自治体の実態は林業費の傾向からある程度傍証的に明らかにできるが、この林業費非計上自治体の約1割の使途については、林業費の分析では把握することができない。

この問題を解決するには、169自治体の森林環境譲与税の使途を個別に調査し、事業の詳細からどのような内容に充てられているかを明らかにするほかない。そこで本稿では、169市区町村のホームペー

ジ上の公開情報をもとに、事業費及び事業実態に関するデータセットを独自に構築した。

ただし、このデータセットには以下の限界がある。第1に、令和元年度から令和6年度までの使途情報を2026年4月の調査時点でホームページに掲載している自治体が、169団体すべてにわたって揃っていないわけではない。第2に、事業費の記載において、他財源と分離されず森林環境譲与税の充当額のみが明示されていないケースが存在する。このような事業については、計上されている事業費の全額を充当額として計上しているが、その点で譲与税による事業費額と単年度の譲与税総額とが乖離する可能性がある。また、記載形式もPDF・決算事業一覧・ホームページ上の整理・一部自治体では県がまとめて公開するケースなど多様であり、記載内容にも一定の規則性が存在しない⁽⁵⁾。

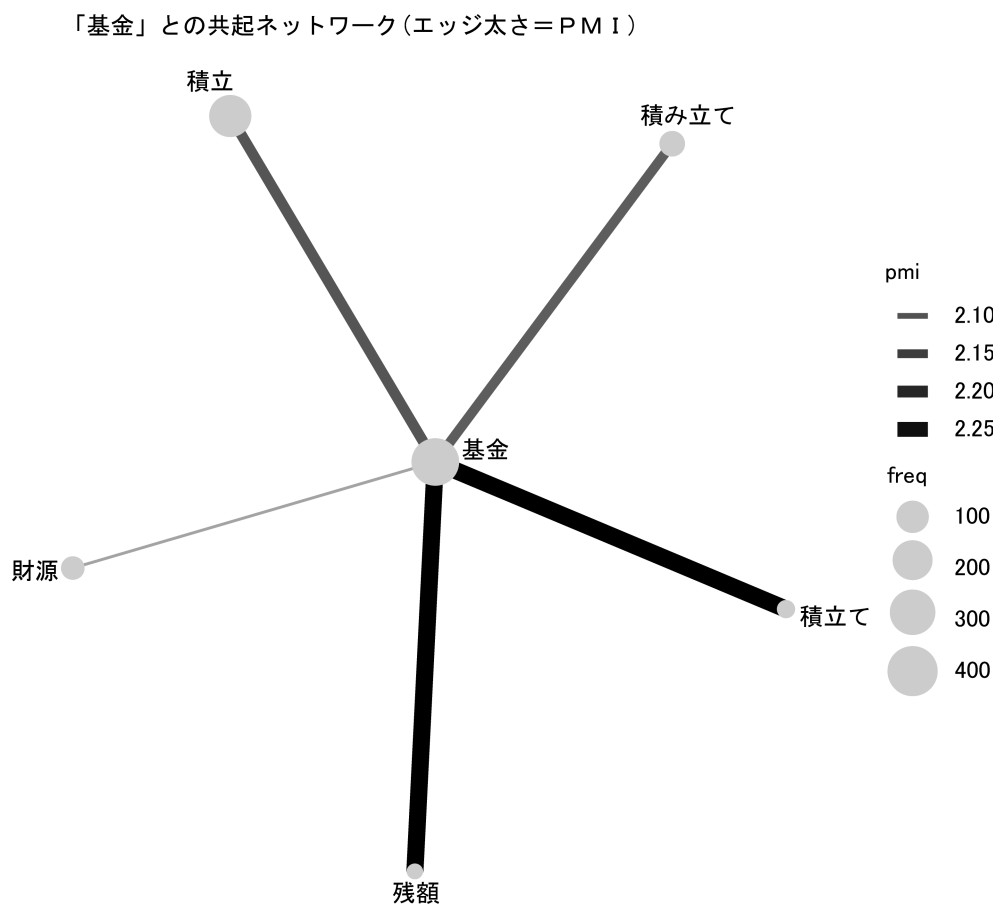
こうした限界はあるものの、林業費を計上しない自治体における森林環境譲与税の使途を量的・質的に明らかにすることは、同制度の実態を林業費以外の側面から補完するうえで一定の意義を持つ。収集できたデータの件数は、2019年度124件、2020年度141件、2021年度149件、2022年度153件、2023年度158件であり、参考として収集した2024年度は136件となった。2019年度から2023年度の5年間全てでデータが取得できた団体は119団体である。

収集した各事業の事業名・事業内容・事業総額・森林環境譲与税充当額を可能な範囲で揃えデータセットを構築し、事業内容に関するテキスト分析（名詞の頻度分析）を実施した。その結果を可視化したものが図9である。最頻出の名詞は「森林」（586回）であり、収集した全文字列の約4分の1の行において「森林」という語が使用されている。これに続き、「整備」（438）・「木材」（420）・「事業」（409）の頻出が確認されるなかで、「基金」（402）が上位の頻出語として存在していることが注目される。

そこで、「基金」という語と統計的な関連性が高く（PMI=Pointwise Mutual Informationが2以上、

(5) 森林環境税は決算とそれに対する市民からのチェックを規定する地方自治法第二百三十三条第三項に基づいて、使途公開を義務付けているが、このように統一性を欠いた限定的な公開方針がどの程度地方自治に対する市民への透明性のある情報公開に資するかは、一地方財政研究者として強く疑問を持たざるをえない。

図10 「基金」との共起性の視覚化図



PMI > 2、語句頻度20回以上でフィルターを掛けた状態。

出所) 各自治体ホームページより筆者作成。

表3 非林業費計上市区町村の森林環境譲与税の使途について

(単位: 1,000円)

年度	森林環境譲与税額	森林環境譲与税 うち基金化ラベルなし合計	森林環境譲与税 うち基金化ラベルあり合計	譲与税に占める 基金化ラベルあり合計の割合
2019	1,112,248	676,384	403,101	36.2%
2020	2,679,499	1,552,856	1,168,686	43.6%
2021	2,746,610	1,951,058	718,401	26.2%
2022	3,757,887	2,369,565	1,287,523	34.3%
2023	3,861,374	2,837,352	1,031,707	26.7%
2024	3,345,787	2,651,926	744,409	22.2%

出所) 各市区町村ホームページ及び、総務省『地方財政状況調査』より筆者作成。

る「基金化問題の解消」という情報が実態を十分に反映していない可能性が明らかとなった。

5. 社会的共通資本としての 森と森林環境税

以上の実証的検討を踏まえたうえで、森林環境税

及び譲与税に対してどのような評価を下すべきかについて、以下に論じる。

まず、筆者は森林環境税が、日本における自然資源の管理を目的とした定額負担として政策論上の意義を持つことを否定しない。森林を社会的共通資本として定義した宇沢(2015)の議論を借りれば、市場での評価が低くなりがちな森林資源からの社会的

便益に対し、均等割による定額の社会的負担を求めることは正当化される。制度形成に関与した諸富（2020）が想定したように、森林環境税が森林と人間生活の持続的な共生に活用されるという政策的方向性についても、筆者は強く同意する。また、石崎（2025 b）が指摘する、林業・森林政策分野における市区町村の専門職不足・人的資源の不足という構造的問題が、森林環境税の執行上の問題と密接に結びついているとの指摘も重要であると考える。

しかし、だからこそ現状の配分構造とそれがもたらす基金化の増加は、問題視せざるをえない。現行の譲与基準では、人口基準の割合がわずかに引き下げられたとはいえ、依然として人口集中地域への譲与税の相対的集中は解消されていない。そして、この事実は森林環境税が、社会的共通資本としての森林を持続的に管理する担い手に対する評価を最も低く位置づけている実態と、無関係とはいえない。

筆者が調査した林業の盛んな地域では、森林環境譲与税を造林支援や土地境界の明確化に活用することで、森林組合の作業効率化を通じた間接的な担い手支援を行っていた。さらに、現在の事業規模は譲与税額に規定されており、増額されればその分だけ事業を拡充できると回答された地域も複数あった。担い手への直接的な支援に取り組む自治体も増えつつある。熊本県では公益財団法人熊本県林業従事者育成基金を通じて、林業従事者の社会保険料等への支援に譲与税を充てている。高知県香美市では、香美市林業担い手対策支援事業費補助金を譲与税から支給し、市内事業者に対して雇用者1人あたり月9

万円の給与補助を実施している。こうした担い手の定着を図る施策は、社会的共通資本に対して市場では供給されない費用を社会全体で分担するという制度本来のデザインにかなったものといえる。

翻ってみれば、こうした政策デザインを地方自治のもとで実現しようとする場合、配分基準において森林そのものが存在しない都市部に一定の配分が集中する現行の設計は、制度の趣旨を歪めているといわざるをえない。全国的林業従事者は約5万人であり、仮に単年度に使用されなかった平均約200億円の譲与税を担い手支援に充当すれば、1人あたり年間40万円の補助に相当する。現状の配分基準を一部変更するだけでも、他産業より低い労働報酬に甘んじながら社会的に価値ある資源を管理する担い手に対して、その費用の一部を社会的に還元することが可能となる。

さらに、担い手支援を実質とする制度に改善することは、森林環境税に関する情報が広く国民に行き渡った際に、負担に対するポジティブな評価を強化することにもつながる。また、もともと制度に反対する層に対しても、公共政策としての合理性から理論的な説得を試みる余地が生まれる。

森林環境税が真に森林を社会的共通資本として守るものであるならば、まず配分基準を見直し、実態的な財政需要を持つ自治体への配分を厚くするとともに、担い手への社会的評価を指標としても重視することが何より求められる。そうして初めて、この制度は森林環境税というその名にふさわしい機能を発揮しうるのではないだろうか。

（よしひろ けんすけ 桃山学院大学経済学部教授）

キーワード：森林環境税／森林環境譲与税／林業費／林業の担い手支援

【参考文献】

- 青木宗明（2021）「第1章 国税・森林環境税：租税原理に反する不公平極まりない増税」青木宗明編著『国税森林環境税——問題だらけの増税——』公人の友社、pp. 15－45
- 石崎涼子（2025 a）「森林政策における財政と地方自治体に関わる研究の課題」『林業経済研究』71巻3号、pp. 16－28
- 石崎涼子（2025 b）「地方自治体の森林行政と専門性」『自治総研』51巻563号（通号）、pp. 19－37
- 宇沢弘文（2015）「序章 社会的共通資本と森林コモンズの経済理論」宇沢弘文・関良基編著『社会的共通資本としての森』東京大学出版会

- 香坂玲・内山愉太（2020）「政令指定都市における森林環境譲与税の活用の現況」『日本森林学会誌』日本森林学会、102巻3号、pp. 173－179
- 香坂玲・内山愉太（2021）「森林環境譲与税を契機とした都道府県による市町村支援の方向性の分析——使途整理・情報交換・組織設置に関する全国と比較から——」『日本森林学会誌』103巻2号、pp. 134－144
- 田家邦明（2024）「森林政策における市町村の役割と国の森林環境税について」『経済学論纂』（中央大学経済学研究会）65巻1号、pp. 79－102
- 早尻正宏（2023）「地方政策における地方自治体の課題と期待」『自治実務セミナー』738号、pp. 8－11
- 諸富徹（2020）「森林環境税による林業再生と山村の経済基盤強化」『地方財政』59巻10号、pp. 4－19
- 吉弘憲介（2020）「譲与基準の分析から明らかになる国税・森林環境税の問題点と、本来あるべき森林整備財源の配分基準」『日本地方財政学会研究叢書』五紘社、27号、pp. 115－133
- 吉弘憲介（2024）「森林環境譲与税は市町村林業費にいかなる影響をもたらしたのか——2019年度・21年度決算統計からの分析」『桃山学院大学経済経営論集』65巻4号、pp. 119－131
- 吉弘憲介（2026）「財政ポピュリズムは福祉国家に何をもちこたすのか——普遍主義と選別主義の二項対立を超えて」『季刊 経済理論』63巻1号、pp. 14－19

【参考資料】

- 会計検査院（2025）「第4章第3節 特定検査対象に関する検査状況 第2 市町村等が森林環境譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について」『令和6年度決算検査報告』、pp. 575－604 <https://www.jbaudit.go.jp/report/new/index.html>（最終閲覧日：2026年4月22日）
- 香美市（2020）「香美市林業担い手対策支援事業費補助金交付要綱」https://www1.g-reiki.net/kami/reiki_honbun/r255RG00001229.html（最終閲覧日：2026年4月26日）
- （公財）熊本県林業従事者育成基金（2024）「森林環境譲与税を活用した林業担い手対策の提案について」<https://www.iku-seikikin.net/wp/wp-content/uploads/2024/06/R5lgrennkei-teian.pdf>（最終閲覧日：2026年4月26日）
- 総務省・林野庁（2022）「令和2年度における森林環境譲与税の取組状況について」https://www.soumu.go.jp/main_content/000782560.pdf（最終閲覧日：2026年8月29日）
- 総務省・林野庁（2025）「令和6年度における森林環境譲与税の取組状況について」https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/attach/pdf/kankyousei_jouyousei-23.pdf（最終閲覧日：2026年4月26日）
- 日本学術会議農学委員会林学学科会（2023）『持続可能な森林管理における現状と課題——市町村による森林管理と森林環境税の新たな役割』日本学術会議、<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-h230926-9.pdf>（最終閲覧日：2026年9月10日）
- 南富良野町（年不明）「林業担い手新規定着通年雇用事業」<https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/kurashi-info/林業振興/林業担い手新規定着通年雇用事業/>（最終閲覧日：2026年4月26日）
- 宮城県議会（2023）「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」（<https://www.pref.miyagi.jp/site/kengikai/ikensho-r0506.html>）（最終閲覧日：2026年8月29日）
- 横浜市（2026）「森林環境税・森林環境譲与税（国税）」<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/kuni-ken-zeikin/shinrin/sinrinkankyousei.html>（最終閲覧日：2026年4月26日）
- 林野庁（2019）『平成30年度 森林・林業白書』林野庁、<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/30hakusyo/zenbun.htm1>（最終閲覧日：2026年4月26日）
- 林野庁企画課（2025）「令和6年（2024年） 木材需給表」林野庁、<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kikaku/attach/pdf/251121-1.pdf>（最終閲覧日：2026年4月26日）

Appendix アンケート調査 調査票 設問項目

【Q1】森林・環境問題に関する考え

以下の文について、あなたの考えにどの程度あてはまるかお答えください。（各項目1つ）

1. 大いにそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

6. わからない

- a. 自分の住む地域では森林の荒廃が問題だと思う
- b. 森林管理は災害リスクに関係すると感じる
- c. 地球温暖化は深刻な問題である
- d. 日本は森林保全にもっと力を入れるべきだと思う

【Q2】現在の居住環境

あなたが現在住んでいる環境として最も近いものを1つ選んでください。（1つ）

- 1. 大都市・中心市街地
- 2. 都市部周辺の住宅地
- 3. 郊外（ニュータウン等含む）
- 4. 農村部（平地）
- 5. 農村部の中山間地域
- 6. その他

【Q3】自宅近くの森林の有無

あなたの自宅から、車または徒歩で30分以内に森林（山林）があると思いますか。（1つ）

- 1. ある
- 2. ない
- 3. わからない

【Q4】森林への訪問頻度

過去1年間に、あなたは比較的近い森林や山林にどの程度出かけましたか。（1つ）

- 1. 1回も行っていない
- 2. 1～2回
- 3. 3～5回
- 4. 6～11回
- 5. 12回以上（ほぼ毎月）
- 6. よく覚えていない

【Q5】中山間地域や農業への公的支援に関する考え

以下の政策について、どの程度支持するかお答えください。（各項目1つ）

- 1. 大いに支持する
 - 2. ある程度支持する
 - 3. どちらともいえない
 - 4. あまり支持しない
 - 5. 全く支持しない
 - 6. わからない
- a. 中山間地域における道路や公共交通などのインフラ整備支援
 - b. 中小規模農家に対する所得保障制度
 - c. 農山村への移住・定住を促進する補助制度
 - d. 地域おこし協力隊制度による地域支援

【Q6】森林環境税の認知度

森林環境税について、あなたの認知度を教えてください。（1つ）

- 1. 制度の内容をよく知っている
- 2. だいたいどのような制度か知っている
- 3. 内容は知らないが、名前は聞いたことがある
- 4. 全く聞いたことがない

【Q7】年間1,000円という負担額の印象

森林環境税は、個人住民税に年間1,000円が上乗せされて徴収されています。

この負担額について、あなたはどのように感じますか。（1つ）

1. 非常に低いと感じる
2. やや低いと感じる
3. ちょうどよい水準だと感じる
4. やや高いと感じる
5. 非常に高いと感じる
6. よくわからない

【Q8】森林環境税制度への賛否

あなたは、この森林環境税の制度（年間1,000円の上乗せ徴収）に賛成ですか、反対ですか。（1つ）

1. 強く賛成する
2. どちらかといえば賛成する
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば反対する
5. 強く反対する
6. わからない

【Q9】環境対策の費用負担方式に関する考え

環境保全の費用負担の方法について、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。（1つ）

1. 税金として、すべての人から強制的に負担を集めるべき
2. 税金と寄付などの任意負担を組み合わせるのがよい
3. 税金ではなく、寄付やクラウドファンディングなど任意の支払いで行うべき
4. どれともいえない
5. わからない

【Q10】森林保全に対する年間支払意思額（支払い方式による比較）

＜ご注意＞

以下の2つの質問は、森林保全による効果は同じですが、支払い方法のみが異なります。

それぞれ独立した質問としてお答えください。

【Q10-1】（税方式）

あなたが住んでいる地域近くの森林で、間伐や下草刈り、遊歩道整備などの保全活動が実施され、災害リスクの軽減や自然利用機会の向上が見込まれるとします。

その費用を森林環境税として、個人住民税に上乗せして毎年支払う場合、あなたは年間いくらまでなら支払ってもよいと思いますか。（1つ）

1. 全く支払いたくない（0円）
2. 年間500円以下なら支払ってもよい
3. 年間500円超～1,000円程度なら支払ってもよい
4. 年間1,000円超～5,000円程度なら支払ってもよい
5. 年間5,000円を超えてもよい
6. わからない

【Q10-2】（任意支払い方式）

※ 森林保全の内容はQ10-1と同じです。支払い方法のみが異なります。

あなたが市区町村や森林保全団体（NPOなど）に対して任意で寄付をする場合、あなたは年間いくらまでなら支払ってもよいと思いますか。（1つ）

1. 全く支払いたくない（0円）
2. 年間500円以下なら支払ってもよい

3. 年間500円超～1,000円程度なら支払ってもよい
4. 年間1,000円超～5,000円程度なら支払ってもよい
5. 年間5,000円を超えてもよい
6. わからない

【Q11】以下の各設問について、あなたのお考えに最も近い選択肢をお選びください。質問は、発電方式や脱炭素政策に関する皆さまのご意見を把握することを目的として実施するものです。専門的な知識の有無にかかわらず、日常적인お考えを自由にご回答ください。

1. 大いにそう思う
 2. そう思う
 3. あまりそう思わない
 4. そう思わない
 5. 全くそう思わない
- a. 原子力発電には安全性への懸念がある
 - b. 再生可能エネルギーの導入は長期的なエネルギー安全保障に寄与すると考える
 - c. 再生可能エネルギーは天候に左右されやすく、安定性に課題がある
 - d. 再生可能エネルギーの導入のために負担しているコストは妥当である
 - e. 再生可能エネルギーによる発電量を今後増やすべきである
 - f. 原子力発電による発電量を今後増やすべきである
 - g. 化石燃料による発電量を今後増やすべきである
 - h. 大規模太陽光発電の設置に対する規制を強化すべきである
 - i. 発電施設の設置にあたって、地域住民からの理解を得ることが重要である
 - j. 身近な生活空間に大規模太陽光発電所を建設してほしくない

【Q12】以下の政策について、あなたはどの程度「望ましい」と感じますか。

1（全く望ましくない）～10（非常に望ましい）の数字でお答えください。

- a. 消費税率の引き下げ
- b. 自動車関連税（自動車税・ガソリン税等）の引き下げ
- c. 低所得者や子育て世帯への給付付き税額控除の導入
- d. 市販薬に類似する医療用医薬品を健康保険の対象から一部除外する政策
- e. 海外からの労働力（移民など）の受け入れを今より増やす政策
- f. 性的指向や性自認など多様性に関する法的権利を強化する政策
- g. 再生可能エネルギー（太陽光・風力など）の活用を拡大する政策
- h. 物価上昇への対応として家計への現金給付を行う政策

特定地域づくり事業協同組合制度の活用の実態と課題（Ⅰ）

持続可能でパフォーマンスの高い組合運営のための条件の探求

嶋 田 暁 文

<要 旨>

本稿は、人口急減地域でマルチワークによる通年雇用を創出し、地域の担い手確保を図る特定地域づくり事業協同組合制度の活用実態と課題を明らかにし、持続可能でパフォーマンスの高い組合運営の条件を探るものである。制度の仕組み、認定等の手続き、財政支援、近年の制度改正を整理した上で、総務省調査から、派遣職員の確保・定着、組合員の労働需要への対応、財政的・組織的持続可能性、地域定着・キャリア形成等の全国的傾向を検討する。さらに、海士町、安来市、智頭町、日南市、五島市、沖永良部島（和泊町、知名町）、小国町、川上村、浜田市、西栗倉村、奄美市等の事例を紹介し、職員を単なる労働力ではなく地域づくりの担い手として位置づけること、職員と事業者をつなぐ事務局の調整力、職員の意欲を高める仕組み、事務負担を抑える仕組み、持続可能な収益モデル、自治体・中小企業団体中央会・先行組合等による伴走支援の重要性など、得られた知見を整理・提示する。

要 旨

はじめに

- 1 特定地域づくり事業協同組合制度の内実
 - 2 制度活用の全体傾向と運用上の論点
 - 3 各地の組合にみる制度活用の実態と工夫
 - 4 持続可能でパフォーマンスの高い組合運営の条件
- おわりに

以上本号

以下後号

はじめに

農山漁村では、年間を通じて安定した就業機会を確保しにくく、その結果、十分な雇用条件や一定の所得水準を確保することが難しい仕事も少なくない。日本酒の「杜氏」などがその典型例である。農業の場合も、これに当てはまるものが多々ある。こうした仕事の場合、複数の仕事を組み合わせること（＝マルチワーク）で、生計を成り立たせる必要がある。逆に言えば、そうした働き方がなされなければ、担

い手が確保されないことで、その仕事自体が失われることになる。その仕事に支えられてきた事業者も持続困難になり、地域経済は衰退する。また、そうした仕事を通じて生み出され、維持されてきた食や酒、風景といった地域独自の魅力も失われることになる。さらに、「年間を通して安定的な仕事」が十分に得られないことは、人口流出の要因やU I Jターンの障害にもなってきた。

こうした状況に鑑み、制定されたのが、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推

進に関する法律」（以下、「人口急減法」と呼ぶ⁽¹⁾。）である。同法は、2019年11月27日に成立、同年12月4日に公布され、2020年6月4日に施行された。この法律に基づいて創設された仕組みが、「特定地域づくり事業協同組合制度」にほかならない。

この仕組みは、①4者以上の事業者で協同組合を設立し、職員を雇用した上で、②複数の事業者に職員を派遣する形で「マルチワークによる年間を通じた仕事」を創出することで、地域の担い手を確保するものであり、③その取り組みに対しては、財政的支援が行われる。

より詳細に言えば、①地域人口の急減に直面している地域において、②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、③マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に派遣）に係る労働者派遣事業等を行う場合に、④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、⑥組合運営費について財政支援を受けることができるようにする、というのが当該制度の内実となっている。

本制度をうまく活用すれば、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等と呼び込むことができる。それによって、事業者の事業の存続・拡大も可能となる。一方、マルチワークを経験した上で直接雇用、独立・起業等への移行によって「卒業」⁽²⁾することも、組合の目的や本人の方針によっては、重要な成果の一つとなりうる。たとえば、農業事業者への派遣を通じて、派遣職員が農業のいろはを学び、最終的に「卒業」して、当該事業者就職したり、農家になったりすることで、農業の担い手確保につながることもある。いずれにせよ、地域の持続可能性を高める画期的な

仕組みだと言えよう。

しかしながら、そうした可能性を現実のものにできている特定地域づくり事業協同組合は必ずしも多くはない。否、むしろ苦戦しているところが少なくないように思われる。そうした中、2026年8月20日現在で、解散事例もすでに5件生じている⁽³⁾。

そこで本稿では、組合のパフォーマンスを、①派遣職員の確保・定着、②組合員の労働需要への対応、③組合の財政的・組織的持続可能性、④地域への定着やキャリア形成といった複数の側面からとらえた上で、制度活用の成否を検討し、持続可能でパフォーマンスの高い組合運営のための条件を探る。個別事例を紹介する先行研究はそれなりにあるものの、そうした総括的な分析は未だ十分になされていない⁽⁴⁾。本稿はそうした空白を埋める点に意義を有する。

以下、まずは、特定地域づくり事業協同組合制度の内実をより詳細に説明した上で（第1章）、総務省の調査結果等に基づき、制度活用の全体傾向と運用上の論点を確認する（第2章）。そして、特徴的な事例を中心に、個別の組合の実態に目を向け、そこでの取り組みや工夫を明らかにする（第3章）。最後に、そこから得られる知見を整理し、示すことにしたい（第4章）。なお、本稿（Ⅰ）では第1・2章を扱い、第3・4章は（Ⅱ）以降で扱う。

1 特定地域づくり事業協同組合制度の内実

特定地域づくり事業協同組合制度の概略は冒頭で述べた通りだが、これを活用するためにはより詳細に制度の内実を押さえてはならない。以下、できるだけ簡潔に説明したい。

(1) 「特定地域づくり事業推進法」と表記されることもある。

(2) 本稿では、派遣職員が組合員事業者直接雇用されたり、地域内で独立・起業したりして組合を離れることを、便宜上「卒業」と呼ぶ。ただし、「卒業」は、法律上の目的や必須の成果とはなっていない。

(3) ①えんがるサンキュー事業協同組合（北海道遠軽町）、②みやき町特定地域づくり事業協同組合（佐賀県みやき町）、③のとじま特定地域づくり事業協同組合（石川県七尾市）、④結いワーク宇検村協同組合（鹿児島県宇検村）、⑤みやこ地域づくり協同組合（沖縄県宮古島市）がそれである。

(4) 福田ほか（2026）が先行研究を踏まえた総括的な検討を試みているが、なお論じられている内容は限定的であり、総括性において十分とは言えない。

1-1 総論 ― 押さえておくべきポイント

1-1-1 「人口急減地域」とは？

まず、当該制度は、「人口急減地域」で活用されることが想定されているが、これは「一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」を指す（人口急減法2条1項）。「過疎法に基づく過疎地域、同法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域はもとより、近年の人口の動向、高齢化の進行、若年層の減少、人口密度や地域の事業所数など、さまざまな観点から地域の実情を汲みとり、都道府県知事が適切と認める地域等がこれに当たる」とされている（総務省2026：34）。つまり、過疎法上の過疎地域等に限定されないということである。

たとえば、佐賀県では、人口減少率が過疎要件（1960年～2015年にかけての人口減少率が40%）を厳密には満たしていなくても、市町から出される意見書で過疎地域の基準に近いと判断された場合には認定を行っている（総務省2023b：39）。

1-1-2 認定対象が中小企業等協同組合法に基づく組合であるということの含意

次に、認定対象が中小企業等協同組合法に基づく組合であるということのインプリケーションを押さえておこう。

そのインプリケーションは第1に、事業協同組合は組合員のために直接の奉仕をして共同事業を行う事業体であることから、その利用者は、原則、組合員に限られ、組合員の利用に支障がない場合、当該事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20以内に限り、員外者の利用が認められるということである（中小企業等協同組合法9条の2）。

ただし、2025年の法改正により、員外者のうち関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用割合の制限が緩和された（後述）。

第2に、事業協同組合の組合員の資格を有する者は、地区内で商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う「小規模の事業者」で、定款で定めるものとされ、法人格を持たない任意の組織・団体・グループ等を組合員資格として定めることはできないということである（同法8条）。なお、「小規模の事業者」とは、原則として資本金又は出資金が3億円（小売業又はサービス業は5,000万円、卸売業は1億円）を、又は従業員数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）を超えない事業者とされている⁽⁵⁾。

営利を目的とすることは要件とされていないため、社会福祉法人、学校法人等も組合に加入することができる。他の法律に基づいて設立された協同組合（農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合等）も一個の事業者であるため、組合に加入することができる。一方で、市町村は組合員になれない⁽⁶⁾。ただし、第三セクターは組合員になりうる（岩田2022：47）。

第3に、組合員は、出資1口以上を有しなければならないということである（同法10条⁽⁷⁾）。ただし、1口の金額をどの程度にすべきかについては、特に定められていない。

1-2 制度活用に必要なとなる三つの手続き

特定地域づくり事業協同組合制度を活用して労働者派遣事業を開始するためには、①事業協同組合の設立関係手続き、②特定地域づくり事業協同組合の認定関係手続き、③労働者派遣事業の届出関係手続きを順次行うことが必要となる（総務省2022：31）⁽⁸⁾。

(5) これを超える場合でも、明らかに大企業ではないと考えられる事業者は、組合員になることができる。ただし、この場合は、組合から公正取引委員会への届出が必要になる。

(6) なお、市町村は組合員として出資することはできないが、定款・規約に基づき賛助会員として協力することや、法令・予算上の根拠に基づき補助金等による財政支援を行うことは可能である。

(7) なお、その最高持ち口数は原則として出資総口数の25%を超えてはならないとされているが、これは最高持ち口数を無制限に認めると組合員の権利の平等の原則が事実上崩される結果を招くことになるとともに、1人で多くの出資を持っている組合員が脱退した場合には、直ちに組合事業の遂行に支障を来すおそれがあるとの考え方による。

(8) (A)事業協同組合の設立手続きに従い設立が認可された後、(B)特定地域づくり事業協同組合としての認定の申請を行うこととなる。

ただし、事前相談や事業計画・申請書類の準備は、関係機関との調整を含め、並行的・一体的に進める必要がある。

1-2-1 事業協同組合の設立までの手続きと流れ

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立関係手続きからみていこう。

まずは4人以上の発起人を集める必要があり（同法24条）、発起人は、事業協同組合を設立するために創立総会を開催する必要がある（同法27条）。総会では、設立同意者の半数以上が出席し、定款の承認、事業計画及び収支予算の設定、役員の選出、組合の主たる事務所の所在地等設立に関して必要な一切の事項を、議決権の3分の2以上の多数で決定する。

次に、都道府県知事に対し設立認可を申請し（同法27条の2）⁽⁹⁾、設立認可を受けた後、設立の登記を行う。組合成立の日は、行政庁により設立の認可を得た日ではなく、登記を完了した日となる（同法28条、29条、30条）。

以上の手続きには、通常、2～3か月程度かかると思われる（総務省2023 a：8）。

1-2-2 特定地域づくり事業協同組合の認定手続き

次に、人口急減法に基づく特定地域づくり事業協同組合の認定手続きである。この認定は、都道府県知事が市町村長の意見の聴取を経た上で認定を行うものとされている（同法3条）。認定の有効期間は10年である（更新手続きを経て更新可）。

認定を受けるには、以下の基準を満たす必要がある。

第1に、地区に係る基準である（同法3条3項1号）。(A)地域人口の急減に直面している地域であること、(B)一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められること、(C)地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であることというのが、その具体的な基準である。

第2に、事業計画の適正性及び職員の就業条件への配慮に係る基準である（同法3条3項2号イ）。

このうち、事業計画の適正性については、(a)派遣先を確保できる見込みがあるか、(b)派遣職員を確保できる見込みがあるか、(c)専ら一の事業者のみへの派遣となるなど不適正な事業となっていないか、(d)事業を継続的に運営する上で収支計画が適正なものとなっているか、(e)利用料金について、地区内の他の人材確保手段に係る委託料等の水準も踏まえ、派遣職員の適正な賃金、法定福利費その他の必要経費を賄うことのできる水準が確保されているか、(f)市町村等からの財政支援の見込みがあるか、などがその具体的な基準となる。

一方、就業条件への配慮については、(イ)派遣労働者の給与について、地区内の他の事業者の正規職員の給与等の水準を踏まえて、一定の水準が確保されているか、(ロ)社会保険・労働保険に加入しているか、(ハ)教育訓練、職員相談の体制が整備されているか、(ニ)労働安全衛生教育の実施体制が整備されているか、などがその具体的な基準となる。

第3に、地域社会の維持及び地域経済の活性化に係る基準である（同法3条3項2号ロ）。都道府県知事が、組合の予定派遣先の数・事業内容、地区外からの派遣労働者の確保の見通し等を踏まえて当該事業が地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するものかどうかを判断することとなる。

第4に、経理的・技術的基礎に係る基準である（同法3条3項3号、同条4項）。組合は、特定地域づくり事業を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められる必要があり、都道府県知事が労働者派遣法の許可基準を参酌した上でその適否を判断することとなる。具体的には、(1)派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力に係る基準（＝派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めていること＋キャリア・コンサルティングの相談窓口を設置していること）、(2)派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制に係る基準

(9) ただし、権限移譲がなされている場合には、市町村長が認可事務を行う。

（＝派遣元責任者を設置していること⁽¹⁰⁾）、（３）個人情報保護に係る基準（＝個人情報適正管理規程を定めていること）、（４）財産的基礎に係る基準（＝資産の総額から負債の総額を控除した額（＝基準資産額）について所要の額が確保されていること）を満たす必要がある。

なお、教育訓練・キャリア形成支援制度に関する計画や労働者派遣計画等については、労働局に対して事前相談段階で協議されるという（総務省2022：30－31）。

また、基準資産額については、労働者派遣法の許可基準では、１事業所当たり2,000万円以上を確保する必要があるものとされている。しかし、人口急減法に基づく認定に当たっては、必ずしも2,000万円以上を確保する必要はなく、万が一労働者派遣事業の運営が困難になった場合であっても、一定期間派遣労働者に対する賃金支払いが担保されるようにするとの許可基準の考え方を踏まえ、当該事業協同組合の派遣労働者数、給与単価、派遣職員人件費に対する公費支援の見込み等を勘案し、都道府県知事が所要の基準資産額が確保されているか否かを判断することとなる。

第５に、連携協力体制に係る基準である（同法３条３項４号）。具体的には、（ｉ）関係事業者団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等）が組合員として参加する、地域の労働需要を把握して組合に情報提供するなど、関係事業者団体との協力体制を整備すること⁽¹¹⁾、（ii）市町村が特定地域づくり事業協同組合と関係者との調整に助言・協力したり、特定地域づくり事業協同組合への財政支援、職員に対する空き家等の住居のあっせん、保育園や放課後児童クラブ等の子育て環境の整備などの協力体制を構築したりすることなどが求められる。

第６に、その他、都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合の認定等に当たって、法の目的を達成するために必要があるときは、（必要最小限度の）条件を付して認定等を行うことができるとされる（同法７条）。

事業の骨格検討段階から事前相談を経て、以上のような特定地域づくり事業協同組合の認定までにかかる所要期間は、10か月程度とする組合が多いという（総務省2022：６）。

1-2-3 労働者派遣事業の届出手続き

最後に、労働者派遣事業の届出手続きである。労働者派遣事業を行う場合は、通常、労働者派遣法に基づく許可を得なければならない。しかし、特定地域づくり事業協同組合の場合、届出により労働者派遣事業を実施できるという特例が設けられている（人口急減法18条１項）。

前述の通り、労働者派遣法上の許可となると、基準資産額2,000万円以上を確保する必要がある。特定地域づくり事業協同組合の場合、比較的小規模の運営が想定されており、2,000万円という資産要件をクリアすることは容易でない。そのため、許可ではなく届出となることで一律2,000万円の基準をそのまま満たす必要がなくなることのメリットは大きい。

労働者派遣事業の届出手続きは、①事業者の事前準備（都道府県労働局との相談、事業計画立案、事業所等の準備、提出書類の準備、派遣元責任者講習の受講等）、②申請者から労働局への届出書類提出、③労働局における届出内容の確認と届出書類の受理、④労働局から事業者への届出受理番号の付与、という流れになっている。都道府県労働局との事前調整が十分になされていれば速やかな受理が可能となるため、労働局と十分相談することが重要である。

(10) 派遣元責任者の設置については、労働者派遣法の許可基準において、派遣元責任者の資格要件として、「成年に達した後、３年以上の雇用管理の経験を有する者であること」、「派遣元責任者講習を受講した者であること」等の要件が定められており、当該要件を満たす必要がある。なお、「雇用管理の経験」とは、人事又は労務の担当者（事業主（法人の場合はその役員）、支店長、工場長その他の監督若しくは管理の地位にある者を含む。）であったと評価できること、又は労働者派遣事業における派遣労働者若しくは登録者等の労務の担当者であったことをいう。

(11) ただし、地区内に存在するあらゆる事業者団体との連携協力体制を求めるものではない。

1-3 労働者派遣事業に関する留意点

特定地域づくり事業協同組合が届出により実施できる労働者派遣事業は、期間の定めのない労働契約によって雇用される職員に係る労働者派遣事業に限られている（人口急減法18条）。このため、組合が、自主事業として、有期雇用職員に係る労働者派遣事業を実施しようとする場合は、別途労働者派遣法に基づく許可を得る必要がある点に留意しておく必要がある。

そのほか、労働者派遣法の規定のうち、特定地域づくり事業協同組合の運営上、特に重要な規定としては、①派遣禁止業務（労働者派遣法4条）、②キャリア・アップ措置（同法30条の2）、③同一労働同一賃金（同法30条の3等）、④待遇に関する事項等の説明（同法31条の2）、⑤離職後1年以内の労働者派遣の禁止⁽¹²⁾（同法35条の5、40条の9）が挙げられる。

このうち、派遣禁止業務については、港湾運送業務、建設業務（林業のうち地ごしらえ、植栽作業を含む）、警備業務、病院等における医療関係業務がこれに該当する（労働者派遣法4条、同法施行令2条）。病院等における医療関係業務については、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務の場合（一定の医療専門職については、これらのほか、就業場所がへき地である場合等）などに限っては行うことが可能とされている。

ただし、建設業務については、後述のように、制度見直しにより、建設業務への労働者派遣は引き続き禁止されているものの、職業能力開発の一環として、出向先の建設業者との雇用契約の締結、研修の実施等の要件を満たす在籍型出向によって従事することが可能とされた。なお、直接建設作業に従事しない雪かきや、災害時の土砂の撤去等の作業は、そもそも建設業務に該当しないとされている。

1-4 財政上の措置等（人口急減法16条）

1-4-1 特定地域づくり事業推進交付金

特定地域づくり事業協同組合の運営については、市町村等の負担につき、特定地域づくり事業推進交付金の交付及び特別交付税措置を通じた財政上の措置がなされる。

特定地域づくり事業推進交付金は、特定地域づくり事業協同組合の運営経費について市町村等が補助金等を交付する場合、当該市町村等の補助金等の額の2分の1について、交付金を交付するというものである。ただし、特定地域づくり事業推進交付金の対象となる特定地域づくり事業協同組合への市町村等の補助金等は、組合運営費の2分の1の範囲内とされる。なお、交付対象経費は、①派遣職員人件費（交付対象経費の上限額：450万円／年・人）、②事務局運営費（交付対象経費の上限額：670万円／年）⁽¹³⁾である。

ただし、当該派遣職員の一の派遣先での年間労働時間が年間総労働時間の理論値の8割超となる派遣職員の人件費については、当該職員に係る人件費の全額が交付金の対象外となる。また、労働需要に応じた職員の確保がうながされるよう、当該派遣職員の稼働率（派遣先での年間労働時間／（年間総労働時間＋年間総休業時間））が8割未満の場合は、派遣職員人件費の職員一人当たりの交付限度額を稼働率に応じて漸減することとされている。

なお、市町村等が特定地域づくり事業推進交付金の交付限度額を超えて、特定地域づくり事業協同組合に対して補助金等を交付すること自体は可能である。しかし、その場合、超過分については市町村等の負担となることに留意する必要がある。

1-4-2 特別交付税措置

上記特定地域づくり事業推進交付金に係る市町村負担の2分の1については特別交付税措置が講じら

(12) 事業者の職員を離職させ、特定地域づくり事業協同組合が当該職員を新たに雇用した上で専ら離職前の事業者に派遣するような運用は少なくとも離職後1年以内はできない（労働者派遣法35条の5）。派遣先が、当該派遣先を離職した者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることも禁止されている（同法40条の9）。ただし、60歳以上の定年退職者については例外が設けられている。

(13) 2025年度までは、(ア)派遣職員人件費（交付対象経費の上限額：400万円／年・人）、(イ)事務局運営費（交付対象経費の上限額：600万円／年）であった。

れる。（特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担を都道府県が負担する場合にも、同様の特別交付税措置が講じられる。）

つまり、市町村が特定地域づくり事業協同組合への補助金として支出した額のうち2分の1が特定地域づくり事業推進交付金で賄われ、残る市町村負担額については、その2分の1を措置率として特別交付税措置が講じられる。この制度上の算定イメージによれば、市町村の実質負担は、組合への補助額の4分の1、対象運営費全体の8分の1となる。

分かりやすいよう、派遣職員6人の人件費（450万円×6人＝2,700万円）及び事務局運営費（670万円）の計3,370万円で組合を運営する場合を考えよう。この場合、まず、仮に、対象運営費の半額1,685万円を利用料金、残る半額を市町村補助金で賄うとすると、同額の1,685万円を市町村からの補助金で賄うことになるが、この市町村負担分の1,685万円の半額842万5,000円は特定地域づくり事業推進交付金で賄われ、さらに残り842万5,000円の半額である421万2,500円は特別交付税で措置される。そのため、制度上の算定イメージにおける市町村負担相当額は残りの421万2,500円となるのである。

なお、市町村の特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費についても、地方負担額の2分の1について特別交付税措置が講じられる。対象経費の上限額は390万円⁽¹⁴⁾であり、特定地域づくり事業協同組合の設立年度が対象年度となっている。

1-4-3 財政支援の意義

以上のように国の財政支援があることで、自治体にとっては組合への公費投入のハードルが低くなる。財政支援がなされることで、組合の設立が容易となるだけでなく、事務局費用や派遣職員の人件費の一部が公費でカバーされることで、組合の持続可能性を高める効果が期待できるのである。

1-5 制度の見直し～地方分権改革に関する提案募集方式を通じた改革提案とその結果

次に、制度の見直しの動向に目を移そう。これについては、人口急減法附則2条において、「国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされている。

しかし、そのタイミングに先立つ形で、2023年度の地方分権改革に関する提案募集において、長野県等から、以下のような提案がなされ、その一部分が改革に結実することになった（大田2024：27－30）。

第1に、農閑期である冬期の派遣先確保のため、労働者派遣法により禁止されている建設業への派遣を求めるものである。

第2に、組合員以外の者による事業利用可能な割合の拡大（員外利用の拡大）である。

第3に、安定した通年雇用を実現するため、組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和（区域外派遣の緩和）を求めるもの

図表 1 通年の運営経費にかかる1組合当たりの財政支援のイメージ

派遣先からの利用料金収入 運営費全体の1/2（1,685万円）	市町村からの補助金 運営費全体の1/2（1,685万円）		
	特定地域づくり事業 推進交付金 運営費全体の1/4 842万5,000円	特別交付税 運営費全体の 1/8 421万2,500円	市町村の 実質負担額 運営費全体の 1/8 421万2,500円
運営経費（3,370万円）			

（出典：筆者作成）

(14) 2025年度までは300万円であった。

である。

これを受け、内閣府の地方分権改革有識者会議の「提案募集検討専門部会」によるヒアリングに始まり、担当府省からの第1次回答、それを踏まえた提案団体からの見解、担当府省からの第2次回答と議論が重ねられた結果、2023年12月22日に、次の内容の閣議決定がなされた。

第1に、建設業務への従事に関する見直しについては、職業能力開発の一環として行う在籍型出向により、組合の職員が建設業に従事することが認められることになった。「特定地域づくり事業協同組合の職員が在籍型出向によって建設業務に従事する場合の留意点等について」（2024年3月29日、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長・総務省地域力創造グループ地域振興室長連名通知）において、その詳細が示されている。

第2に、員外利用の拡大については、先に触れた、人口急減法附則2条に基づく施行後5年を目途とする見直しに併せて検討し、2024年度中を目途に結論を得て、必要な措置を講ずるとされた。

第3に、区域外派遣（19条）の緩和についても、員外利用の拡大の場合と同じ流れで検討等を行うこととされた。

その後、政府による検討に加え、自民党の「人口急減地域対策議員連盟」（森山裕会長）による検討もなされ、最終的に、同法は改正され、「関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和」が実現した（2025年7月1日施行）。また併せて、内閣府による予算確保等の事務の期限延長（2025年3月31日施行）⁽¹⁵⁾もなされた。一方、区域外派遣については、結果的に見直されなかった。

2 制度活用の全体傾向と運用上の論点

では、この制度はどのように活用されているのだろうか。この点、まず、特定地域づくり事業協同組合は、2026年7月1日現在で、全国で146組合（149市町村）存在している。①すでに述べたように「人口急減地域」は過疎法上の「過疎地域」に限定されない、②一つの組合が複数市町村を地区とする場合がある、③すべての過疎市町村に組合設立の必要性・可能性があるわけではない、ということに留意しつつ、ごく大まかな目安として「過疎地域」の数を参照すると、『令和6年度過疎対策の現況』によれば、「過疎地域」に該当する市町村は885となっており、少なくとも一定程度の地理的広がりをみせているとは言えよう。そうした広がりには組合が所在する道府県が41道府県となっていることから裏付けられる⁽¹⁶⁾。

以下では、総務省による2024年度調査（総務省2025）を中心に、必要に応じて総務省による2023年度調査（総務省2024）及び2022年度調査（総務省2023b）による補足も行いつつ、制度活用の全体傾向を紹介する。その上で、簡単なコメントを付しながら、運用上の論点を示すことにしたい。なお、2024年度調査は、2025年2月～3月に100組合を対象に行われ、83組合が回答したものである。

2-1 組合設立の狙いや目的

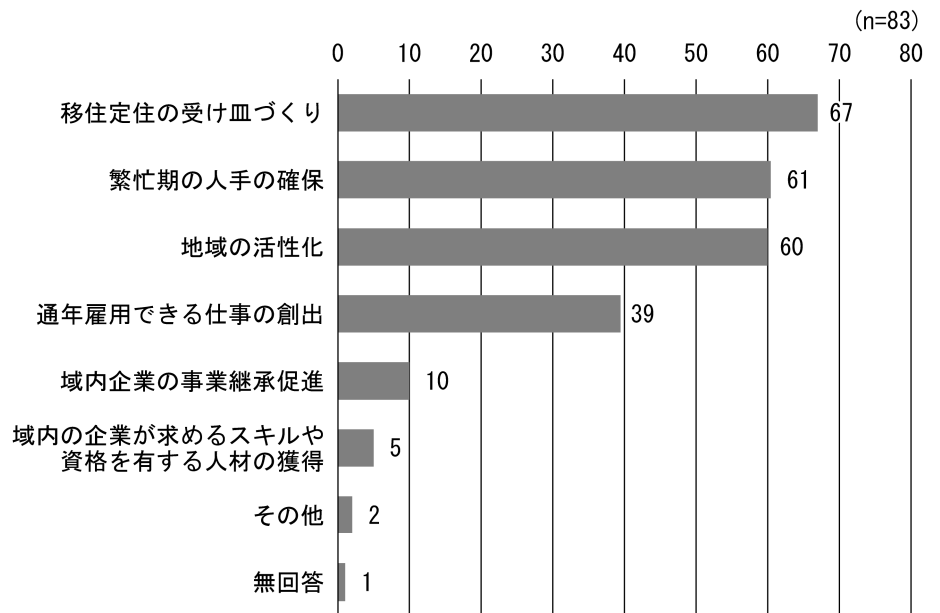
まず、図表2をみると、「移住定住の受け皿づくり」がトップで、次いで「繁忙期の人手の確保」、「地域の活性化」が、組織設立の主な狙い・目的となっていることが分かる。

なお、地域に埋もれている労働力を掘り起こすための制度と捉える組合もある（総務省2023b：4）。

(15) 弾力的な予算対応のため内閣府で予算確保等の事務を行う仕組みにつき、2025年3月31日までの時限措置であったものを、「今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要」ということで、5年間延長となった（2030年3月31日まで）。

(16) こうした中、2024年4月25日には、都道府県相互に情報共有及び連携を図り、特定地域づくり事業の推進のために必要な施策の促進を図ることを目的に、「特定地域づくり推進全国協議会」（会長：鹿児島県知事）も設立されている。

図表2 組合設立の狙いや目的（複数回答可）



(出典：総務省（2025）6頁）

たとえば、一次産業のスキルを有する農業法人の早期退職者や地域の高等学校の卒業生などを念頭に置く例がある（総務省2023b：33）。

以上を踏まえてコメントをすると、「移住定住の受け皿づくり」と「繁忙期の人手の確保」は、いずれも多く組合によって目的として挙げられており、両立しうる目的でもある。しかし、どちらにより比重を置くのかによって、その運営のあり方や方針は異なってくると考えられる。前者に軸足を置くならば、移住・定住担当部局とのつながりが強くなるのに対し、後者に軸足を置くならば、産業担当部局とのつながりが強くなると考えられる。また、前者に軸足を置けば、移住・定住のための必要条件の一つである仕事を確保する際の選択肢の一つとしての位置づけとなり、派遣職員のニーズに応えることが優先的な課題となるのに対し、後者に軸足を置けば、組合員たる地元の事業者のニーズに応えることが優先的な課題となると考えられる⁽¹⁷⁾。設立の狙い・目的の軸足をどこに置いているのかは、各組合の特徴を左右するポイントの一つなのである。

2-2 組合設立段階における課題

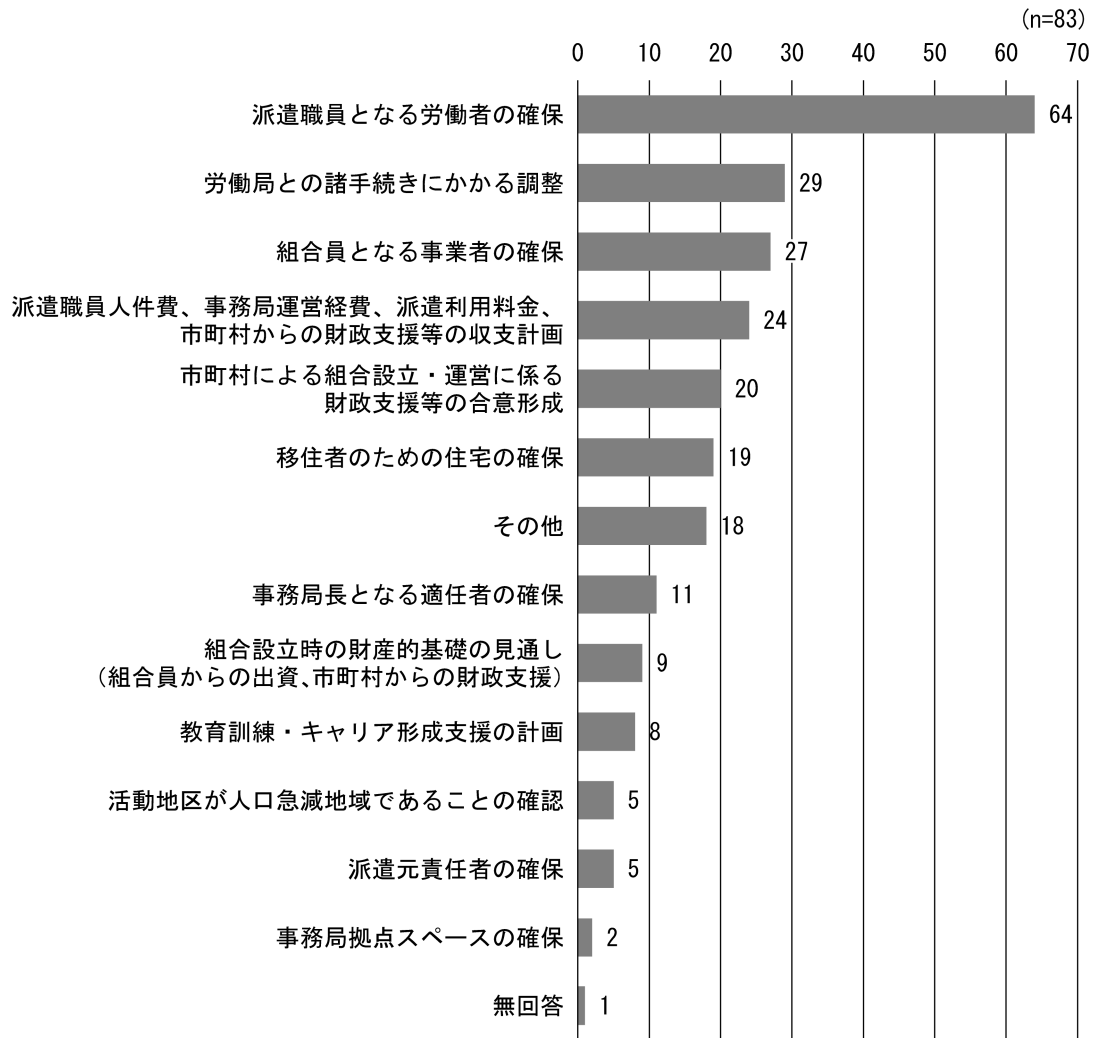
次に、組合の設立に至る段階で、課題や苦勞した点についてみてみると、一番苦勞しているのは、「派遣職員となる労働者の確保」である。次いで「労働局との諸手続きにかかる調整」、「組合員となる事業者の確保」、「派遣職員人件費、事務局運営経費、派遣利用料金、市町村からの財政支援等の収支計画」と続く。

以上を踏まえてコメントをすると、第1に、最も苦勞している「派遣職員となる労働者の確保」について、2022年度時点で採用している平均的な派遣職員数をみると、活用している情報発信チャネルの種類が多いほど、派遣職員の採用人数は多い傾向がみられた（総務省2023b：19）。しかし、より重要なのは、どのような方法が最も有効かという点であろう。もっとも、これは、地理的条件や仕事内容（農業中心かどうか）などにもよると考えられ、必ずしも普遍的なベストがあるとは限らない。

第2に、「労働局との諸手続きにかかる調整」や「派遣職員人件費、事務局運営経費、派遣利用料金、市町村からの財政支援等の収支計画」については、

(17) もっとも、これはあくまで「相対的に言えば」という話である。なぜなら、派遣職員のニーズを無視するような運営をしては派遣職員が集まらず、人手不足を補うことにつながらないため、後者の場合でも派遣職員のニーズに寄り添うことが重要となるからである。

図表 3 課題や苦勞した点（複数回答可）



（出典：総務省（2025） 7 頁）

全国中小企業団体中央会、都道府県、先行組合からの支援が重要であると考えられる。

第3に、「組合員となる事業者の確保」をめぐることは、表面的な時間単価では、直接アルバイトを雇用する場合より高額にみえることへの理解、必ずしも派遣ニーズに十分対応できるとは限らないことへの理解が得られるかどうかが重要であろう。

2-3 組合員数及び業種

組合に加入する組合員の数は、「6～10者」が34組合と最も多く、「11～15者」16組合、「1～5者」14組合、「16～20者」9組合と続く（総務省2025：3）。一方、業種別（中分類）で組合員数をみると、「農業、林業」が321者で最も多い。次いで「宿泊業、飲食サービス業」156者、「製造業」120者、

「卸売業・小売業」72者と続く（総務省2025：4）。

以上を踏まえてコメントすると、第1に、組合員数が多ければ多いほど、派遣職員にとっての潜在的な派遣先の選択肢は広がることになる。しかし、組合員数が派遣職員数に比して多くなればなるほど、派遣を受けられない組合員が増えることになる。そのため、年会費を一定程度支払う仕組みをとる場合、組合員の不満が高まりやすい。

第2に、組合員の業種が多様であればあるほど、派遣職員にとっては選択肢が広がるし、繁忙期のズレが生じやすいために年間を通じたマルチワークを実現しやすくなる。しかし、幅広い業種が選択肢になりうるということは、逆に言えば、派遣職員の希望が集まりにくい業種の事業者（組合員）には派遣がなされにくくなるということを意味する。

2-4 平均的な利用料金

時間当たりの利用料金は、「1,200円以上1,300円未満」が21団体と最も多く、「1,100円以上1,200円未満」19団体、「1,000円以上1,100円未満」15団体、「1,300円以上1,400円未満」7団体、「900円以上1,000円未満」6団体が続く（総務省2025：5）。経年では上昇傾向がみられる。

以上を踏まえてコメントすると、言うまでもなく、利用料金が低ければ低いほど組合員にとっては利用しやすくなる。しかし、利用料が安ければ安いほど、組合の運営は厳しくなる。また、派遣利用の方が直接雇用より低コストとなれば、組合員側の直接雇用へのインセンティブを弱めることで、「卒業」にとってはマイナスに作用する可能性がある。

2-5 派遣職員数

派遣職員数の平均は約4人であった⁽¹⁸⁾。2人というのが83団体中18団体で最も多かった。一方で、5人以上雇っている組合も34団体に上る（総務省2025：20）。

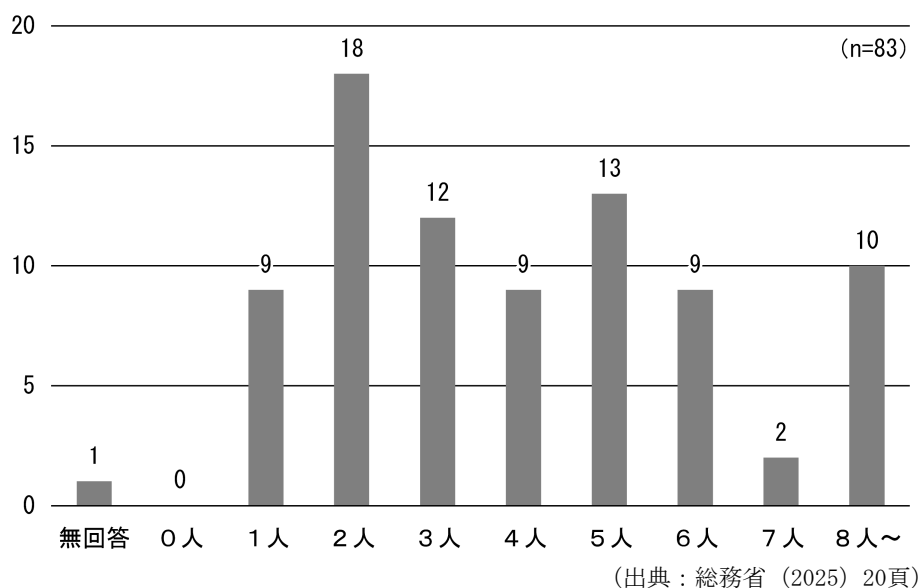
以上を踏まえてコメントをすると、全体としては、上で言及した「派遣職員となる労働者の確保」に苦

労している様子が窺える。ただし、単に派遣職員数が増えれば増えるほど良いというわけでは必ずしもないことには注意が必要である。組合員である事業者採用される形で組合を「卒業」していく者が一定存在することは、地域定着や地域事業者への担い手供給を重視する組合にとっては、重要な成果の一つとなりうるからである。

また、派遣職員が一定数を超えると、事務局人員を増やさなければ、うまく回していけなくなる。事務局費用をカバーできるのであれば人員を増やして対応すればよいが、そうでなければ、事務局機能の限界から一定数以上の派遣職員を確保することは難しい。

さらに、仮に組合として、派遣職員数を増やしたいと考えても、①そもそも応募数が少ない、②派遣職員を増やしてもやってもらう仕事が地域に不足している、③自治体による財政支援が制度活用前提となっているが、自治体が財政難を理由に支援の拡大に消極的である、などさまざまな理由から、派遣職員を増やしていくことは決してたやすいことではない。

図表4 派遣職員数（2024年度）



(18) なお、2023年度の調査では派遣職員（2023年10月1日現在で全国の組合に雇用されている派遣職員）の属性が整理されており、性別をみると、約6割が男性となっている。また、年代については、「20歳代」が32%と最も多く、「30歳代」が27%で次いでいる（総務省2024：17）。

2-6 派遣職員の給与

派遣職員の給与については、回答した83団体のうち、「1,100～1,199円／時」とする回答が最も多く23団体となっており、「1,000～1,099円／時」が17団体、「1,200～1,299円／時」が13団体で続く。全体の傾向としては「1,000～1,299円／時」に集中している（53団体）。他方で、3団体は「1,500円／時」を上回っている（総務省2025：17）。賞与は、「あり」が59.0%で、「なし」が41.0%となっている（総務省2025：18）。

また、賃金体系は、「労使協定方式」（＝派遣元において、労働者の過半数で組織する労働組合、または労働者の過半数代表者との間で、一定の要件を満たす労使協定を締結する方式）が90.4%と多く、「派遣先均等均衡方式」（＝基本給、賞与、手当、福利厚生、教育訓練、安全管理など個々の待遇について、派遣先の通常の労働者との間に不合理な待遇差が生じないようにする方式）は8.4%となっている（総務省2025：19）。（なお、このほか無回答がある。）

以上を踏まえてコメントをすると、第1に、派遣職員の生活保障と人材確保のため一定の賃金水準を確保する必要がある一方、直接雇用等への移行を想定する場合には、移行後に大幅な待遇低下が生じないように、給与単価については地域事業者の雇用条件や負担可能性との関係も検討する必要がある（＝「人材獲得のための外部競争力」と「卒業後の地域内雇用との接続可能性」とのトレードオフ関係）。実際、2022年度の調査結果によれば、雇用条件の設定の考え方（複数回答可）は、「地域の事業所の標準的な条件に準拠した」が46団体で、回答した67団体の約7割を占め、「都市部から雇用できるように、魅力的な条件を設定した」（17団体）、「その他」（15団体）、「自治体の嘱託職員等の雇用条件に準拠した」（9団体）を引き離している（総務省2023b：20）。これは、組合員にとっての持続可能性や、将来的な派遣職員の「卒業」時に雇用条件が急激に変化しないよう配慮している組合が多いためだとされる（総務省2023b：47）。

第2に、「労使協定方式」か「派遣先均等均衡方式」かという点については、それぞれメリット・デ

メリットがあるとされる。すなわち、「労使協定方式」は、「派遣先に左右されず一定の賃金が保証される」、「派遣先となる組合員側に給与面での競争が発生しない」というメリットがある一方、「派遣先労働者との待遇に格差が生じうる」、「組合員にとっては、派遣料金単価が上昇した際に、派遣料金を支払うことが困難になる」というデメリットがある（総務省2023b：34、51）。他方、「派遣先均等均衡方式」は、「派遣先労働者との間の不公平感が少ない」、「“卒業”に向けたインセンティブが生まれる」といったメリットがある一方、「派遣先ごとに賃金が異なり安定しない」、「派遣先ごとに賃金を調整する必要が生じる等、事務負担の煩雑さがある」、「労働局に提出する書類作成の負担が大きくなる」、「組合による利用料金単価設定が困難になる」といったデメリットがあるとされる（総務省2023b：4、34、51）。しかし、こうした二分法での整理が妥当かどうかは、後述する海士町の事例などをみると、やや疑問が残る。

2-7 派遣計画作成上の考え方

派遣計画作成上の考え方については、「仕事の繁忙を組み合わせ、多様な業種と多様な事業所に派遣する」が41団体と最も多く、次いで「特定の事業所への派遣を中心として、補助的に他の事業所へ派遣する」が21団体で続く。「派遣先の業種は固定的だが、なるべく多くの事業所に派遣する」という回答は12団体にとどまる（総務省2025：25）。

なお、派遣職員が組合員である事業者等に直接雇用される形等で「卒業」をうながしつつ、地域に定着してもらうことを目指す組合が少なくないが、その場合、（制度上、同一の派遣先における年間労働時間が年間総労働時間の8割を超えると当該職員の人件費が交付対象外となるため、）8割の範囲内で一の派遣先への派遣割合を高め、補助的に他の派遣先へ派遣するよう組み合わせているケースが多い（総務省2023b：30）。

また、季節単位で「〇月から〇月まで」といった形で派遣先を変更するのではなく、週単位（日単位）で同時並行で複数の派遣先に派遣する組合もある。その背景には、「『組合員が一次産業中心であり季

節単位での繁閑が分かれられない』『仕事のニーズ量が月単位で派遣職員の雇用が困難』等が挙げられる」という（総務省2023b：30）。

さらに、除雪作業等は、仕事の発生が予測しにくく、派遣計画に組み込むことが困難だという（総務省2023b：31）。

以上を踏まえてコメントをすると、第1に、短期間で多様な業種を組み合わせるといった派遣のあり方をとるのは、調整コストが高くなり、事務局負担が大きくなる。事務局負担だけを考えれば、シンプルな計画の方が好ましい。ただし、きめ細かな派遣計画は、組合員、派遣職員双方とのコミュニケーションを伴い、信頼関係の醸成につながるという面もある。また、派遣職員の中には、いろいろな職場を経験してみたいというニーズを有する者がいるかもしれない。実際、さまざまな職場を経験することを希望する職員に対応した「インターン型」として、1か月単位でさまざまな事業所へ派遣する、「お試し移住」の一環としての活用を図る例もある（総務省2023b：30）。

第2に、将来的に組合員による直接雇用（組合からの「卒業」）を目指すならば、交付金上の8割基準や専属的派遣を避けるという制度趣旨に留意しつつも、特定の事業者への派遣割合を高めるといったあり方が有効な選択肢となりうる。もっとも事業者と派遣職員との相性が合うとは限らないので、いくつかの派遣先を経験してもらう中で双方の思いが一致した段階でそのような派遣のあり方とするのが適切であろう。

第3に、繁忙期が異なる複数の業種を派遣先（組合員）としてバランスよく確保できれば良いであろうが、現実には容易ではない。その場合、閑散期の仕事をどうするかという問題が残る。あるいは、農業の場合など、天候不順で予定していた仕事なくなることがありうる。こうした場合にどう対応するかが問題となる。

この点、製造業や事務作業等を中心とする業種については、閑散期にも派遣を行うことが可能であるように思われるが、一方でこうした業種は、通年での労働者派遣を希望するケースや、天候不順などを理由とした突発的な受入が困難な場合も少なくない（総務省2023b：31）。天候不順の問題については、予め天候不順等に備え、室内でできる作業等を用意してもらうといった対応が考えられるが、これですべてをカバーできるとは限らない。その場合、予備的な受入先（バッファ）となる派遣先を確保する、あるいは、年間の休日取得計画でバランスをとるといった対応を図る必要がある（総務省2023b：31）。前者においてバッファとして特に期待される傾向にあるのが、自治体である（＝市場的労働需要を補完する公共部門のバッファ機能）。この点で、「関係市町村等⁽¹⁹⁾への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和⁽²⁰⁾」が実現したのは、組合にとって朗報であった。ただし、自治体への派遣に際しては、既存の常勤職員・会計年度任用職員等の代替として利用することは避け、制度目的に沿った業務を切り出す必要がある（総務省2026：18）。

2-8 組合の事務局

次に組合の事務局に目を向けよう。第1に、事務局の職員数は、「1人」が53.0%と最も多く、「2人」が28.9%でそれに次ぐ。「3人以上」は12.0%にとどまる（総務省2025：14）。事務局職員の増員は、人件費を上昇させる。それゆえ、労働者派遣事業の経験者の採用、外部委託、デジタルツール、兼務人材の活用などを通じて、人件費の上昇を抑制する例がある（総務省2025：58－59）。なお、外部委託の活用の主な範囲は、決算書作成、仕訳、給与計算等の事務であるケースが多く、デジタルツールとしては、チャットツール、タブレットの活用が多く、AIツールが用いられている例もある（総務省2025：55－56）。

(19) 組合の地区を区域に含む市町村に加え、その市町村が設立した地方独立行政法人が含まれる。また、当該市町村の加入する自治体の組合（一部事務組合及び広域連合）についても、都道府県が加入しないものであれば、市町村に関する規定が準用されるため（地方自治法292条）、「関係市町村等」に含まれることになる。

(20) すなわち、「①関係市町村等を含む員外利用全体については、組合員利用の50%以内、②関係市町村等以外の員外利用については、従来どおり組合員利用の20%以内」という二重の上限構造となった。

第2に、事務局職員の雇用形態は、「正規職員」51.6%、「企業からの出向」5.7%、「自治体からの出向」4.9%、「パート・アルバイト」18.9%、「その他」14.8%であった（総務省2025：15）。（なお、このほか無回答がある。）

第3に、事務局経費については、事業規模（特定地域づくり事業労働者派遣事業費）の拡大とともに増加する傾向にあり、中には、1／2公費支援の対象経費の上限（600万円（当時））を超える事務局経費を計上している組合も9組合存在することが確認される（総務省2025：33）。

第4に、事務局所在地は、「行政の施設内」が41.0%と最も多く、「民間賃貸」が33.7%、「組合員の施設内」が15.7%と続く（総務省2025：13）。前年度の調査結果（総務省2024）と比べると、「行政の施設内」が増加している。

第5に、業務量の多い仕事については、「経理事務」が最も多く、次いで「派遣契約書類の手続き関係」、「勤怠管理」、「その他の総務事務」、「派遣職員のシフト調整」と続く（図表5）。

以上を踏まえてコメントすると、第1に、すでに触れた通り、事業を拡大するには、基本的に、事務局のマンパワーの強化が必要となる。実際、2023年度調査では、派遣職員数が5名を超えると事務局職員1名では対応が困難になり、増員の必要が生じると回答している組合が存在する（総務省2024：53、55）⁽²¹⁾。しかし、増員しようとする場合、事務局運営費に対する公費支援経費の対象経費の上限（従前600万円、2026年度から670万円）が事業拡大上の制約となりうる（総務省2024：53）。もっとも、実際には、上記9組合にみられるように、公費支援の対象経費の上限を超えて事務局経費を計上している組合も存在する。

第2に、事務局の執務空間を民間賃貸で確保すると、固定費の比率が高まり、組合の運営がその分逼迫することになる。この点、「行政の施設内」の場

合、賃料が発生する場合でも民間賃貸の場合と比べると固定費をかなり抑えやすい。

第3に、事務局の業務については、上述のように「経理事務」、「派遣契約書類の手続き関係」、「勤怠管理」、「派遣職員のシフト調整」が上位を占めるが、これらのうちの一定部分は外部委託しうる。それにより事務局負担の軽減が可能となり、場合によっては経費の抑制にもつながりうる。

2-9 人口急減法10条1項以外の事業への取り組み状況

人口急減法10条1項に基づくマルチワーカー派遣事業だけでは事業収入の十分な確保ができない場合、あるいは、運営をより安定化・充実させていこうとする場合には、人口急減法10条2項に基づく事業や、特定地域づくり事業（法10条1項及び2項）以外の事業を行うことが考えられる。その取り組み状況は以下の通りである（総務省2025：9－11）。

第1に、法10条2項⁽²²⁾に基づく事業を「実施している」組合は11組合（移住・定住支援：5組合、職業紹介：4組合、空き家紹介：2組合、その他：3組合）であった（複数回答）。

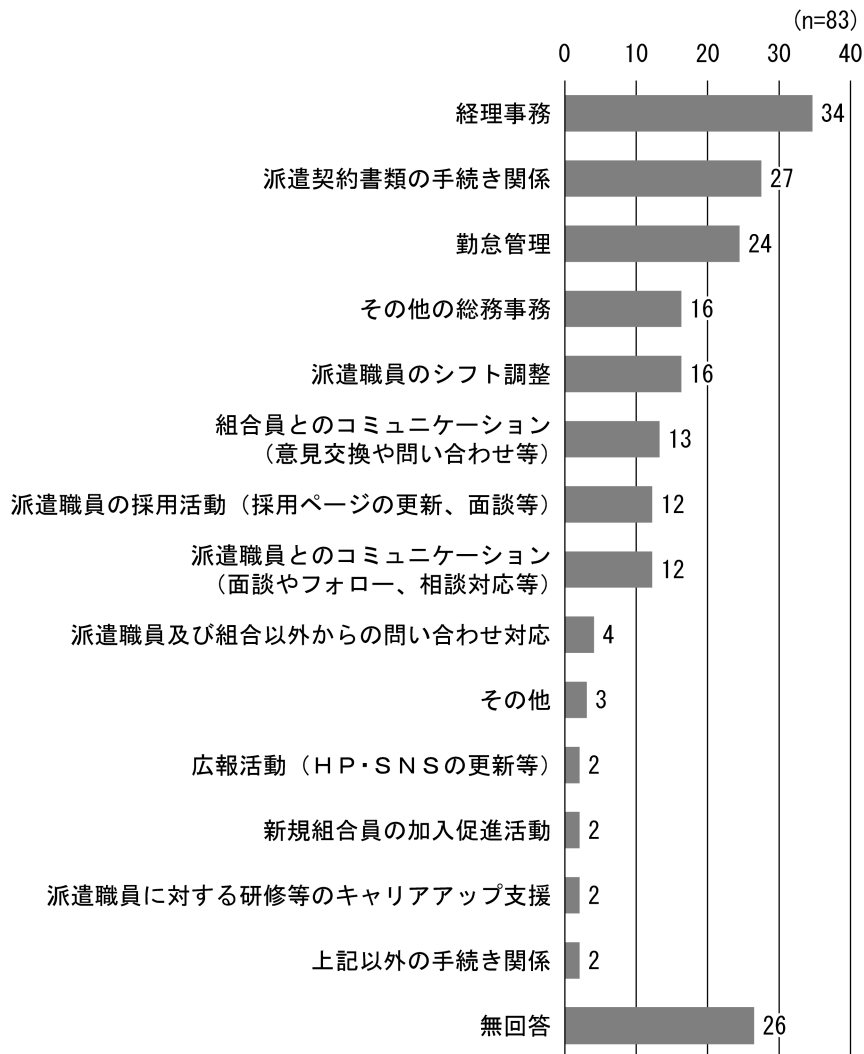
第2に、特定地域づくり事業（法10条1項及び2項）以外の事業を「実施している」組合は、9組合（施設管理：9組合、販促事業：3組合、その他：3組合）であった（複数回答）。

以上を踏まえてコメントすると、上記のように事業収入を拡大していくためにマルチワーカー派遣事業以外に取り組むことが有益であり、「募集→移住→就業→定着」を一体的に支える機能を発達させる取り組みとしても評価しうる。ただし、いずれの事業を実施する場合にも、それを行うための事務局のマンパワーが必要不可欠であり、前述の事務局負担の軽減を図ることがこうした取り組みを行う上での前提条件の一つとなると考えられる。

(21) ただし、これは必ずしもどこにでも当てはまる議論ではない。実際には、後述するように、派遣計画の作成の方針や事務負担軽減策の採用の有無などによって変動しうる。

(22) 「特定地域づくり事業協同組合は、前項の事業のほか、中小企業等協同組合法第九条の二第一項の規定にかかわらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができる。」

図表 5 事務局業務における業務量の多い仕事



(出典：総務省 (2025) 26頁)

2-10 組合の決算状況

最後に、組合の決算状況についてみておこう。

第1に、公費支援が組合運営費の2分の1であるという前提に立てば、事業収入の2倍程度の水準に事業経費（派遣職員人件費＋事務局運営費）を抑えることができれば、収支はバランス化する（総務省2025：36）。したがって、当たり前だが、事業収入を高めることと事業経費を抑えることが大事である。前者について言えば、図表6に示されているように、特定地域づくり事業の事業規模（10条1項、10条2項に係る支出）が平均値（約1,370万円）を超える水準になると、事業収支がプラスとなる組合が多くなっている（総務省2025：27）。

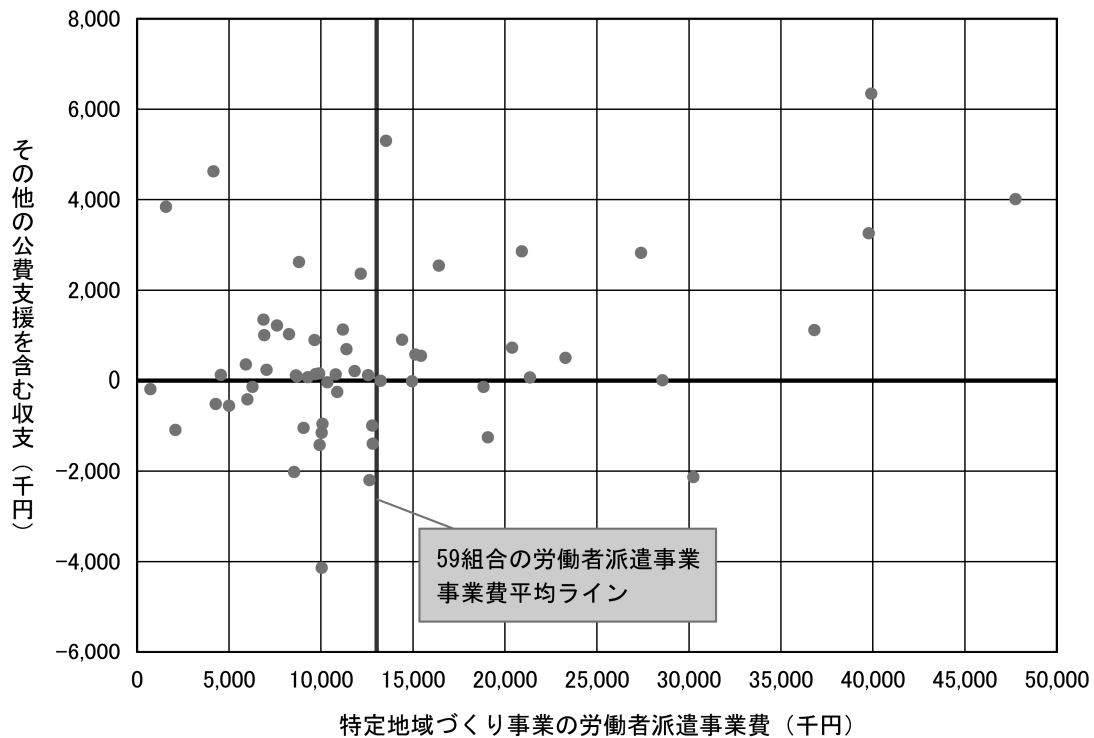
なお、事業収入と基本的に連動するのが、派遣職

員数である（総務省2025：30）。派遣職員が2人以下の組合では事務局職員の人数にかかわらず、収支が赤字となる傾向にあるとされる（総務省2025：34）。

第2に、2023年度の調査によれば、赤字が発生している組合や「その他の公費支援」で補填されている組合では、利用料金単価よりも派遣職員の給与単価の方が高く、差異も相対的に大きく（50円以上）、一方で、黒字を達成している組合は、派遣職員の給与単価を上回る水準で利用料金単価を設定できているという（総務省2024：30）。この点、2024年度調査の結果では、半数程度の組合で給与単価が利用料金単価を上回っているとされる（総務省2025：32）。

以上を踏まえてコメントすると、第1に、平均値

図表6 特定地域づくり事業での事業費とその他の公費支援を含む収支の状況



(出典：総務省（2025）27頁）

（約1,370万円）を超える水準になると、事業収支がプラスとなる組合が多くなるとされるが、利用料金、事務局体制、公費支援、派遣計画等が異なるため、これを一律の採算ラインとみなすべきではない。また、そもそも相関的な傾向を因果関係と直ちに同一視することは正しくない。

第2に、事業規模を拡大し事業収入を高めるためには、派遣職員を増やす必要があるが、派遣職員数を増加させると、売上が増加する一方で事務局業務も増える。そのため、事務局人員数の増加が必要となり、人件費の増加を招く場合がある（総務省2023b：38）。それゆえ、事務局職員一人当たりが処理できる派遣職員数を増やしつつ、最適なバランスを目指すことが重要となる。

第3に、派遣職員の給与単価を上回る水準で利用料金単価を設定できるかどうかは、組合員に対して、「特定地域づくり事業協同組合を利用すれば、直接雇用に伴う社会保険料等の事業主負担や採用・労務管理を自社で直接担う必要がない（ただし、これらのコストは派遣料金に一定程度反映される）」等のメリットをきちんと説明し、理解を得られるかどうか

かがポイントとなる。

第4に、派遣職員の給与単価を上回る水準で利用料金単価を設定することがすべての組合にとって最適であるとは限らない。事業規模によって、何がベストかは異なりうる。

2-11 小 括

以上、主として総務省（2025）に基づき、制度活用の全体傾向を概観しつつ、簡単なコメントを付しながら、運用上の論点を示した。

ここからは、少なくとも、四つの点で、組合運営上のトレードオフないし緊張関係が看取される。第1に、目的をめぐっては、「移住・定住や人材側のニーズ」と「地元事業者の人手不足対応」のいずれをより重視するのかという分かれ道がある。第2に、処遇をめぐっては、人材獲得のための外部競争力を高めることと、地域事業者の負担可能性や「卒業」後の地域内雇用との接続可能性との間に緊張関係がある。第3に、派遣計画をめぐっては、「マルチワーク・きめ細かなマッチング」を重視するのか、「調整コスト・事務局負担」を重視してシンプルな

計画とするのか、という問題がある。第4に、派遣職員のキャリアをめぐるのは、組合内で安定的に雇用し続けるのか、それとも直接雇用・起業等による「卒業」をうながすのかという点で判断が分かれる。これらの点は、「誰のために、何を重視して、どのように組合を運営するのか」という根本的な問いと結びつくように思われる。

以上を踏まえるならば、特定地域づくり事業協同組合制度の活用には、普遍的な唯一の正解があるわけではなく、相互に緊張関係にある複数の目的・条件の間で、自らの地域の実情とそれを踏まえた組合の目的に応じて、適切な組み合わせを形成することこそが肝要であろう。「パフォーマンスの高い組合」

とは、そうした適切な組み合わせを模索しつつ、①派遣職員の確保・定着、②組合員の労働需要への対応、③組合の財政的・組織的持続可能性、④地域への定着やキャリア形成を総体として高い水準で実現できている組合のことを指すと言えよう。

次に探求すべきは、それがいかにして可能となっているのか、その条件を見定めることである。しかし、そうした条件は、個別の組合事例を深掘りすることでしか見出しえない。そこで、次章では、具体的に各地の組合事例を取り上げ、深掘りする形で、持続可能でパフォーマンスの高い組合運営のための条件を探っていきたい。

(以下、後号)

(しまだ あきふみ 九州大学大学院法学研究院教授)

キーワード：特定地域づくり事業協同組合／マルチワーク／地域づくり人材／人口急減地域／地域内雇用

【参考文献】

- 岩田真奈（2022）「特定地域づくり事業協同組合制度の推進について」『地方自治』2022年3月号
 大田圭（2024）「特定地域づくり事業協同組合と地域運営組織の動向」『地方財務』2024年6月号
 熊坂仁志（2023）「特定地域づくり事業協同組合制度について ― 安定的な雇用環境創出と地域人材育成」『地域づくり（特集編）』2023年10月号
 総務省（地域力創造グループ地域振興室）（2022）『特定地域づくり事業協同組合制度に関する調査研究事業 報告書』
 総務省（地域力創造グループ地域振興室）（2023 a）『特定地域づくり事業協同組合制度について』
 総務省（地域力創造グループ地域振興室）（2023 b）『令和4年度 特定地域づくり事業協同組合制度に関する調査研究事業 報告書』
 総務省（地域力創造グループ地域振興室）（2024）『令和5年度 特定地域づくり事業協同組合制度に関する調査研究事業 報告書』
 総務省（地域力創造グループ地域振興室）（2025）『令和6年度 特定地域づくり事業協同組合制度に関する調査研究事業 報告書』
 総務省（自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課）（2026）『地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン』（2026年3月改訂版）
 福田竜一ほか（2026）「特定地域づくり事業協同組合のマルチワーク運営による地域人材育成と定着化に向けた課題」『協同組合研究』46巻1号
 前田茂人（2020）「『地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律』の概要」『地方自治』2020年4月号

フィンランドにおけるS O T E改革後の自治体と自治体向け一般補助金の算定方法についての分析

横 山 純 一

＜要 旨＞

フィンランドでは2023年1月1日、これまで自治体が行っていた保健医療福祉サービスについては新しく創設されたアルエという広域自治体が一手に担うとするS O T E改革が行われた。S O T E改革後も自治体は改革前と同様に、教育、文化、保育、まちづくり事業等を行うが、保健医療福祉からは撤退した。自治体歳出総額に占める保健医療福祉費の割合は約5割（6割超の自治体もある）のため、自治体の財政規模は大きく縮小した。これに歩調を合わせるように、主要税の地方所得税や一般補助金も大幅に縮小した。本稿では、S O T E改革後の地方税の動向や自治体向けの一般補助金の算定方法について論じた。

地方税については、主要な地方税である地方所得税だけではなく、不動産税や国税法人所得税の自治体取得分についても検討し、これらが自治体財政に与えた影響について考察した。

一般補助金は自治体の財政需要と財政力を斟酌して自治体に交付される。財政需要項目には、年齢構成別人口数や、人口密度、失業率、バイリンガル自治体、島しょ部、外国語話者数、遠隔地など多数あり、その各々について分析した。財政力を斟酌する算定については、個々の自治体の1人当たりの計算上の地方税額と全自治体の平均1人当たりの地方税額を比べて、前者が後者よりも金額が多い富裕な自治体では、上記の財政需要面で算定されている一般補助金額が減額され（これを減額自治体という）、後者が前者よりも金額が多い財政力の弱い自治体の場合は財政需要面で算定されている一般補助金額に加算が行われる（増額自治体）ことを明らかにした。また、財政力を斟酌する算定においては、S O T E改革後に全自治体で不動産税が算定に加わることになり、これが一般補助金の交付額や自治体財政に与えた影響について検討し、さらに、減額自治体や一般補助金が不交付の自治体がS O T E改革後増加していることを明らかにした。

はじめに

フィンランドでは内政史上最重要な改革の1つとすることができるS O T E改革（S O T E－Uudistus、保健医療福祉改革）が2023年1月1日に実施された。S O T E改革は1層制であった国と基礎自治体（以下「自治体」とする）の政府間関係を見直し、アルエ（Hyvinvointialue）という広域自治体を創設して2層制にし、これまで自治体や自治体連合が担ってきた保健医療福祉サービスの供給につ

いて、アルエが一手に担うようにした改革である。さらに、救急救助サービスについてもアルエの仕事になった。つまり、事務事業の上部移管が行われたのである。

アルエの数は21で、ほぼMaakuntaベースで創設されたが、これとは別に首都のHelsinki自治体が単独でアルエと同等の役割を果たすものとされた。つまり、Helsinki自治体はアルエと同じく保健医療福祉サービスと救急救助サービスを行うものとされ、そのための財源は、アルエと同様に、国庫支出金（アルエ向け国庫支出金）と患者・利用者負担金が用い

られるものとされたのである。さらに、Helsinki自治体は、他の自治体と同様に、教育、文化、保育、まちづくりなどの事業を行うが、このための財源には、他の自治体と同じく地方所得税や不動産税などの地方税と自治体向け国庫支出金（一般補助金、以下「一般補助金」とする）が充当された。その意味では、Helsinki自治体はアルエと自治体の両方の性格を有する特別な自治体ということができるのである⁽¹⁾。

なお、生活保護（公的扶助）については、SOTE改革実施の数年前に自治体から国の機関であるKELA（Kansaneläkelaitos：国民年金機構）に移されており、KELAが申請業務と支給業務を行っている。ただし、補足的な公的扶助や予防的な公的扶助についてはアルエが行うことになっている。KELAは幅広く社会保障給付を行う重要な国の機関であり、公的年金だけではなく、生活保護（公的扶助）や児童手当など、さまざまな社会保障給付を取り扱っているのである⁽²⁾。

SOTE改革後も自治体は改革前と同様に、教育、文化、保育、まちづくり事業（建設・土木事業を含む）等を行うが、保健医療福祉サービスからは撤退した。これまで保健医療福祉費は自治体の歳出額の約半分（6割超の自治体もある）を占めていたので、自治体の歳出規模は大きく縮小することになったのである。さらに、自治体の税収入が大幅に減少した。地方税の大部分を占める地方所得税の自治体平均税率が約6割程度引き下がり、加えて自治体に交付される一般補助金も大幅に減額になったのである。

本稿執筆中の2026年4月末の段階では、SOTE改革が始まってからまだ3年4か月しか経過していないため、フィンランドにおいてSOTE改革の評価は定まっていないし、筆者も急いで評価をくだすわけにはいかないと考えている。そこで、SOTE改革を検証するために、筆者は政府間財政関係に力

点をおきながら4本の論文を発表してきた。4本の論文の内容は次のとおりである。（ア）アルエ財政とアルエ向け国庫支出金の動向、つまり、アルエ向け国庫支出金の財源を確保するために政府は国税所得税を大幅に増税するとともに、地方所得税率を大幅に引き下げて自治体の地方所得税収入を大幅に減少させたこと、（イ）アルエの保健医療福祉サービスの動向、つまり、医師や看護師などの不足や診療待ち時間の改善等がなかなか進まないなかで、これに追い打ちをかけるような人員合理化、地域病院の入院病棟の廃止と大都市病院への入院病棟の集約化、プライマリーケアサービスや専門医療サービスを提供する病院の一部におけるサービスの削減（例えば夜勤の廃止、24時間サービスの廃止）などによって医療サービス面が厳しい状況におかれていること、（ウ）SOTE改革後の自治体の動向、つまり、自治体の役割の縮小と自治体財政規模の大幅な縮小が生じている状況がみられること、（エ）SOTE改革に対する各政党の姿勢や考え方の検証、つまり、有力政党である与党の国民連合党とフィンランド人党、野党の社会民主党の姿勢や考え方、などについて研究し発表してきたのである⁽³⁾。

本稿では、地方税（地方所得税、不動産税、国税法人所得税の自治体分）と2026年度当初予算において自治体が受け取る一般補助金について検討する。とくに後者では、財政需要項目ごとにみた自治体の財政需要額の算定方法や、自治体の財政力の相違（格差）を斟酌した算定のしくみ、各自治体に交付される一般補助金の算定のしくみを詳しく検証していきたい。さらに、このような作業を行うなかで、フィンランドの自治体に関連する諸制度や個々の自治体の特質についてもできるだけ言及するように努めることにしたい。なお、アルエに移管された保健医療福祉サービスの内容や展開過程については、別稿を準備中である。

(1) アルエと自治体（基礎自治体）の両方の機能と性格を有するHelsinki自治体については横山純一（2025b）を参照。

(2) KELAについては、Ministry of Social Affairs and Health, “Social assistance”, 15.1.2026. を参照。

(3) 横山純一（2022）（2023b）（2025a）（2025b）。

1. アルエ創設後の自治体と地方税の動向

(1) S O T E改革後の自治体の内容と特徴

現在のフィンランドの自治体数は308である。このうちオーランド諸島の自治体（Ahvenanmaa Maakuntaに所属する自治体、全部で16存在）には特別な位置づけが与えられており、さまざまな制度を自治体に適用するにあたって例外とされる場合が少なくない。例えば、一般補助金関係の統計の一部にオーランド諸島の自治体が含まれていないし、一般補助金を算定する際にはオーランド諸島の自治体は別扱いにされているのである。そこで、本稿ではオーランド諸島の自治体を除いた292自治体を対象とし、分析することにする。S O T E改革後の自治体の内容と特徴を簡潔に述べれば、(ア)から(カ)のようになる⁽⁴⁾。

- (ア) S O T E改革（2023年1月1日実施）によって、保健医療福祉関係の仕事が自治体から新しく創設されたアルエに移った。
- (イ) S O T E改革前の保健医療福祉費は自治体の歳出総額の5割程度を占めていたが（なかには6割超の自治体もある）、アルエの創設によって自治体の歳出総額は大幅に減少した。
- (ウ) S O T E改革前の自治体の財源は地方税と一般補助金であった。地方税では地方所得税が大部分を占め、このほかに不動産税があった。さらに、法人税に相当する国税法人所得税の自治体取得分があった。フィンランドには法人税という名称がないので法人所得税がこれにあたる。
- (エ) フィンランドの国庫支出金は、学校関係の国庫支出金や自治体合併補助金、プロジェクト補助金など大小さまざまな存在するが、自治体財政にとって大きな役割を果たしている国庫支出金は1993年度から2009年度までは包括補助金

（保健医療福祉包括補助金と教育文化包括補助金）、2010年度から今日までは使途が自由な一般補助金であった。

- (オ) S O T E改革後も財源の種類面では変化がなかったが、自治体の歳出規模の縮小と歩調を合わせるように地方税収入が大幅に減少した。とくに、地方税の大部分を占める地方所得税が大幅に減少した。計算上の地方所得税（全自治体の平均税率で計算された地方所得税）は改革前の2022年度に200億2,799万ユーロだったが、2023年度は77億69万ユーロに減少した。減少率は62%であった。
- (カ) 自治体向けの国庫支出金である一般補助金は使途が自由であるが、2022年度の79億4,725万ユーロから2023年度の27億1,947万ユーロに減少した。減少率は66%であった。

(2) S O T E改革後の自治体と地方税の状況

地方税についてみると、地方所得税収入が大幅に減少しているなかで、不動産税の比重が増加した自治体が小規模自治体を中心に一部みられるようになっていく。つまり、Kustavi自治体のように不動産税が地方税の34.7%を占める自治体や、Kustavi自治体に比べれば不動産税の比重が高くなかったが、不動産税の地方税に占める割合が20%を超過している自治体が8自治体存在しているのである（図表1）。Kustavi自治体はVarsinais-Suomi Maakuntaに属する有名な観光自治体である⁽⁵⁾。不動産税の地方税に占める全自治体の平均割合は9.3%であったから、Kustavi自治体の不動産税の比重がとても大きいことが理解できるのである。

また、国税法人所得税の自治体分の収入額が地方税の30%超を占める自治体が10自治体あり、そのなかにはKeitele自治体のように実に56.9%を占める自治体が存在しているのである（図表2）。Keitele自治体（Pohjois-Savo Maakuntaに所属）では木材産業

(4) 注(3)の横山論文を参照。このほかに単著書、横山純一（2019）（2023 a）を参照。

(5) Kustavin Kunta, “Welcome to the kingdom of archipelago”, (kustavi.fi). 2026.
Visit Kustavi, “Great archipelago experiences all year round”, (visitkustavi.fi). 2026.

図表 1 不動産税収入額の多い自治体の状況（地方税収入額に占める不動産税収入額の割合が20%以上の自治体）

(人、千ユーロ)					
自治体名	人口数	不動産税収入額 (A)	地方税収入額 (B)	(A) ÷ (B)	地方所得税率
Hirrensalmi	2,062	895	4,322	20.7%	7.40%
Kittilä	6,822	4,379	20,576	21.3%	7.60%
Kolari	4,011	2,403	8,889	27.0%	7.90%
Kuhmoinen	2,092	881	4,212	20.9%	9.10%
Kustavi	949	1,040	2,994	34.7%	5.30%
Lestijärvi	682	320	1,473	21.7%	9.40%
Pelkossenniemi	912	529	2,108	25.1%	9.10%
Puumala	2,108	1,193	5,274	22.6%	6.60%
Sysmä	3,496	1,389	6,741	20.6%	6.40%
フィンランド全自治体	5,573,310	1,147,087	12,279,348	9.3%	7.47%

注：1）フィンランドの全自治体のなかにはオーランド諸島の自治体（Ahvenanmaa Maakuntaに属する自治体）は含まれていない（以下、すべての図表に適用）。

2）人口数は2023年12月31日現在。

3）税収入額や地方所得税率は2024年度のもの（2026年度当初予算における自治体が受け取る一般補助金の算定では2024年度決算にもとづく税収入額、地方所得税率等が用いられる）。

出所：Valtiovaraministeriö, “Verotuloihin perustuva valtionosuuden taseus 2026”.

図表 2 国税法人所得税（自治体分）収入額の多い自治体の状況（地方税収入額に占める国税法人所得税の自治体分の収入額の割合が30%以上の自治体）

(人、千ユーロ、%)					
	人口数	法人所得税（自治体分）収入額 (A)	地方税収入額 (B)	(A) ÷ (B)	地方所得税率
Haljavalta	6,703	6,198	17,947	34.5%	8.90%
Juupajoki	1,708	1,326	3,972	33.4%	8.40%
Keitele	2,035	3,808	6,695	56.9%	7.90%
KoskiTi	2,207	1,460	4,730	30.9%	7.40%
Merikarvia	2,966	2,387	6,945	34.4%	7.90%
Muonio	2,325	876	2,850	30.7%	8.90%
Rautavaara	1,424	1,031	2,725	37.8%	9.40%
Sodankylä	8,126	8,077	23,351	34.6%	8.00%
Soini	1,873	1,004	3,336	30.1%	9.10%
Vieremä	3,387	2,204	7,306	30.2%	8.40%
フィンランド全自治体	5,573,310	1,646,335	12,279,349	13.4%	7.47%

注：1）人口数は2023年12月31日現在。

2）税収入額や地方所得税率は2024年度のもの。

出所：Valtiovaraministeriö, “Verotuloihin perustuva valtionosuuden taseus 2026”.

が盛んであり、木材製品は日本にも輸出されている⁽⁶⁾。地方税に占める国税法人所得税の自治体分の全自治体平均割合は13.4%であった。

さらに、地方所得税についてみてみよう。フィンランドでは地方所得税の税率は比例税率であり、税率の設定は自治体の自由となっている。S O T E改

革前（2022年度）の地方所得税率の全自治体の平均は20.02%であったが、アルエ創設後は自治体の財政規模縮小に伴って大幅に引き下げられており、2023年度が7.38%、2026年度が7.47%であった。図表 3 から把握できるように、多くの自治体の地方所得税率は9%台と8%台であったが、なかには4%

(6) Nordic investment bank (NIB), “Keitele timber oy-loan”, (nib.int) .2019. Keitele自治体の木材産業を担っているのは民間会社であるケイテレグループである。同グループの木材は日本にも多く輸出されている。

図表3 各自治体の地方所得税率

地方所得税率	自治体数	主な自治体名
10%台	8	Haapajärvi (10.20%、6,558人) Halsua (10.80%、1,013人) Kaskinen (10.30%、1,208人) Merijärvi (10.00%、1,055人) Urjala (10.30%、4,568人) Ähtäri (10.10%、5,316人) Oulainen (10.00%、6,978人) Ylivieska (10.30%、15,369人)
9%台	111	Kemi (9.60%、19,371人) Kotka (9.40%、50,500人)
8%台	120	Kuopio (8.10%、124,021人) Lahti (8.10%、120,693人)
7%台	35	Joensuu (7.90%、78,062人) Tampere (7.60%、255,050人)
6%台	13	Turku (6.90%、201,863人) Vantaa (6.40%、247,443人)
5%台	4	Espoo (5.30%、314,024人) Eurajoki (5.40%、9,143人) Helsinki (5.30%、674,500人) Kustavi (5.30%、949人)
4%台	1	Kauniainen (4.40%、10,270人)
7.47% (全自治体平均)	292	

注：1）人口数は2023年12月31日現在。

2）地方所得税率は2024年度のもの。

出所：Valtiovarainministeriö, “Verotuloihin perustuva valtionosuuden tasaus 2026”.

台の自治体（Kauniainen）や5%台の自治体（Espoo, Helsinki, Eurajoki, Kustavi）も存在した。このような低い税率の自治体はいずれも富裕な自治体であった。なお、Eurajoki自治体は原子力発電所や高レベル放射性廃棄物の最終処分場など原子力関連施設が集中して立地している自治体である。これとは反対に高い税率の自治体もあり、10%台はMerijärvi自治体など8自治体が存在したが、これらの多くは財政力が低い自治体であるといえる。

2. S O T E改革後の政府間財政関係と自治体向け一般補助金の算定

（1）一般補助金の役割

フィンランドの自治体には、首都のHelsinki自治体のような人口数が60万人超の自治体もあれば、人口数が1,000人未満の小規模自治体もある。また、税収が潤沢で豊かな自治体もあれば、一般補助金へ

の依存度が大変高い自治体もある。したがって、地方財政調整機能を有する国庫支出金が必要不可欠なものになるわけであるが、この役割を果たしているのは2010年度からは一般補助金であった。後述するように、一般補助金を各自治体に交付する際には、自治体の財政需要を斟酌する算定と財政力を斟酌する算定の2種類の方法が用いられている。

（2）自治体に交付される一般補助金の算定

本稿の目的の1つは、個々の財政需要項目ごとに財政需要額が算定されるしくみを明らかにすることである。財政需要額には基本財政需要額と付加的財政需要額がある。さらに、もう1つの目的は、自治体間の財政力格差是正のために行われる、自治体の財政力を斟酌する算定のしくみについて検証することである。ただし、最初に全体を鳥瞰することが大切なため、まずは、各自治体に交付される一般補助金が算定されるしくみについて、簡潔にまとめ、その作業ののちに、自治体の財政需要を斟酌する算定

と財政力を斟酌する算定について、細かくみていくことにしたい。

図表 4 をみてみよう。計算上の 1 人当たりの地方税額が大きい自治体が富裕な自治体、小さい自治体が財政力の弱い自治体であるということができる。そこで、図表 4 では最も富裕な 4 自治体（1 位 Kauniainen、2 位 Keitele、3 位 Kustavi、4 位 Helsinki）と最も財政力が弱い 4 自治体（1 位 Merijärvi、2 位 Tyrvävä、3 位 Alavieska、4 位 Lumijoki）を掲載した。

Keitele 自治体を例にとり、一般補助金の算定方法について検証しよう。まず、推計コストに基づいて財政需要項目ごとに計算した基本財政需要額の合計額が示される。Keitele 自治体の基本財政需要額は 324 万 3,000 ユーロであった。基本財政需要額のうち、自治体が自ら負担する金額とその 1 人当たりの負担額は、制度によって決まっており（毎年度変更される）、自治体が自ら負担する 2026 年度の 1 人当たりの負担額はどの自治体も同額の 1,548.79 ユーロであった。そして、これに各自治体の人口数をかけ算したものが自治体自ら負担する金額になるのである。Keitele 自治体は 307 万 4,000 ユーロであった。さらに、基本財政需要額のうち一般補助金で賄われる金額は、基本財政需要額から基本財政需要額の中の自治体が自ら負担する金額を差し引いたものとなる。Keitele 自治体では 16 万 8,000 ユーロであったが、こ

の数値が Keitele 自治体の基本財政需要分の一般補助金額となるのである。

これに加えて財政需要額には付加的財政需要額がある。付加的財政需要額は基本財政需要額とは異なり、自治体が自ら負担することではなく、それ自体が直接一般補助金に加算されるしくみになっている。そこで、Keitele 自治体の付加的財政需要額は 69 万 2,000 ユーロなので、これが一般補助金額にストレートに加算されることになる。さらに、多種類の国庫支出金（自治体合併補助金、学校関係補助金など）の削減等と関連させながら、一般補助金の控除や加算（国による支出の削減と増加）が行われる。このしくみは複雑であるが、2026 年度の Keitele 自治体では 4 万 7,000 ユーロが控除される計算であった。そこで、Keitele 自治体の場合は付加的財政需要額と、このような控除額を合わせた金額は 64 万 5,000 ユーロになった。この数値に先の基本財政需要分の一般補助金額を加えた金額が Keitele 自治体の財政需要分の一般補助金額（81 万 3,000 ユーロ）となるのである。

さらに、財政力を斟酌した算定が行われる。Keitele 自治体が富裕な自治体のため、財政力を斟酌した算定分はマイナス 22 万 1,000 ユーロであった。つまり、富裕な Keitele 自治体は推計コストを積み上げて得られた財政需要額（財政需要分の一般補助金額）から財政力を斟酌した算定で得られた金額分が

図表 4 各自治体に交付される一般補助金の算定（2026年度）

（千ユーロ）

	人口数 (人)	基本財政 需要額 A	A のうち自 治体が負担 する 1 人当 たり額 (ユーロ)	A のうち自 治体が負担 する額	A のうち一 般補助金で 賄う額 B	付加的財政 需要額 C	各種の国庫支 出金等を踏ま えた控除と加 算（国による 支出の削減と 増加） D	財政力を斟酌 する算定 の額 E	各自治体が 受け取る一 般補助金額 B + C + D + E
Kauniainen	10,253	24,286	1,548.79	15,880	8,406	308	11,255	-1,624	18,345
Keitele	1,985	3,243	1,548.79	3,074	168	692	-47	-221	592
Kustavi	970	1,633	1,548.79	1,502	131	154	-335	-90	-140
Helsinki	684,018	1,493,277	1,548.79	1,059,400	433,877	37,517	-62,583	-57,146	351,664
Lumijoki	2,008	5,988	1,548.79	3,110	2,878	51	-467	1,437	3,898
Alavieska	2,410	5,506	1,548.79	3,733	1,773	86	254	1,776	3,889
Tyrvävä	6,501	20,793	1,548.79	10,069	10,725	180	-3,832	4,832	11,905
Merijärvi	1,059	3,016	1,548.79	1,640	1,375	59	-560	951	1,826
フィンランド 全自治体	5,605,317	11,687,515	1,548.79	8,681,459	3,006,056	314,640	-592,672	782,517	3,510,542

注：1）財政力の高い自治体と低い自治体のそれぞれ 1 位から 4 位までを掲載した。

2）人口数は 2024 年 12 月 31 日現在。

出所：Valtiovarainministeriö, “Lopullinen kunnan peruspalvelujen valtionosuus vuonna 2026”.

差し引かれることになるのである。そして、このような方法によって2026年度のKeitele自治体の一般補助金額（59万2,000ユーロ）が算出されることになるのである。

また、財政力が最も弱いMerijärvi自治体についても一般補助金の算定方法を検討してみよう。Merijärvi自治体の基本財政需要額は301万6,000ユーロで、基本財政需要額のうち自治体が自ら負担する金額は164万ユーロ、一般補助金で賄われる金額（基本財政需要分の一般補助金額）は137万6,000ユーロであった。そして、この137万6,000ユーロに付加的財政需要額である5万9,000ユーロを加算し、これによって得られた金額は143万5,000ユーロになった。これに加えて、各種の国庫支出金等を踏まえた控除と加算（国による支出の削減と増加）が行われる。Merijärvi自治体の場合はマイナス56万ユーロだったので、143万5,000ユーロから56万ユーロが差し引かれて87万5,000ユーロになった（財政需要分の一般補助金額）。さらに、財政力を斟酌する算定が行われる。Merijärvi自治体は財政力が弱い自治体であるので、87万5,000ユーロに95万1,000ユーロが加算された。以上の計算により、Merijärvi自治体を受け取る一般補助金額は182万6,000ユーロになっ

たのである。なお、財政力を斟酌した算定についての詳細は、あらためて6. で述べることにしたい。

3. 財政需要項目と財政需要額

図表5はほとんどすべての財政需要項目と、2023年度と2026年度の基礎価格を示したものである。遠隔地、サーミ人への対応（サーミ語）が付加的財政需要項目になり、それ以外は基本財政需要項目であるが、基本財政需要項目の財政需要額のほうが圧倒的に大きい。さらに、2023年度に比べて2026年度には、外国語の基礎価格が際立って高い上昇率を示した以外は、ほとんどの財政需要項目の基礎価格が10－12%程度上昇していることが確認できる。基礎価格のなかで最も上昇率が高いのは外国語であり、約20%程度上昇している。フィンランドでは21世紀に入ってから移民と難民が増加し、外国語話者数が大幅に増加した。とくに近年、その傾向が著しく、自治体に対して語学や教育面での対応が求められる度合いが増しているのである。話者数が多い言語は、ロシア語、エストニア語、英語、アラビア語、ソマリ語などである。

図表6は財政需要項目別に財政需要額をみたもの

図表5 一般補助金算定の際の各財政需要項目の基礎価格（2023年度と2026年度との比較）

	2023年度	2026年度	(ユーロ) 2023年度を100とした 時の2026年度の数値
年齢構成別人口			
0－5歳	8,010.94	8,970.59	112.0
6歳	8,499.51	9,538.74	112.2
7－12歳	7,071.51	8,172.10	115.6
13－15歳	12,129.17	13,849.15	114.2
16歳以上	62.57	70.22	112.2
18－64歳	—	86.07	—
失業率	67.78	75.93	112.0
外国語	1,680.57	2,003.77	119.2
バイリンガル	287.68	322.26	112.0
島しょ部（全域）	395.97	443.57	112.0
島しょ部（一部）	289.65	324.47	112.0
人口密度	40.64	45.52	112.0
遠隔地	61.24	66.99	109.4
サーミ人への対応（サーミ語）	895.43	979.36	109.4

注：1）ほかにも2、3の財政需要項目があるが省略した。

2）遠隔地とサーミ人への対応（サーミ語）が付加的財政需要項目。それ以外は基本財政需要項目。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”.

Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2023”.

図表 6 財政需要項目別にみた財政需要額

(千ユーロ)		財政需要額
年齢構成別人口	0－5歳	2,518,789
	6歳	479,989
	7－12歳	2,903,277
	13－15歳	2,683,882
	16歳以上	331,800
	18－64歳	282,020
年齢構成別人口合計 (A)		9,199,758
	失業率	425,458
	失業者数	299,654
	外国語	1,216,296
	バイリンガル	116,589
	島しょ部	26,494
	人口密度	230,412
	学歴	172,853
年齢構成別人口以外合計 (B)		2,487,756
基本財政需要額合計 (A) + (B)		11,687,515
	遠隔地	68,703
	サーミ人への対応 (サーミ語)	1,266
	その他	244,671
付加的財政需要額合計		314,640

注：1）人口数は2024年12月31日現在。

2）付加的財政需要額のその他には、人口増加自治体にかかわる財政需要額5,046万ユーロを含む。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”。

である。財政需要額が最も大きな財政需要項目は年齢構成別人口であり、91億9,975万ユーロであった。年齢構成別人口にかかわる財政需要額は、基本財政需要額全体の約8割を占めていたのである。年齢構成別人口においては2023年度に存在しなかった18－64歳が新たに設定されていることがわかる。このことは16歳以上という財政需要項目だけでは働く世代のニーズの充足に不十分であったことが反映されたのであろう。さらに、年齢構成別人口では6歳が単独で財政需要項目になっているが、これはフィンランドで就学前教育が重視されているからである。なお、図表5には示さなかったが、図表6の付加的財政需要額のその他の財政需要項目には、自治体の人口増加という財政需要額が計上されている。その財政需要額は5,046万ユーロであった。

4. 個々の財政需要項目ごとにみた具体的な算定のしくみ — 基本財政需要項目

個々の財政需要項目ごとに具体的な財政需要額の算定のしくみについてみていこう。

(1) 年齢構成別人口

年齢構成別人口は、0－5歳、6歳、7－12歳、13－15歳、16歳以上、18－64歳の6つに年齢構成が分けられている。教育のレベルが高くなる13－15歳の基礎価格が最も高い金額を計上している。これに続くのが6歳の基礎価格であるが、先述したように、これはフィンランドが就学前教育に力を入れているからである。18－64歳という財政需要項目は2023年度に存在しなかったが、これが新しくつくられたのは、16歳以上という財政需要項目だけでは働く世代のニーズに十分こたえられなかった事情があったからと推測される。保健医療福祉サービスのニーズが高い高齢世代（65歳以上）の財政需要については、アルエの創設によって自治体からアルエへの保健医療福祉に関する財政需要のシフトが生じて、自治体の財政需要の大幅な減少が見込まれるに至った。そこで、65歳以上や75歳以上等のような財政需要項目をあえてつくることをせず、16歳以上という財政需要項目によって対応することになったと思われるのである。

図表7は人口数が多い自治体（1－5位）と人口数が少ない自治体（1－5位）の合計10自治体について、人口数と年齢構成別人口数を示したものである。図表8は、図表7に掲載した自治体について、それぞれの年齢構成別人口ごとの財政需要額を、各年齢構成別人口数に基礎価格をかけ算することによって計算し、これらを合計して各自治体の年齢構成別人口にかかわる財政需要額を算定したものである。先にも述べたように、フィンランドの自治体全体の年齢構成別人口にかかわる財政需要額の総額は91億9,975万ユーロであった。

さらに、図表8から、Helsinki自治体に、Espoo、VantaaというHelsinki近隣の2つの大都市を加えた

図表 7 年齢構成別人口数の各自治体における内訳

	人口数	0－5歳 人口数	6歳 人口数	7－12歳 人口数	13－15歳 人口数	16歳以上 人口数	18－64歳 人口数
Helsinki	684,018	36,903	6,019	39,655	19,643	581,798	448,558
Espoo	320,931	20,732	3,531	23,553	12,331	260,784	204,100
Tampere	260,180	12,219	2,054	13,471	6,845	225,591	171,528
Vantaa	251,269	15,373	2,641	16,865	8,855	207,535	162,060
Oulu	216,152	11,877	2,023	14,496	8,058	179,698	136,120
Savukoski	964	36	9	40	20	859	489
Hailuoto	927	18	13	52	29	815	404
Pelkossenniemi	910	23	8	42	12	825	448
Luhanka	711	19	1	32	21	638	316
Lestijärvi	665	39	4	45	18	559	308
フィンランド 全自治体	5,605,317	280,783	50,320	355,267	193,794	4,725,153	3,276,639

注：1）年齢構成別人口数は2024年12月31日現在。

2）人口数が多い自治体（1位から5位まで）と人口数が少ない自治体（1位から5位まで）、全部で10自治体を掲載した。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”.

図表 8 各自治体の年齢構成別人口にかかわる財政需要額

	0－5歳	6歳	7－12歳	13－15歳	16歳以上	18－64歳	財政需要額 合計
Helsinki	331,042	57,414	324,065	272,039	40,854	38,607	1,064,020
Espoo	185,978	33,681	192,477	170,774	18,312	17,567	618,790
Tampere	109,612	19,593	110,086	94,797	15,841	14,763	364,692
Vantaa	137,905	25,192	137,822	122,634	14,573	13,949	452,075
Oulu	106,544	19,297	118,463	111,596	12,618	11,716	380,234
Savukoski	323	86	327	277	60	42	1,115
Hailuoto	161	124	425	402	57	35	1,204
Pelkossenniemi	206	76	343	166	58	39	889
Luhanka	170	10	262	291	45	27	804
Lestijärvi	350	38	368	249	39	27	1,071
フィンランド 全自治体	2,518,789	479,989	2,903,277	2,683,882	331,800	282,020	9,199,758

注：年齢構成別人口は2024年12月31日現在。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”.

年齢構成別人口にかかわる財政需要額が、フィンランドの自治体全体の実に4分の1近くを占めていることが把握できる。これとは反対に、人口数が1,000人未満のLuhanka自治体の年齢構成別人口にかかわる財政需要額はHelsinki自治体のわずか0.1%にも満たなかったのである。

（2）人口密度

図表 9 では人口密度の低い10自治体と高い4自治体を掲載している。SavukoskiやUtsjokiのように人口密度が1未満の自治体がある一方で、Helsinki自

治体の人口密度は3,187.7になっている。フィンランドの全体の人口密度は18.53であった。人口密度が低い自治体の場合は高い自治体に比べて行政の効率化が進まないため、国は人口密度の低い自治体に対して一般補助金を多く支出して支援することになる。人口密度が大変低い自治体は面積が広大な北部のラッピ地域（Lappi Maakunta）にすこぶる多い。

フィンランドの全自治体の人口密度にかかわる財政需要額は2億3,041万ユーロだった。人口密度にかかわる各自治体の財政需要額は次のようにして求められる。つまり、各自治体の人口数に人口係数を

図表9 人口密度にかかわる財政需要額

(人、平方キロメートル、ユーロ、千ユーロ)

	人口数	面積	人口密度	人口係数	基礎価格	財政需要額
Enontekiö	1,762	7,954	0.2	20.0		1,604
Inari	7,294	15,068	0.5	20.0		6,577
Kittilä	6,837	8,045	0.8	20.0		6,224
Pelkossenniemi	910	1,836	0.5	20.0		828
Salla	3,285	5,730	0.6	20.0		2,991
Savukoski	964	6,440	0.1	20.0		878
Sodankylä	8,127	11,694	0.7	20.0		7,399
Utsjoki	1,137	5,148	0.2	20.0	45.5	1,035
Posio	2,878	3,040	0.9	19.57		2,564
Puolanka	2,345	2,461	1.0	19.45		2,076
Helsinki	684,018	215	3,187.7	0.01		181
Kauniainen	10,253	6	1,740.7	0.01		5
Kerava	38,461	31	1,255.3	0.01		26
Järvenpää	46,871	38	1,248.6	0.01		32
フィンランド 全自治体	5,605,317	302,444	18.53	1.0		230,412

注：1）基礎価格にかけ算する人口係数は20.0が最大値。

2）人口係数は20.0を除くといずれも小数点第3位以下を四捨五入。

3）人口係数は人口密度が18.53のとき1.0として計算される。

4）人口数は2024年12月31日現在。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”.

かけ算し、これによって得られた金額にさらに基礎価格をかけ算して求められるのである。例えば、Utsjoki自治体の財政需要額は $1,137 \times 20.0 \times 45.5 = 103万5,000$ ユーロとなる。人口係数の求め方については、フィンランド全体の人口密度である18.53を1.00としたうえで、各自治体の人口密度に基づいて人口係数が計算される。人口密度が3,187.7のHelsinki自治体の人口係数は0.01、同じく0.9のPosio自治体の人口係数は19.57になる。図表9に掲載したEnontekiöやInariなど8自治体の人口係数は、計算すればいずれの自治体においても20.0を上回っているのだが、計算上の規定によって人口係数の上限が20.0とされているために、これらの8自治体はいずれも人口係数が20.0とされているのである。

なお、人口密度だけにかぎるわけではないけれども、計算上四捨五入をする関係によって、図表の数値と計算によって求められた数値が若干合わないケースがみられる。つまり、図表9において人口係数が0.01という数値の自治体が4自治体であるが、人口係数をより詳細に計算していけば、Helsinki自治体が0.0058、Kauniainen自治体が0.0106、Kerava自治体が0.0148、Järvenpää自治体が0.0148というよ

うに違いがある。そこで、このような人口係数の数値が上記の4自治体の財政需要額に反映されているのである。

（3） 島しょ部

A 自治体全域が島しょ部の自治体

島しょ部自治体には自治体全域が島しょ部の自治体と、自治体の一部が島しょ部の自治体の2つがある。この2つでは財政需要額の求め方が異なっている。

自治体全域が島しょ部の自治体は全部で8自治体存在し、この8自治体の人口数の合計は3万4,301人であった（図表10）。このうち人口数が1万4,000人台のParainen自治体のように大きな自治体も存在するが、多くは小規模自治体であった。1,000人未満の自治体が2つ、1,000人台の自治体が1つ、2,000人台の自治体が2つ存在しているのである。このような8自治体の財政需要額は人口数に基礎価格（443.57ユーロ）をかけ算して求められる。ただし、Hailuoto自治体には特別に割増加算が行われている。Enonkoski自治体の財政需要額が57万1,000ユーロ、Hailuoto自治体の財政需要額が123万4,000

図表10 島しょ部（自治体の全域が島しょ部）にか
かわる財政需要額

(人、ユーロ、千ユーロ)

自治体名	人口数	主島の数	基礎価格	財政需要額
Enonkoski	1,288	1	┐	571
Hailuoto	927	2		1,234
Kustavi	970	1		430
Kemiönsaari	6,371	1	┐ 443.57	2,826
Parainen	14,868	1		6,595
Maalahti	5,415	1		2,402
Puumala	2,101	1		932
Sulkava	2,361	1	┐	1,047
合計	34,301			16,037

注：1）自治体の全部が島しょ部の自治体をすべて掲載した。

：2）人口数は2024年12月31日現在。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”.

ユーロであった。8自治体の財政需要額の合計は、1,603万7,000ユーロであった。

なお、Parainen自治体について少し言及しておきたい⁽⁷⁾。Varsinais-Suomi Maakuntaに所属するParainen自治体は世界最大の群島の都市とも呼ばれており、1万以上の島と小島が5,500平方キロメートルに広がり、国内、海外問わず多数の観光客が訪れている。さらに、大規模な石灰岩鉱山があることでも知られている。Parainen自治体は、2009年1月1日にParainen自治体、Nauvo自治体、Iniö自治体、Korppoo自治体、Houtskari自治体の5つの自治体が合併してできた自治体である。Parainen自治体は、フィンランド語とスウェーデン語の2か国語を公用語としている自治体であり、スウェーデン語ではPargas自治体と呼ばれているのである。

B 自治体の一部が島しょ部の自治体

自治体の一部が島しょ部の自治体は多数存在する。例えば、Helsinkiのような大都市もその1つである。図表11では島しょ部に居住する住民数が1,000人以上のすべての自治体（全部で8自治体）を掲載している。島しょ部に居住する住民数は1,000人台と2,000人台が多いが、Savonlinna自治体とNaantali自

図表11 島しょ部（自治体の一部が島しょ部）にか
かわる財政需要額

(人、ユーロ、千ユーロ)

自治体名	島しょ部 住民数	基礎価格	財政需要額
Hirvensalmi	1,590	┐	516
Luoto	2,177		706
Mustasaari	2,062		669
Naantali	4,261		1,383
Porvoo	1,717	┐ 324.47	557
Raasepori	1,770		574
Savonlinna	4,508		1,463
Taipalsaari	2,054		666
自治体の一部が島 しょ部の自治体全体	32,229	┐	10,457

注：島しょ部に居住する住民数が1,000人以上の自治体をすべて掲載した。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”.

自治体の島しょ部には4,000人を超える住民がそれぞれ居住している。

各自治体の財政需要額は島しょ部に居住する住民数に基礎価格（324.47ユーロ）をかけ算して求められる。島しょ部に居住する住民数が最も多いSavonlinna自治体の財政需要額が最多の146万2,711ユーロであった。自治体の一部が島しょ部になっている自治体に居住する島しょ部の住民数は全部で3万2,229人、財政需要額の合計は1,045万7,344ユーロであった。

（4）失業率

フィンランドの2025年12月の失業者数（15－74歳）は27万7,000人で、失業率は10.7%であった⁽⁸⁾。とくに若者の失業率が大変高いことが特徴である。さらに、2024年の同時期に比べて失業者数は約5万1,000人増加している。フィンランドでは厳しい経済状況が続き、現在の失業率は2009年以来最高水準に達している。そして、フィンランドはEU諸国の中でみても最も高い失業率になっているのである（2位はスペイン、3位はスウェーデン）。

失業率にかかわる財政需要額を示す図表12では、

(7) Pargas, “Pargas, archipelago town”, (Pargas.fi). 2026.

(8) Yle, “Finland’s unemployment rose again in December”, 27.1.2026.

図表12 失業率にかかわる財政需要額（失業率の最上位、最下位の1－5位の自治体）

(人、ユーロ、千ユーロ)

	人口数	失業中の 求職者数	失業率	失業率にもと づく失業係数	基礎価格	財政需要額
Imatra	24, 724	1, 727	16%	1. 49		2, 798
Juuka	4, 160	305	18%	1. 70		538
Lieksa	10, 049	646	17%	1. 55		1, 134
Pudasjärvi	7, 304	463	16%	1. 49		828
Rääkkylä	1, 881	118	17%	1. 53		219
Evijärvi	2, 272	45	4%	0. 41		72
Maalahti	5, 415	107	4%	0. 38	75. 93	158
Mustasaari	19, 738	384	4%	0. 37		555
Närpiö	9, 554	161	4%	0. 33		241
Pedersöre	11, 226	151	3%	0. 26		224
フィンランド 全自治体	5, 605, 317	287, 858	11%	1. 00		425, 458

注：人口数は2024年12月31日現在。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”

失業率が高いほうの1－5位、低いほうの1－5位の自治体を掲載している。最も失業率が高いのがJuuka自治体（Pohjois-Karjala Maakuntaに所属）の18%、最も低いのがPedersöre自治体（Pohjanmaa Maakuntaに所属）の3%であった。

失業率にかかわる財政需要額の算定では失業係数が重要である。図表12のように、2026年度の失業率にかかわる財政需要額の算定では、フィンランドの全自治体の平均失業率が11%であったが、この11%の失業係数を1.0とし、各自治体の失業率から失業係数が割り出される方法がとられる。失業率が18%のJuuka自治体の失業係数が1.70であった。Lieksa自治体が1.55、Evijärvi自治体が0.41、Pedersöre自治体が0.26であった。失業率にかかわる財政需要額は人口数に失業係数と基礎価格をかけ算して求められる。Juuka自治体が53万8,000ユーロ、Imatra自治体が279万8,000ユーロであった。そして、フィンランド全自治体の失業率にかかわる財政需要額は4億2,545万8,000ユーロであった。

なお、図表12において、失業率が同じであるにもかかわらず失業係数が異なるケースがみられる。このことは失業率を求める際の四捨五入に関係している。例えば、図表12では、失業率が4%の自治体が4自治体存在するが、失業係数は若干異なっている。

これら4つの自治体の失業率について小数点第4位を四捨五入すれば、Evijärviが4.5%、Maalahtiが4.1%、Mustasaariが4.0%、Närpiöが3.6%だったのである。

さらに、都市（人口10万人以上でMaakuntaの中心都市）の失業率にかかわる財政需要額も考察した（図表13）。いずれの都市においても失業率が10%を超過しているが、Espoo自治体を除けば、いずれの都市もフィンランドの全国平均の失業率を上回っていることが把握できるのである。

（5）失業者数と政府の雇用政策にかかわるサービスに従事する者の数の合計

失業にかかわる財政需要項目には、失業率のほかに、失業者数と政府の雇用政策にかかわるサービスに従事する者の数を合計したものがある。政府の雇用政策にかかわるサービスに従事する者には、職業訓練参加者や就労支援プログラム利用者、補助金がついている雇用などが含まれている⁽⁹⁾。

図表14は、失業者数と政府の雇用政策にかかわるサービスに従事する者の数の合計が多い自治体と少ない自治体合わせて9自治体を示している。財政需要額は失業者数と政府の雇用政策にかかわるサービスに従事する者の数を合計した数値に、基礎価格で

(9) 失業率や失業者等については、沼尾波子東洋大学教授から有益かつ適切なアドバイスをいただいた。この場を借りて御礼申し上げたい。

図表13 都市（人口数が10万人以上でMaakuntaの中心都市）の失業率にかかわる財政需要額

（人、ユーロ、千ユーロ）

	人口数	失業中の求職者数	失業率	失業率にもとづく失業係数	基礎価格	財政需要額
Espoo	320, 931	15, 901	10%	0. 92		22, 482
Helsinki	684, 018	41, 744	12%	1. 08		55, 925
Vantaa	251, 269	16, 439	13%	1. 16		22, 106
Jyväskylä	149, 194	10, 030	14%	1. 29		14, 603
Kuopio	125, 666	6, 633	11%	1. 03		9, 825
Lahti	121, 377	8, 077	14%	1. 32	75. 93	12, 202
Oulu	216, 152	13, 806	13%	1. 21		19, 820
Tampere	260, 180	16, 410	13%	1. 19		23, 483
Turku	206, 073	13, 076	13%	1. 21		18, 927
フィンランド全自治体	5, 605, 317	287, 858	11%	1. 00		425, 458

注：人口数は2024年12月31日現在。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”.

図表14 失業者数（失業者数と政府の雇用政策にかかわるサービスに従事する者の数の合計）にかかわる財政需要額

（人、ユーロ、千ユーロ）

自治体名	人口数	失業者数とサービス従事者数	基礎価格	財政需要額
Espoo	320, 931	22, 208		16, 758
Helsinki	684, 018	54, 676		41, 258
Lahti	121, 377	10, 918		8, 238
Juuka	4, 160	385		291
Lieksa	10, 049	870		657
Rääkylä	1, 881	156	754. 59	118
Mustasaari	19, 738	567		427
Närpiö	9, 554	265		200
Pedersöre	11, 226	214		161
フィンランド全自治体	5, 605, 317	397, 108		299, 654

注：1）人口数は2024年12月31日現在。

2）政府の雇用政策にかかわるサービスに従事する者には、職業訓練参加者や就労支援プログラム利用者、補助金がついている雇用などが含まれている。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2025”.

ある754.59ユーロをかけ算することによって得られる。Espooが1,675万8,000ユーロ、Helsinkiが4,125万8,000ユーロ、Juukaが29万1,000ユーロ、Pedersöreが16万1,000ユーロであった。そして、フィンランドの全自治体では、失業者数と政府の雇用政策にかかわるサービスに従事する者の数の合計は39万7,108人、財政需要額は2億9,965万4,000ユーロであった。

（6）バイリンガル自治体

フィンランドの自治体の特徴は、フィンランド語とスウェーデン語の2か国語を公用語としている自治体が多数あることである。このような自治体をバ

イリンガル自治体と呼んでいるが、バイリンガル自治体は33存在している。このうちフィンランド語を話す人の数がスウェーデン語を話す人の数を上回っているのが18自治体、これとは反対にスウェーデン語を話す人の数がフィンランド語を話す人の数を上回っている自治体が15存在しているのである（図表15）。バイリンガル自治体においては、住民サービスや学校教育、行政文書などで必ず2つの言語が用いられることになっているのである。

バイリンガル自治体は言語法（Kielilaki）によって定められている。この法律にもとづけば、バイリンガル自治体とは、（2か国語のうち）少数言語を話す人々の数が全人口の少なくとも8%、または少

図表15 バイリンガル自治体（フィンランド語とスウェーデン語の2つの言語を公用語とする自治体）の状況
(人)

	人口数	スウェーデン語話者の人数	人口に占めるスウェーデン語話者の割合
Espoo	320,931	20,246	6.3%
Hanko	7,702	3,189	41.4%
Helsinki	684,018	36,945	5.4%
Inkoo	5,402	2,755	51.0%
Pietarsaari	19,576	10,477	53.5%
Kaskinen	1,241	343	27.6%
Kauniainen	10,253	3,134	30.6%
Kemiönsaari	6,371	4,202	66.0%
Kirkkonummi	41,635	6,066	14.6%
Kokkola	48,367	5,731	11.8%
Mustasaari	19,738	13,425	68.0%
Korsnäs	1,986	1,656	83.4%
Kristiinankaupunki	6,121	3,220	52.6%
Kruunupyä	6,342	4,784	75.4%
Lapinjärvi	2,429	716	29.5%
Luoto	5,884	5,399	91.8%
Lohja	45,687	1,568	3.4%
Loviisa	14,352	5,562	38.8%
Maalahti	5,415	4,591	84.8%
Myrskylä	1,677	159	9.5%
Uusikaarlepyy	7,439	6,227	83.7%
Närpiö	9,554	7,003	73.3%
Parainen	14,868	8,007	53.9%
Pedersöre	11,226	9,927	88.4%
Porvoo	51,737	14,191	27.4%
Raasepori	27,030	17,143	63.4%
Sipoo	20,826	6,215	29.8%
Siuntio	6,182	1,620	26.2%
Turku	206,073	11,164	5.4%
Vaasa	70,361	16,167	23.0%
Vantaa	251,269	5,348	2.1%
Vöyri	6,210	5,063	81.5%
Pyhtää	5,001	331	6.6%
フィンランド全自治体	5,605,317	259,243	4.6%

注：人口数、スウェーデン語を話す人の数は2024年12月31日現在。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”。

数言語を話す人の数が3,000人以上の自治体のことである。さらに、バイリンガル自治体の見直しが10年に1度行われる。このような見直しによって、これまでバイリンガル自治体であったけれども、少数言語の話者数が人口数の6%を下回るか、少数言語の話者数が3,000人未満になった場合には、原則バイリンガル自治体から外れることになる。ただし、自治体が自主的にバイリンガル自治体の継続申請を出すことが可能である。例えば、図表15のLohja自

治体（Uusimaa Maakuntaに所属）は、継続申請をすることによって2023年から2032年までの10年間、バイリンガル自治体の地位が国から認められているのである⁽¹⁰⁾。

図表15から、Helsinkiのような大都市から、人口が1,000人台のKaskinen、Korsnäs、Myrskyläのような小規模自治体まで、幅広くバイリンガル自治体が存在していることが把握できる。さらに、スウェーデン語の話者数の人口数に占める割合が8割を超過

(10) Kuntaliitto, “Kaksikieliset kunnat ja kaksikielisyys 2025”。

図表16 バイリンガル自治体の財政需要額

	基礎価格 (ユーロ)	人口数により算定された 財政需要額	(千ユーロ) スウェーデン話者数により 算定された財政需要額
Espoo	└	7,240	6,068
Hanko		174	956
Helsinki		15,430	11,072
Inkoo		122	826
Pietarsaari		442	3,132
Kaskinen		28	103
Kauniainen		231	939
Kemiönsaari		144	1,259
Kirkkonummi		939	1,618
Kokkola		1,091	1,718
Mustasaari		445	4,023
Korsnäs		45	496
Kristiinankaupunki		138	965
Kruunupy		143	1,434
Lapinjärvi		55	215
Luoto		133	1,618
Lohja	└ 322.26	1,031	470
Loviisa		324	1,667
Maalahti		122	1,376
Myrskylä		38	48
Uusikaarleppy		168	1,866
Närpiö		216	2,099
Parainen		335	2,400
Pedersöre		253	2,975
Porvoo		1,167	4,253
Raasepori		610	5,138
Sipoo		515	1,878
Siuntio		139	486
Turku		4,649	3,346
Vaasa		1,587	4,845
Vantaa		5,666	1,603
Vöyri		140	1,517
Pyhtää	└	113	99
バイリンガル全自治体		43,874	72,715

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”。

している自治体が、Korsnäs、Luoto、Maalahti、Uusikaarleppy、Pedersöre、Vöyriの6自治体存在している。これらの6自治体はいずれもPohjanmaa Maakuntaに所属しているが、Pohjanmaa Maakuntaは国会で少数政党のスウェーデン人民党が最も強力な基盤を形成している地域である。

スウェーデン語を話す人の数はフィンランド全体で25万9,243人、フィンランドの人口数に占める割合は4.6%であった（オーランド諸島の自治体を除く）。そして、バイリンガル自治体の財政需要額の合計は1億1,658万ユーロであった（図表16）。バイリンガル自治体の財政需要額の算定には人口数に

よる算定と、スウェーデン語の話者数による算定の2種類がある。前者の算定が後者の算定よりも多いのは、大都市であるEspoo、Helsinki、Turku、VantaaのほかにはLohjaとPyhtääの2自治体のみであった。これらの自治体はいずれも、スウェーデン語を話す人々の割合が当該人口の10%未満の自治体であった。

さらに、オーランド諸島の自治体（全部で16自治体）はすべてスウェーデン語を単一の公用語としている自治体である。

また、フィンランドにはフィンランド語とサーミ語の2つの言語を公用語とする自治体が存在してい

る。北部のLappi Maakuntaに所属する4自治体がそうなのだが、詳しくは後述する。

(7) 外国語（フィンランド語とスウェーデン語とサーミ語の3言語以外）の話者

これまでフィンランドは隣国スウェーデンに比べて移民や難民の数が大幅に少ないのが特徴であったが、21世紀に入ってから移民、難民が増加の一途をたどっており、とくに近年それが顕著である。現在、フィンランドにおいて極端に治安が悪い地域はないが、今後一層の移民、難民の増加が見込まれるなかで排外主義の傾向も一部出てきており、多文化の共生がうまくいくのかが懸念されているのである。

1990年代に3万人程度だった外国語の話者（フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語以外を話す人）が急増し、2024年末には約61万人になり、フィンランドの総人口に占める外国語話者数の割合は10.8%になっている。2024年に限ってみてみると、外国語話者数が5万1,854人増加する一方で、フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語の合計話者数は1万9,734人減少しているのである。Uusimaa地域の大都市であるVantaa自治体（ヘルシンキ国際空港がある自治体）では住民の5人に1人が外国語話者である。外国語のなかでは、ロシア語が最も多く、エストニア語、英語、アラビア語、ソマリ語がこれに続いている⁽¹¹⁾。

外国語を話す人々にかかわる各自治体の財政需要額は、各自治体における外国語話者数に基礎価格（2,003.77ユーロ）をかけ算して求められる。図表17は、外国語話者数が多い自治体（上位1～4位の自治体）と少ない自治体（下位1～4位の自治体）を示し、その財政需要額をみたものである。財政需要額が最大なのはHelsinki自治体で財政需要額は2億8,019万1,000ユーロであった。これとは反対に、外国語話者がほとんどいない自治体も存在しており、わずか4人のMerijärvi自治体の財政需要額は8,000ユーロ、5人のLuhanka自治体の財政需要額は1万

ユーロにすぎなかったのである。フィンランドの全自治体の外国語話者にかかわる財政需要額の合計は12億1,629万6,000ユーロであった。

(8) 学歴（学位や職業資格の保有の有無）

フィンランドでは基礎レベルの教育（義務教育）を修了した後は、仕事に就くか中等教育や職業学校に進学することになる。2018年には基礎レベルの教育を修了した20歳から29歳までの者のうち、学位や職業資格を持っていない者が10万2,673人存在し、当該年齢層全体に占めるその割合は15%であった⁽¹²⁾。男女別でみると男性が17%、女性が13%であり、男性のほうが高かった。フィンランド政府は、学位や職業資格を持つ者の割合を高めようと努めてきた。そして、学歴にかかわる財政需要額を算定し、学位や職業資格を持たない者が高い割合を示す自治体に厚く一般補助金を交付しようとしてきたのである。なお、付言すれば、フィンランドでは大学進学率はそれほど高くはなく、職業専門学校に進んで職業資格を得る若者が少なくない。若者が自主的に職業専門学校を選択し、職業資格を取得するケースが多いのである。

注目されるべきは、フィンランドで2021年に義務教育年限が9年（7歳から15歳まで）から12年（7歳から18歳まで）に延長されたことである。9年間の義務教育（総合教育）の後に引き続いて中等教育が義務制になったのである。このような義務教育年限の延長は、21世紀に入ってから若者の失業率が大変高い状況が続いていることと関係している。もちろん義務教育年限の延長は教育の質と量の向上など教育面の理由が大きかったと思われるが、それだけではなく、若者の高い失業率の是正とも関係していたということができであろう。つまり、義務教育年限の延長により、学位や職業資格の取得率を引き上げるとともに、雇用の改善につなげようとしたのである。フィンランド政府が授業料の無償化、給食の無償化、教科書の無償化など多方面の教育の無償化を行ったうえで、このような義務教育年限の延長

(11) Tilastokeskus, “Number of foreign language speakers exceeded 600,000”, 2025.

(12) Tilastokeskus, “Educational structure of the population 2018”, 2019.

図表17 外国語（フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語以外の言語）話者にかかわる財政需要額

(人、ユーロ、千ユーロ)

	外国語話者数	基礎価格	財政需要額
Espoo	80,166	}	160,634
Helsinki	139,832		280,191
Turku	34,338		68,805
Vantaa	72,152		144,576
Hailuoto	14	}	28
Luhanka	5		10
Merijärvi	4		8
Reisjärvi	14		28
フィンランド全自治体	607,004	}	1,216,296

注：1）外国語で多いのはロシア語、エストニア語、英語、アラビア語、ソマリ語。

2）外国語話者数は2024年12月31日現在。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”。

図表18 学歴にかかわる財政需要額

	人口数（人）	義務教育学校終了後に学位や職業資格を所有していない者の割合（％）	学歴係数	基礎価格（ユーロ）	財政需要額（千ユーロ）
Kaskinen	1,241	33.44	2.23	}	86
Närpiö	9,554	26.12	1.74		519
Vantaa	251,269	25.83	1.72		13,488
Liminka	10,190	5.04	0.34		107
Muurame	10,614	5.47	0.36	}	121
Kempele	19,657	5.67	0.38		232
フィンランド全自治体	5,605,317	14.99	1.00		172,853

注：1）人口数は2024年12月31日現在。

2）フィンランドの義務教育年は7歳から15歳までであったが、2021年から、18歳までに年齢が引き上がった。

出所：Valtiovarainministeriö, “Laskennalliset kustannukset 2026”。

が実現したのである⁽¹³⁾。

図表18は、学歴にかかわる財政需要額を示している。フィンランド政府は、学位や資格の取得を若者に促し、若者の高い失業率を抑制しようと試みてきた。そこで、有力な対策の1つとして、学歴にかかわる財政需要額（基本財政需要額）を算定して、一般補助金を自治体に交付するしくみが設けられているのである。図表18では義務教育修了後、すぐに仕事に就いた者や、中等教育以降（職業学校や職業専門学校を含む）に進んだ者のうち学位や職業資格を保有していない者が多い3つの自治体（Kaskinen、Närpiö、Vantaa）と、学位や職業資格を保有する者が多い3つの自治体（Liminka、Muurame、Kempele）

を掲載した。自治体間で大きな差異があることが確認できるが、学位や職業資格の保有率については、必ずしも都市の保有率が高く過疎地域が低いというわけではなかった。Maakuntaごとにみた場合、最も保有率が低かったのはフィンランドで最小のMaakuntaである Ahvenanmaa Maakuntaに所属するオーランド諸島の自治体であり、学位と職業資格を持っていない者の当該年齢層に占める割合は22%であった。しかし、小規模もしくは中規模のMaakuntaである Pohjois-Savo、Keski-Suomi、Pohjois-Karjala、Kainuu などでは、学位や職業資格を保有しない者の当該年齢層に占める割合は12%と小さかったのである⁽¹⁴⁾。さらに、図表18の6自治体についてみてみ

(13) Opetus- ja kulttuuri ministeriö, “Extension compulsory education in Finland”。

(14) Tilastokeskus, “Educational structure of the population 2018”, 2019。

ると、それぞれの自治体の事情が垣間見える。大都市であるVantaaは移民が最も多い自治体の1つのため学位や職業資格保有率が低くなっているし、Kaskinen自治体は人口が極小で高齢化が進んでいる。これとは反対にLiminka自治体は先端産業が発達しているOulu自治体に近く、若者人口の比率が高くて学位や職業資格保有率が高いのである。

財政需要額は、人口数に学歴係数と基礎価格(31.16ユーロ)をかけ算して求められる。学位や職業資格を保有する者が少ない自治体の学歴係数が高くなり、結果、財政需要額が多くなって一般補助金額が多くなるしくみになっているのである。フィンランド全体の学歴にかかわる財政需要額は、1億7,285万ユーロであった。

5. 個々の財政需要項目ごとにみた具体的な算定のしくみ — 付加的財政需要項目

(1) 遠隔地

主な付加的財政需要項目には、遠隔地、サーミ人への対応(サーミ語)、人口の増加自治体などがある。

遠隔地は過疎地域を示しているといってよいだろう。国が各自治体の遠隔地度を示し、遠隔地の指定も国が行っている。遠隔地度がゼロの場合には遠隔地とはならない。遠隔地度はさまざまで、KauhajokiやUusikaarleppyyのように0.01ととても小さ

な数値を示す遠隔地自治体がある一方で、EnontekiöやUtsjokiのように1.95という高い数値を示す超過疎の遠隔地自治体も存在する。そして、国による遠隔地の見直しが5年ごとに行われる。現在の遠隔地度は2023年度から2027年度の5年間適用される。遠隔地に指定されている自治体は2023年度に増加して現在163にのぼっている。全自治体数の約55%が遠隔地になっているのである⁽¹⁵⁾。

遠隔地にかかわる財政需要額は付加的財政需要額のため、その財政需要額がそのまま当該自治体の財政需要分の一般補助金になる。図表19は遠隔地度が最も高い部類の8自治体の遠隔地度、人口数、財政需要額を示している。これらの自治体はいずれも北部のLappi Maakuntaに所属している。遠隔地にかかわる財政需要額は、各自治体の遠隔地度に人口数と基礎価格をかけ算し、さらに係数をかけ算して求められる。係数の多寡は遠隔地度の高さに応じている。遠隔地に指定された163自治体の遠隔地にかかわる財政需要額の合計額は6,870万3,486ユーロであった。

(2) サーミ語

フィンランドにはフィンランド語とサーミ語を公用語とする自治体が存在する。このような自治体の場合、サーミ語にかかわる財政需要額が算定されることによって一般補助金が交付される。サーミ語を公用語とする自治体はEnontekiö、Inari、Sodankylä、Utsjokiの4自治体で、いずれもLappi Maakuntaに属している。サーミ語を話す人々の数が最も多いのは

図表19 遠隔地度の高い自治体(上位8自治体)にかかわる財政需要額

(人、ユーロ、千ユーロ)				
自治体名	遠隔地度	人口数	基礎価格	財政需要額
Enontekiö	1.95	1,762	66.99	690
Kolari	1.81	3,987		1,451
Muonio	1.83	2,313		852
Pelkossenniemi	1.87	910		341
Posio	1.80	2,878		1,043
Puolanka	1.80	2,345		848
Savukoski	1.94	964		377
Utsjoki	1.95	1,137		446

注：遠隔地度は5年に1回見直しがある。図表19は2023年度から2027年度まで適用の遠隔地度。

出所：Valtiovarainministeriö, “Lisäosat vuonna 2026”。

(15) 2023年度実施の遠隔地の見直しについては横山純一(2023b)が詳しいので参照のこと。

図表20 フィンランド語とサーミ語を公用語とする自治体の状況と財政需要額

(人、ユーロ)

	人口数	サーミ語話者数	各自治体の人口に占めるサーミ語話者の割合	基礎価格	財政需要額
Enontekiö	1,762	183	10.39%	979.36	179,223
Inari	7,224	509	7.05%		498,494
Sodankylä	8,127	129	1.59%		126,337
Utsjoki	1,137	472	41.51%		462,258
フィンランド語とサーミ語を公用語とする自治体合計	18,250	1,293			1,266,312

注：1）サーミ語を話す人々は上記4自治体以外にも存在するが、上記4自治体のみ財政需要額が算定され、一般補助金が交付される。

2）人口数、サーミ語話者数は2024年12月31日現在。

出所：Valtiovarainministeriö, “Lisäosat vuonna 2026”.

Inari自治体であるが、人口数に占めるサーミ語話者の割合はUtsjoki自治体が圧倒的に大きく、41.51%であった。最少は1.59%のSodankylä自治体であった（図表20）。

各自治体の財政需要額は、サーミ語を話す人の数に基礎価格をかけ算することによって求められる。Inari自治体が49万8,494ユーロ、Utsjoki自治体が46万2,258ユーロ、Enontekiö自治体が17万9,223ユーロ、Sodankylä自治体が12万6,337ユーロであった。サーミ語にかかわる財政需要額の合計額は126万6,312ユーロであった。

なお、サーミ語の話者は上記の4自治体以外にも存在している。仕事や学業等の事情によって別の自治体に居住するケースがあるからである。サーミ語話者数の合計は2,077人である。ただし、上記の4自治体以外では財政需要額のカウントは行われない。上記4自治体以外の居住者の数は極少であり、例えば、Helsinki自治体に居住する者は69人、Espoo自治体に居住する者はわずか13人にすぎなかったのである。

（3）人口が増加した自治体

フィンランドでは、全自治体の21%にあたる62自治体が、2021年から2023年までの期間に人口が増加した。そして、フィンランド全体では人口数が0.53%上昇した。この期間中に人口が増加した自治体には、2026年度の付加的財政需要額として人口増加自治体にかかわる財政需要額が算定される。62自治体のうち、最も人口増加率が高かったのがEspoo

自治体、次がTampere自治体、続いてTuusula自治体、Turku自治体、Vantaa自治体の順であった（図表21）。62自治体のなかには小規模自治体も存在したが、人口増加率はさほど高くなかった。人口増加率が高いのは大都市、中都市であり、Uusimaa Maakuntaに属する自治体や、各Maakuntaの中心自治体（Oulu、Vaasa、Kuopio、Luoto、Jyväskyläなど）などであった。

財政需要額の算定にあたっては、当該自治体の人口数に基礎価格（10.96ユーロ）と係数をかけ算する。かけ算する係数は人口の増加率の高低によって変化し、増加率が高いと数値が高くなった。人口が増加した自治体にかかわる財政需要額の総額は、5,046万ユーロであったが、その約半分が、Uusimaa Maakuntaに所属するHelsinki、Espoo、Vantaaの3つの大都市の財政需要額であった。

6. 財政力を斟酌した算定の具体的なしくみ

（1）計算上の地方所得税額

これまで述べてきたことにより、財政需要額の算定のしくみと財政需要分の一般補助金額が明らかになった。ただし、財政需要額の算定では、自治体間の財政力格差は斟酌されていない。なるほど、島しょ部や遠隔地にかかわる算定がなされ、条件不利地域の自治体への配慮がなされてはいる。しかし、これはあくまでも財政需要を斟酌した算定の一部にすぎない。そこで、自治体間の財政力を斟酌した算

図表21 人口増加（2021年度から2023年度までの人口増加）の自治体にかかわる財政需要額

	人口数	人口増加係数	基礎価格	財政需要額
Espoo	320, 931	2. 60	10. 96	9, 152
Tampere	260, 180	2. 13		6, 081
Tuusula	42, 225	2. 06		954
Turku	206, 073	1. 83		4, 144
Vantaa	251, 269	1. 65		4, 554
人口増加自治体合計				50, 465

注：人口数は2024年12月31日現在。

出所：Valtiovarainministeriö, “Lisäosat vuonna 2026”.

図表22 財政力を斟酌した一般補助金の算定（2026年度）

	人口数 (人)	計算上の地方 所得税額（千 ユーロ）A	国税法人税の 自治体分（千 ユーロ）B	計算上の不動産 産額（千ユー ロ）C	計算上の地方 税額（千ユー ロ）A + B + C	計算上の1人 当たり地方税 額（ユーロ）	計算上の1人当 たりの地方税額 と全国平均 (2, 203. 24ユー ロ)との差額 (ユーロ)	財政力を斟酌 する算定によ る一般補助金 の1人当たり の増減額 (ユーロ)	財政力を斟酌 する算定によ る一般補助金 の増減額（千 ユーロ）
Kauniainen	10, 270	34, 309	1, 245	3, 313	38, 866	3, 784	—1, 581	—158	—1, 624
Keitele	2, 035	2, 565	3, 808	322	6, 695	3, 290	—1, 086	—109	—221
Kustavi	949	1, 750	204	1, 040	2, 994	3, 155	—952	—95	—90
Helsinki	674, 500	1, 438, 005	415, 195	204, 346	2, 057, 546	3, 050	—847	—85	—57, 146
Kittilä	6, 822	11, 224	4, 974	4, 379	20, 576	3, 016	—813	—81	—555
Perho	2, 578	2, 756	593	317	3, 667	1, 422	781	703	1, 812
Lumijoki	2, 033	2, 562	142	179	2, 883	1, 418	785	707	1, 437
Alavieska	2, 437	2, 958	215	222	3, 396	1, 393	810	729	1, 776
Tyrnävä	6, 525	8, 079	416	512	9, 007	1, 380	823	741	4, 832
Merijärvi	1, 055	1, 046	111	110	1, 268	1, 201	1, 002	902	951
フィンランド 全自治体	5, 573, 310	9, 485, 927	1, 646, 335	1, 147, 087	12, 279, 349	2, 203. 24	ゼロ	140	782, 517

注：人口数は2023年12月31日現在。税については2024年度のもの。

出所：Valtiovarainministeriö, “Verotuloihin perustuva valtionosuuden taseus 2026”.

定が別途行われなければならないのである。

財政力を斟酌した算定のしくみは次のとおりである。まず、各自治体の計算上の地方所得税額、各自治体に配分された国税法人所得税の自治体分の金額、計算上の不動産税収入額の3つを合計した計算上の地方税収入額を計算する。計算上の地方所得税率とは各自治体が実際に住民に賦課している地方所得税率ではなく、財政力を斟酌した算定を行うために、各自治体が住民に賦課している実際の地方所得税率の全自治体の平均を求めて得られる地方所得税率のことである。そして、このような計算上の地方所得税率を用いて算定された地方所得税額を計算上の地方所得税額というのである。

図表22では財政力が豊かな自治体のなかで1位から5位までの自治体と、財政力が弱い自治体のうち1位から5位までの自治体、合計10自治体を掲載している。自治体が実際に住民に賦課している2024年度の地方所得税率は、Kauniainenが4.4%、Kustavi

とHelsinkiが5.3%なのに対し、Merijärviが10.0%、Tyrnäväが9.9%、PerhoとAlavieskaが9.3%となっている。富裕な自治体の地方所得税率のほうが高く、財政力が弱い自治体の地方所得税率のほうが高くなっていることが把握できるのである。フィンランドの全自治体の平均地方所得税率は7.47%であった。したがって、各自治体の計算上の地方所得税額は、自治体の地方所得税率をすべて7.47%としたうえで求められる地方所得税額であるということができるのである。

（2） Helsinki自治体の財政力を斟酌した算定

Helsinki自治体を例にとって、財政力を斟酌した算定についてみてみよう（図表22）。Helsinki自治体の計算上の地方税額は20億5,754万6,000ユーロ、計算上の1人当たり地方税額は3,050ユーロであった。フィンランド全体の1人当たり平均の計算上の

地方税額は2,203.24ユーロなので、Helsinki自治体の1人当たりの計算上の地方税額は1人当たり平均の計算上の地方税額よりも847ユーロ大きかった。

そこで、この847ユーロに制度上決まっている数値（10%）をかけ算し、さらにHelsinki自治体の人口数をかけ算すると5,714万6,000ユーロという数値が得られる。富裕なHelsinki自治体の場合は、推計コストに基づいて算定された財政需要分の一般補助金額（4億881万1,000ユーロ）から5,714万6,000ユーロが減額されることになる。財政力を斟酌する算定においては、富裕な自治体については財政需要分の一般補助金額から減額が行われ、下記に示すAlavieskaのような財政力の弱い自治体については財政需要分の一般補助金額に加算（増額）が行われるのである。

富裕な自治体は、財政力を斟酌した算定によって、推計コストを積み上げてきた財政需要分の一般補助金が減額されるという意味で減額自治体、もしくは推計コストを積み上げてきた財政需要分の一般補助金を他の自治体に拠出するという意味で拠出自治体と呼ぶことができる。これに対し、財政力の弱い自治体の場合は、これとは反対になるので増額自治体、もしくは受け取り自治体と呼ぶことができるだろう。

すでに図表4でも示したように、Helsinki自治体を受け取る一般補助金額は、財政需要分の一般補助金額（4億881万1,000ユーロ）から財政力を斟酌する算定による減額分（5,714万6,000ユーロ）を差し引いて得られた3億5,166万4,000ユーロになるのである。

（３） Alavieska自治体の財政力を斟酌した算定

次に、財政力の弱いAlavieska自治体をみると、計算上の地方税額は339万6,000ユーロ、計算上の1人当たり地方税額は1,393ユーロであった。フィンランドの全自治体の1人当たり平均の計算上の地方税額は2,203.24ユーロのため、Alavieska自治体の1人当たりの計算上の地方税額は、フィンランド全体の1人当たり平均の計算上の地方税額よりも810

ユーロ少なかった。そこで、この810ユーロに制度上決まっている90%をかけ算し、さらにAlavieska自治体の人口数をかけ算して177万6,000ユーロという数値が得られた。Alavieska自治体の場合、この177万6,000ユーロが、すでに算定されている財政需要分の一般補助金額に加算（増額）されることになるのである。

Alavieska自治体を受け取る一般補助金額は、財政需要分の一般補助金額（211万3,000ユーロ）に財政力を斟酌する算定による増額分（177万6,000ユーロ）を加算して得られる388万9,000ユーロである。

（４） 財政力を斟酌した算定における減額自治体の変化

図表23は、SOTE改革の前後で、財政力を斟酌した算定における減額自治体がどのように変化したのかを示した資料である。図表23は、まず、2026年度の減額自治体（全部で35自治体）をすべてピックアップし、そのうえで、この35自治体が改革前の2022年度と改革後の2023年度において、減額自治体もしくは増額自治体のどちらであったのかを調べたものである。したがって、2022年度と2023年度の両方、もしくはどちらかの年度が減額自治体になっていた場合でも、2026年度が減額自治体になっていない場合には、図表23には掲載されていないことに注意しなければならない。

減額自治体数は2022年度が25（受け取り自治体数は268）、2023年度が36（受け取り自治体数は257）、2026年度が35（受け取り自治体数は257）であった。明らかにSOTE改革後に減額自治体が10自治体もしくは11自治体増えているのである。2026年度の減額自治体のうち、経済的に富裕なUusimaa Maakuntaに所属している減額自治体は全部で13あり、全体の3分の1強を占めていた。さらに、2023年度には減額自治体であったが、2026年度に減額自治体からはずれたため、図表23に掲載されていない自治体は次の10自治体であった⁽¹⁶⁾。つまり、Hyvinkää、Hamina、Heinävesi、Jämsä、Multia、Pyhäjärvi、Rautavaara、Ruokolahti、Savukoski、Vieremäの各自

(16) Valtiovarainministeriö, “Verotuloihin perustuva valtionosuuden taseus 2023”.

図表23 財政力を斟酌する算定における減額自治体（拠出自治体）の変化

自治体	所属Maakunta	不動産税の地方税に 占める割合 (%)	2022	2023	2026
Espoo	Uusimaa	12.9	○	○	○
Eurajoki	Satakunta	23.8	○	○	○
Hanko	Uusimaa	8.7	○	○	○
Harjavalta	Satakunta	7.5	○	○	○
Helsinki	Uusimaa	9.9	○	○	○
Vantaa	Uusimaa	10.2	○	○	○
Inari	Lappi	16.0	×	○	○
Inkoo	Uusimaa	12.5	○	○	○
Juupajoki	Pirkanmaa	8.1	×	○	○
Kaarina	Varsinais-Suomi	6.7	○	×	○
Kaskinen	Pohjanmaa	9.2	○	○	○
Kauniainen	Uusimaa	8.5	○	○	○
Keitele	Pohjois-Savo	4.8	×	×	○
Kirkkonummi	Uusimaa	8.5	○	○	○
Kittilä	Lappi	21.2	×	○	○
Kolari	Lappi	27.6	×	×	○
Kustavi	Varsinais-Suomi	34.7	×	○	○
Loviisa	Uusimaa	10.1	×	×	○
Parainen	Varsinais-Suomi	14.0	×	×	○
Merikarvia	Satakunta	10.0	×	○	○
Naantali	Varsinais-Suomi	9.0	○	○	○
Nurmijärvi	Uusimaa	7.4	○	×	○
Pelkossenniemi	Lappi	25.1	×	○	○
Pirkkala	Varsinais-Suomi	7.2	○	○	○
Puumala	Etelä-Savo	22.6	×	○	○
Porvoo	Uusimaa	6.8	○	○	○
Raahe	Pohjois-Pohjanmaa	6.5	×	×	○
Rauma	Satakunta	7.6	○	○	○
Riihimäki	Kanta-Häme	7.2	×	×	○
Sipoo	Uusimaa	12.2	○	○	○
Siuntio	Uusimaa	10.1	○	×	○
Sodankylä	Lappi	9.6	×	○	○
Turku	Varsinais-Suomi	9.6	○	○	○
Tuusula	Uusimaa	8.4	○	○	○
Uusikaarleppyy	Pohjanmaa	10.3	×	○	○

注：1）2026年度の減額自治体（35自治体）について、2022年度、2023年度に減額自治体であったか否かを示している。

2）○が減額自治体であることを示している。

出所：Valtiovarainministeriö, ”Verotuloihin perustuva valtionosuuden taseus 2026”.

Valtiovarainministeriö, ”Verotuloihin perustuva valtionosuuden taseus 2023”.

Valtiovarainministeriö, ”Verotuloihin perustuva valtionosuuden taseus 2022”.

自治体であった。この10自治体に、図表23の2023年度の減額自治体（26自治体）を加えれば、2023年度の減額自治体の数が36になることが理解できるのである。

注目されるべきは、S O T E改革前は受け取り自治体（増額自治体）であったが、改革後は減額自治体に転じた自治体が多いことである。改革後の2023年度に減額自治体に転じるとともに2026年度に減額

自治体であったのは、Inari、Juupajoki、Kittilä、Kustavi、Merikarvia、Pelkossenniemi、Puumala、Sodankylä、Uusikaarleppyyの9自治体であった。このうち4自治体が北部のLappi Maakuntaに属していた。S O T E改革前は、財政力を斟酌する算定において、原子力発電所とその関連施設があるEurajoki自治体とLoviisa自治体を除いたすべての自治体で不

動産税収入額が除外されていた⁽¹⁷⁾。ところが、S O T E改革後は不動産税が財政力を斟酌する算定に含まれるようになったのである。S O T E改革前は受け取り自治体であったが、改革後減額自治体に転じた上記の9自治体のうち8自治体が、不動産税の地方税に占める全自治体の平均割合（9.3%）を上回っていた。つまり、Inariが16.0%、Kittiläが21.2%、Kustaviが34.7%、Merikarviaが10.0%、Pelkosenniemiが25.1%、Puumalaが22.6%、Sodankyläが9.6%、Uusikaarleppyyが10.3%であったのである。財政力を斟酌する算定において不動産税収入額を算定に含んだ影響は、明らかに大きかったということができるであろう。

（５） 不交付自治体

注目されるべきは一般補助金が交付されない、いわゆる不交付自治体が存在することである。不交付になっているのはEurajoki、Hanko、Harjavalta、Kaskinen、Kustavi、Kemi、Mänttä-Viippula、Tuusniemiの8自治体である。S O T E改革前の不交付自治体は継続してKauniainen自治体のみであったから、S O T E改革後に一挙に増加したということができるのである。一般には、財政力を斟酌する算定において減額自治体となり、その減額分が推計コストにもとづいて示された財政需要額（財政需要分の一般補助金額）を上回っていれば不交付自治体になる。実際、上記の自治体のうち前5者がそのような形での不交付自治体であった。

ところが、Kemi、Mänttä-Viippula、Tuusniemiの3自治体についてはそうではなく、財政力を斟酌する算定では、いずれも増額自治体になっている。このような3自治体の場合は、財政需要額を算定する際に、各種の国庫支出金等を踏まえた控除と加算（国による支出の削減と増加）において大きな削減が行われていたことによって、不交付自治体になっているのである。とくに、Kemi自治体については不交付自治体のなかでも特異なケースのため簡潔に紹介しておこう。つまり、基本財政需要分の一般補助金額が589万ユーロ、付加的財政需要額が85万

2,000ユーロ、各種の国庫支出金等を踏まえた控除と加算がマイナス1,344万3,000ユーロ、財政力を斟酌する算定がプラス150万7,000ユーロとなっており、Kemi自治体が受け取る一般補助金額はマイナス519万4,000ユーロになるのである。Kemi自治体では、各種の国庫支出金等を踏まえた控除と加算（国による支出の削減と増加）が著しく大きな金額になっているのである。なお、一般補助金額がマイナスを示していても、自治体が国に返戻する必要はない。あくまで一般補助金が不交付となるのである。

7. むすびにかえて

（１） 自治体財政規模の縮小や移民、難民の増加のなかでの自治体向け一般補助金

S O T E改革により、自治体に代わって新しく創設されたアルエが保健医療福祉サービスを担うことになったため、自治体のメインの仕事は教育、文化、保育、まちづくり事業（建設・土木事業を含む）等となった。このため保健医療福祉関係の自治体職員や自治体連合の職員がアルエに移り、自治体ならびに自治体関係の職員数が大幅に減少した。さらに、自治体の財政規模が大幅に縮小した。地方所得税の税率の大幅な低下や、一般補助金の規模が大幅に縮小したのである。

このようななかで、一般補助金は基本的にはS O T E改革前とほぼ同様な方法、同様な考え方にもとづいて自治体に対して交付が行われてきたということができるだろう。財政需要面では、年齢構成別人口の65歳以上部分が大幅に削減されたし、基礎価格の変更が行われたが、これは保健医療福祉サービスがアルエに移管されたことによる必然的な削減であった。そして、改革後も基礎価格が人件費や物件費などの経費上昇に合わせて伸長している点に目を向けておく必要があると思われる。さらに、国の就学前教育の充実方針を反映して年齢構成別人口の6歳部分の財政需要額が改革後も重んぜられている。また、年齢構成別人口以外の財政需要項目について

(17) S O T E改革前の一般補助金における不動産税の扱いについては、注(4)の2冊の横山純一単著書を参照。

みれば、S O T E改革後の2023年度に遠隔地が増加した以外には、そう大きな変化はみられなかった。バイリンガル自治体、人口密度、島しょ部、遠隔地、サミー人への対応などの財政需要項目については、改革前と同様な算定方法がほぼ踏襲されてきたといっていよいだろうし、このようななかで基礎価格は経費上昇に合わせて伸長しているのである。

財政需要項目のなかで注目されるべきは、外国語話者数にかかわる財政需要額の増加である。21世紀に入ってからフィンランドへの移民や難民が増加していることを反映して、ロシア語、エストニア語、アラビア語、ソマリ語などの外国語話者数が増加している。とくに、近年は急増している。自治体はこのような外国語話者数の増加に対し、さまざまな面、とくに教育面や文化面、雇用面などでの対応が必要となってきたおり、外国語話者数にかかわる財政需要額が増加するとともに、自治体への一般補助金が増加しているのである。外国語話者数にかかわる財政需要額は、2026年度に12億ユーロを超過している。外国語話者数にかかわる財政需要額はほかの財政需要項目の財政需要額よりも明らかに高い水準にあるといっていよいであろう。今後のフィンランドへの移民、難民の進み具合にもよるけれども、都市を中心に外国語話者にかかわる財政需要額はさらに増加する可能性があるだろうし、自治体への一般補助金交付額にもそれが反映されることになるだろうと思われるのである。

さらに、財政力を斟酌した算定で注目されるべきは、不動産税収入の取り扱いである。2010年の一般補助金制度の成立以来、財政力を斟酌した算定に不動産税を含めたほうがよいのか否か、原子力関連施設のある自治体（Eurajoki自治体、Loviisa自治体）の不動産税の取り扱いをどのようにするのがよいのかなど、不動産税をめぐるのは2010年の一般補助金施行以来、政府の方針や政策が常に揺れ動いてきた⁽¹⁸⁾。S O T E改革後は、一般補助金の財政力を斟酌した算定にすべての自治体の不動産税が含まれることになったが、このために不動産税収入額が多い自治体

の場合、一般補助金の交付の際に減額自治体に転ずるケースもみられ、その結果、減額自治体数の増加につながっていったといえるのである。

また、計算上の地方所得税が大幅に削減されている。アルエの創設と自治体の財政規模の縮小に連動して、地方所得税の全国平均の税率は20.03%（2022年度）から7.47%（2026年度）に低下した。地方所得税については、アルエの創設と自治体の役割の縮小による必然的な削減であったといえるだろう。

（２） 地方自治体としてのアルエ、アルエ税の必要性、事務事業の上部移管と地方分権の関係

以上、自治体の役割の変化と自治体財政についてみてきた。強調しておきたいことは、フィンランドの政府間関係や地方政策を考えるならば、自治体とならんで、否それ以上に重要なのはアルエであろうということである。筆者はこれまで保健医療福祉サービスや救急救助サービスを一手に担うアルエの役割とアルエ財政について分析を行ってきた。そして、厳しいアルエの財政状況のなかで、とくに医療面での合理化、つまり、人員の合理化や、地域の病院の入院病棟の削減・廃止と都市の病院への入院病棟の集約化、プライマリーケアサービスや専門医療サービスを提供する病院の一部においてサービスの削減が進んでいることを明らかにした⁽¹⁹⁾。今後、アルエの保健医療福祉サービスの内実に迫りながら、さらなる考察を行わなければならないと考えている。

これに加えて重要なのは、現在、広域自治体であるアルエが独立税（アルエ税）をもっていないことである。アルエの創設以来、アルエの財源は国からの国庫支出金（アルエ向け国庫支出金）と患者・利用者負担金のみである。このうち約85%が国庫支出金（アルエ向け国庫支出金）である⁽²⁰⁾。S O T E改革を実施した中道左派政権（社会民主党、左翼連合、緑の党、中央党、スウェーデン人民党の5党連立政権）は、2026年頃にアルエ税の創設を考えてい

(18) S O T E改革前の一般補助金における不動産税の扱いについての変遷は、注(4)の2冊の横山純一単著書を参照。

(19) アルエの医療面でのサービス削減の動向については、横山純一（2025 b）を参照。

(20) アルエ向け国庫支出金と患者・利用者負担金については横山純一（2025 b）を参照。

た。しかし、2023年4月の総選挙の後に政権交代が起きた。行政改革と緊縮財政を強く主張する現在の右派政権（国民連合党、フィンランド人党中心の連立政権）は、アルエ税の創設に消極的であるようにみえる。今後、果たしてアルエは独立税（アルエ税）をもつことができるのだろうか。もしも、もつことができるのなら、いつ頃で、どのような形の税になるのだろうか注目されるのである。

なお、最後に、事務事業の上部移管と地方分権の関係について述べておこう。地方分権は基礎自治体や下位地方公共団体に権限と財源を移譲し、住民に身近な基礎自治体や下位地方公共団体による政策の充実を図るものである。これに対して事務事業の上部移管は、広域自治体や上位地方公共団体に権限と財源を移管し、基礎自治体や下位地方公共団体が行いづらい仕事や行うのがしづらくなった仕事を、広域自治体や上位地方公共団体が行うシステムである。フィンランドの場合は小規模自治体が多く、高齢化の急速な進行の中で小規模自治体が高齢者向け施策を多様に展開することが難しくなっていたために、事務事業の上部移管の道が選択されたのである。地方分権を強く主張する者の中には、事務事業の上部移管は集権的で地方分権に反しているとして、事務事業の上部移管と地方分権を対立的に描く者が少なくないことだろう。しかし、フィンランドの事務事業の上部移管は、保健医療福祉サービスを目的とする自治体連合制度の設立や都市の高齢者サービスの活用などの自治体間協力、自治体合併の模索や検討を行ったうえでの事務事業の上部移管であったのであり、フィンランドの実情を考えれば、適切な選択として事務事業の上部移管が行われたということができるだろう。

重要な点は、事務事業の上部移管と地方分権のどちらも、地方自治の重要なシステムであり、住民生活に密接にかかわるものである。ただし、事務事業の上部移管にしても地方分権にしても権限が移譲されただけでは不十分であり、権限の移譲に見合った財源の付与が必要不可欠であることを忘れてはならない。フィンランドの場合、アルエ向け国庫支出金が必ずしも十分とはいえない状況がある。そこで、多くのアルエにおいて、医療面での人員合理化や病

院の病床数の削減等が進んでいる。さらに、先にも述べたように、広域自治体であるアルエが現時点で独立税をもっていないことも、地方自治上では大きな課題であるということができるだろう。

付論 — 移民、難民問題と フィンランドの今後

移民、難民を幅広く受け入れてきた隣国スウェーデンと比べて、フィンランドはこれまで移民、難民が少ない国であったということができる。実際、筆者は1990年代半ばに、フィンランドとスウェーデンを初めて訪れた際に、強くそのように感じた。しかし、現在、フィンランドにおいても移民、難民が明らかに増加してきており、それへの対応が重要課題になっている。さらに、近い将来には、それが一層重要になるであろうことが予測できるのである。

筆者は1999年12月に、移民、難民が多く暮らすスウェーデンのストックホルム郊外のリンケビー（Rinkeby）地区を訪れ、移民、難民向けの職業紹介センターや職業訓練センターを見学した。さらに、難民の子どもたち（当時コソボ難民が多かった）が多数通学する義務教育学校を訪問し、数人の教員と話し合うとともに総合学習の授業を見学した。当該校はストックホルムの他校よりも教員数が多く配置されるなど教育環境に恵まれていた。また、地域の食堂では多様な国々の料理を食することができ、順調に多文化共生が進んでいるように感じられた。

ただし、その当時においても、筆者には懸念すべき事柄があった。当該校において移民、難民の児童が圧倒的多数を占めていることを理由に、もともとリンケビー地区に住んでいたスウェーデン人が引越しをしてしまい、当該校へ通うスウェーデン人の児童はほとんどいない状況になってしまっていたことである。

そして、それから10年もたたないなかで、リンケビー地区はスウェーデンで最も治安が悪い地域の1つになってしまったのである。さらに、スウェーデンの一部地域で外国人排斥の声が高まっている。近年、スウェーデンでは外国人に厳しい姿勢をとる極右の民主党が、伝統的な保守政党である穏健党を抜

いて第2党になっているのである。

現在、フィンランドにはスウェーデンのリンケビー地区のような極端に治安が悪い地域は存在しない。また、反EUを主張し、移民や難民に厳しい姿勢を示す極右政党（フィンランド人党）が存在しているが、同党はスウェーデン民主党ほどラジカルではない。とはいうものの、フィンランドの移民、難民は21世紀に入ってから増加の一途をたどっており、今後も一層増加する可能性が高いといえるであろう。近年、フィンランド政府が移民政策において厳しい

姿勢を見せるようになってきたこともあり、今後の右派政権の移民、難民への対応が注目されるのである。さらに、政権復帰を目指す最大野党の社会民主党の移民、難民への対応も注目されるべきであろう。政府は共生にむかって努力しようとするのだろうか、それとも排除の論理をこれまでよりも強く打ち出そうとするのだろうか。実際、そこには、1980年代のフィンランド福祉国家全盛時代にはみられなかった景色がある。筆者はこのことにも注目し続けなければならないのであろう。

（よこやま じゅんいち 北海学園大学名誉教授）

キーワード：S O T E 改革／基本財政需要額と付加的財政需要額／減額自治体（拋出自治体）と増額自治体（受け取り自治体）／バイリンガル自治体／K E L A と生活保護

【参考文献】

- 横山純一（2019）『転機にたつフィンランド福祉国家——高齢者福祉の変化と地方財政調整制度改革』、同文館出版
- 横山純一（2022）「2022年度のフィンランド一般補助金の動向とS O T E 改革——地方自治の再編と保健・医療・福祉改革」『自治総研』2022年6月号
- 横山純一（2023 a）『北欧福祉国家と国庫補助金——国庫補助金改革とフィンランド福祉国家の変容』、公人の友社
- 横山純一（2023 b）「フィンランドにおけるS O T E 改革（2023年1月1日実施）と自治体向け一般補助金の動向——2023年度とS O T E 改革前の年度（2022年度）との比較を中心に」『自治総研』2023年8月号
- 横山純一（2025 a）「フィンランドにおけるS O T E 改革に関する覚書」『自治総研』2025年1月号
- 横山純一（2025 b）「フィンランドにおけるS O T E 改革（保健医療福祉改革）とアルエ財政・アルエ向け国庫支出金の動向——2025年度当初予算を中心に」『自治総研』2025年9月号



気になる地方自治トピックス

地方自治の最新トピックや地方自治動向研究会などで取り上げたテーマについてレポートします

「積極財政」の「責任」はどこへ？ —— 「骨太2026」と「成長戦略」

其 田 茂 樹

2026年7月21日、「経済財政運営と改革の基本方針2026 『責任ある積極財政』元年～日本の挑戦を起動する！～」が閣議決定された（以下、単に「骨太2026」という）。同日には、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」、「規制改革実施計画」も閣議決定されている。「骨太2026」のPDFファイルにおいて、その他の戦略・計画名で検索すると、「日本成長戦略」は8か所、「地域未来戦略」が12か所、「規制改革実施計画」が2か所それぞれヒットする。ただし、「日本成長戦略」は、「骨太2026」において「成長戦略」と省略されており、「成長戦略」と検索すると17か所ヒットする（以下、本稿でも「成長戦略」という）。

「骨太2026」においては、2027年度を「責任ある積極財政元年」と位置づけて第3章を「中長期経済財政計画」（計画期間：2027年度～2040年度）として策定、「成長戦略」、地域未来戦略等の点検を踏まえ、計画全体の実施状況を点検することとしている。「成長戦略」冒頭にある産業政策の潮流や各国政府の産業政策の展開がいかなるものかもう少し具体的に知りたかったところではあるが、「世界共通の課題解決に資する製品・サービス・インフラを開発し、国内外に提供することで日本の成長につながることを期待できるもの、又はイノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保につながるものとして、17の戦略分野を選定し」、これらを中心とした国内投資を実施することによって「危機管理投資」と「成長投資」という成長軌道に日本経済を導くこ

とが目指されている。

地域未来戦略は、「47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会の実現を目指す」ものであるが、この実現のために何よりもまず重要なのは、「強い地域経済を構築すること」であり、「成長戦略」とともに「官民投資を誘発し、供給力を強化し、実質賃金で年1%程度の上昇の定着と中小企業の労働生産性の増加を目指し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収が自然増に向かう、GDP拡大の下での好循環を実現していく。各地方で大小の産業クラスターを戦略的に形成することによって、地域での投資を促進し、働く場所を創り、それを支える人材育成のエコシステムを生み出していく」という。ここも、なぜ、何よりもまず「強い地域経済」なのかが判然としな

い。

地方自治体にとっては、地域未来戦略で言及された「地域未来戦略予算パッケージ」の具体化を待ちつつ、また、「骨太2026」にも記載があるがいわゆる「シーリング」を排除した「強く豊かな日本」投資枠における各省庁の概算要求やこの先の予算編成作業に注目しつつ、次年度の予算編成方針の検討等を急ぎたいところであろう。しかし、「骨太2026」の閣議決定が異例に遅かったことなどもあって作業が難航する地方自治体も多いのではないかと思われる。

17分野と地域未来戦略

「骨太2026」、「成長戦略」はもとより、地域未来戦略においても17の戦略分野は強調されている。たとえば、「17の戦略分野について政府主導で官民投資を促進しつつ、地方公共団体と協力して具体的な立地を定め、同時に、地域の産業のサプライチェーンを支える中堅・中小企業の役割を重視し、戦略分野に関連する産業及び地域をけん引する産業の育成や地場産業を含む地域の産業の育成への地域主導のきめ細やかな取組・挑戦に対して国が一步前に出て積極的な支援を行う」等とある。また、「公共施設等の集約・再配置等の地域経済を支える基盤機能との連携、持続可能な地域公共交通・物流の実現を、地域の事情に合わせて成長分野への投資と一体的に再構築する取組も促進する」ともあり、「具体的な立地」とならなければ投資の対象から外れかねない、公共施設等も「強い地域経済」優先で検討されるのではないかというような懸念を惹起すると思われる。

具体的に挙げられている分野、主要な製品・技術等および官民投資額をまとめたのが図表1である。これらが「47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会」のために「何よりも、まず」重要なのだろうか。その根拠は疑問なままであるが、地域未来戦略に沿った投資を地域で実施しようとする場合には、この17分野を意識せざるを得ない。

図表2のように、地域未来戦略予算は、A. 戦略産業クラスター計画、B. 地域産業クラスター計画、C. 地場産業成長プランに大別される。それぞれの要件を地域未来戦略から確認しておこう。

まず、Aは最も17分野との関連が強くこれらとの整合性が要件の筆頭となる。さらに、「地方公共団体、地域経済界等と連携して策定された戦略産業クラスター計画の素案」に候補として明記されることが求められる。

Bは、都道府県知事が主導し、主体となって形成を進めるものであるが、有望度として「産業クラスターの形成・育成を図る製品・サービス等が明確で、

市場ニーズを特定していること」、「実現する製品・サービス等が海外輸出で外貨を獲得し得るもの又は国内で上位シェアを目指し得るもの、すなわち、域外から持続的に収益を獲得可能なものであること」が求められるなどハードルが高い。

Cは、「市町村又は都道府県がその地域に根ざす農林水産業、観光業、スポーツ産業、伝統的工芸品製造業、部品加工業等を始めとする地域住民の生活を支える多様な産業の発展、地域経済の成長を促すものである」と位置づけられる。ここに求められる有望度としては、「実現する製品・サービス等が明確で、市場ニーズを特定していること。実現する製品・サービス等が、既存の製品・サービス等と比較して付加価値を高めるもの又は販路拡大が見込まれるものであること」が求められる。

「産業構造の高度化が進む中で、研究開発機能や情報、人材育成等に関する新しい産業の重要性が高まっており、工業に加え、これらの分散、再配置を図る。このため、地方中枢・中核都市を中心として、公的な研究施設等の先行的な整備により、新素材、バイオテクノロジー等特色ある研究開発拠点の整備を図るとともに、共通施設を有する業務用ゾーンの整備等により、ソフトウェア業、情報処理サービス業等の誘致、育成を促進する。これらにより、先端技術産業や新しい産業の定着と、地元産業との交流、複合化を図り、地域への産業・技術の波及効果を拡大する。」

この文章は、本稿に掲げたいずれかの計画等にあるものではなく、1987年6月末に閣議決定された「第四次全国総合開発計画」（四全総）からの引用である。四全総は、多極分散型国土の実現を目指したものであり、昨今の副首都制度や大都市制度の議論などとも一定の類似点を見出すことができそうだ（当時は、遷都論が盛り上がっていた）。一方で、このあとバブル経済を経て円高による製造業の空洞化が深刻な課題になった当時とこれほどの円安においてもその国内回帰が見通せていない現在とでは相違点も少なくない。産業クラスター論がさかんに論じられていたのも1990年代末から2000年代初頭であったように記憶するが、なぜ、今、「多極分散」や「産業クラスター」なのかについて冷静に分析し

図表 1 戦略17分野の「主要な製品・技術等」における官民投資額

分野	主要な製品・技術等	官民投資額（想定）	分野	主要な製品・技術等	官民投資額（想定）
A I ・半導体	①フィジカルA I（特にA Iロボット）	2040年度までで10.5兆円	合成生物学・バイオ	①バイオものづくり	2040年度までで12.8兆円
	②フィジカル・インテリジェント・システムの中核を担う半導体	2040年度までで68.0兆円		②バイオ医薬品・再生医療等製品等（創薬・先端医療③と同じ）	2040年度までで20.8兆円
	③パーティカルA I（領域特化型A I）	2040年度までで23.1兆円	創薬・先端医療	①ファーストインクラス製品・ベストインクラス製品（医薬品、再生医療等製品）	2040年度までで23.4兆円
デジタル・サイバーセキュリティ	①データプラットフォーム	2035年度までで0.9兆円		②感染症対応製品	2040年度までで7.2兆円
	②セキュリティの確保された政府・地方公共団体のA X/D X基盤	2035年度までで7.4兆円		③バイオ医薬品・再生医療等製品等（合成生物学・バイオ②と同じ）	2040年度までで20.8兆円
	③A I時代に対応した先進的セキュリティ製品・サービス	2035年度までで1.0兆円		④革新的デバイス（A I、ロボティクス等）を活用した先端医療	2040年度までで11.6兆円
	④クラウド・データセンター、蓄電池	2035年度までで32.7兆円		⑤ライフログデータ等を活用したヘルスケア関連サービス	2040年度までで1.1兆円
	⑤クラウドネイティブに最適化された医療D X基盤	2040年度までで5.2兆円	資源・エネルギー 安全保障・G X	①次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池等）	2040年度までで4.1兆円
	⑥自動運転技術	2040年度までで8.2兆円		②水素等	2040年度までで6.2兆円
情報通信	①オール光ネットワーク（A P N：All-Photonics Network）	2040年度までで5.9兆円		③グリーン鉄（マテリアル（重要鉱物・部素材）②と同じ）	2040年度までで4.2兆円
	②海底ケーブル	2040年度までで2.4兆円		④次世代型地熱	2040年度までで1.0兆円
	③次世代ワイヤレス（非地上系ネットワーク、5 G/Beyond 5 G（6 G）等）	2040年度までで20.5兆円		⑤洋上風力	2040年度までで5.1兆円
量子	①量子コンピューティング	2040年度までで10.3兆円		⑥次世代革新炉	2040年度までで5.0兆円
	②量子通信・ネットワーク	2040年度までで1.5兆円		⑦G Xケミカル	2040年度までで3.2兆円
	③量子センシング	2040年度までで1.4兆円	フュージョンエネルギー	①フュージョンエネルギー	2040年度までで3.1兆円 ※フュージョン発電実証プラントが一つであると仮定した試算。2030年代の発電実証以降は、研究フェーズの進展に伴う産業界の予見性の高まりに応じて、投資額の増加が見込まれる。
防衛産業	①小型無人航空機	2040年度までで0.4兆円。加えて、戦略三文書の改定に伴う投資額も今後見込まれる。			2030年度までで2.6兆円。加えて、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき2030年度までに官民合わせて概ね20兆円強程度の内数を投資額として想定。
	②艦艇	艦艇分野への防衛調達を含む投資は約3,400億円（2026年度予算）。加えて、戦略三文書の改定に伴う投資額も今後見込まれる。	防災・国土強靱化	①防災技術	
	③デュアルユース技術	2040年度までで4.3兆円			
航空・宇宙	①民間航空機（次期単通路機・次世代航空機）	2040年度までで3.5兆円	港湾ロジスティクス	①港湾荷役機械	2040年度までで0.4兆円
	②無人航空機	2040年度までで0.3兆円		②サイバーポート（港湾物流D X）	2040年度までで0.2兆円
	③空飛ぶクルマ	2040年度までで0.4兆円		③次世代型倉庫	2040年度までで0.6兆円
	④ロケット・射場	2040年度までで2.3兆円	フードテック	①植物工場	2040年度までで4.6兆円
	⑤人工衛星・サービス	2040年度までで6.4兆円		②陸上養殖	2040年度までで2.9兆円
	⑥月面探査・低軌道技術	2040年度までで5.6兆円		③食品機械	2040年度までで1.2兆円
海洋	①海洋無人機（海洋ドローン）	2040年度までで1.2兆円		④新規食品	2040年度までで1.0兆円
	②海洋状況把握（MDA）	2040年度までで1.2兆円	コンテンツ	①ゲーム	2033年度までで24.5兆円
	③革新的海底開発技術	2040年度までで0.9兆円		②アニメ	2033年度までで3.3兆円
造船	①次世代船舶	2034年度までで1.0兆円		③マンガ	2033年度までで1.6兆円
	②船舶修繕	2035年度までで0.1兆円		④音楽	2033年度までで3.0兆円
	③L N G運搬船	関係者間での検討を引き続き進めつつ、今後精査		⑤実写	2033年度までで1.3兆円
マテリアル（重要鉱物・部素材）	①永久磁石	2040年度までで0.2兆円			
	②グリーン鉄（資源・エネルギー安全保障・G X③と同じ）	2040年度までで4.2兆円			
	③革新的金属部素材	2040年度までで0.3兆円			
	④低炭素金属部素材	2040年度までで0.7兆円			
	⑤一次原料（鉱石等）及び二次原料（リサイクル材等の循環資源）からの製錬・分離精製、解体選別技術	2040年度までで6.3兆円 ※海外での鉱山開発や製錬事業への投資を含む			
	⑥A I等を活用した複合新素材	2040年度までで5.2兆円			

出所）経済財政諮問会議（2026）第8回会議、資料1

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2026/0624_shiryo01.pdf

てみる必要がありそうだ。

中長期経済財政計画と次年度予算

本来は書き始めで明記すべきであったが、本稿に当初与えられていた課題は、地域未来戦略等も踏ま

えた「骨太2026」について概要と論点を提示することであった。ここまでは、「成長戦略」と地域未来戦略とにほとんどの紙幅を費やしてしまったが、概ね「骨太2026」の第1章、第2章を論じたといってもよいのではないだろうか。

そこで、ここでは第3章以降について触れておき

図表2 地域未来戦略予算のイメージ

地域未来戦略予算のイメージ（予算編成過程で検討）
（以下いずれも、予見可能性の高い複数年度での特別枠で措置）

A.戦略産業クラスター計画	B.地域産業クラスター計画	C.地場産業成長プラン
○大胆な投資と一体でのインフラ・拠点整備 ① 計画に位置付けられる公共インフラ整備を重点的に推進。 ※道路、工業用水、上下水道、港湾など幅広い公共インフラが対象。 ※地方公共団体の負担には適切な地方財政措置を講ずる。 ② 計画に位置付けられる企業等が所有する拠点整備（例：半導体拠点と空港とのアクセス鉄道、共用造船ドック）を推進。 ※①、②ともに、複数年度の特別枠で一括して管理する仕組みを設ける。既存の予算とは別枠で、当初予算で大胆かつ計画的に進める。	○クラスター形成に向けた投資・環境整備 ・ 地域未来交付金を拡充し、従来の取組や必要な環境整備に加え、地方公共団体が主体的に行う、設備投資、研究開発、人材育成を含めた幅広い企業向け支援や、道路、港湾等のインフラ整備への支援を推進。 ※地方の自主財源として地域未来基金費も積極的に活用できるよう、都道府県から市町村への適切な配分を促すとともに、今後、必要な地方財政措置を講ずる。 ※インフラ整備は、Aと同様に、既存の予算とは別枠で、当初予算で大胆かつ計画的に進める。 ・ 伴走支援や海外展開など、地域共通の課題に、国が一歩前に出で対応。	○クラスター形成に向けた投資・環境整備 ・ 地域未来交付金を拡充し、従来の取組や必要な環境整備に加え、地方公共団体が主体的に行う、設備投資、研究開発、人材育成を含めた幅広い企業向け支援や、道路、港湾等のインフラ整備への支援を推進。 ※地方の自主財源として地域未来基金費も積極的に活用できるよう、都道府県から市町村への適切な配分を促すとともに、今後、必要な地方財政措置を講ずる。 ※インフラ整備は、Aと同様に、既存の予算とは別枠で、当初予算で大胆かつ計画的に進める。 ・ 伴走支援や海外展開など、地域共通の課題に、国が一歩前に出で対応。
○クラスター形成に向けたサプライチェーン投資 ・ 大規模投資を行う中核企業のサプライチェーンを構成する企業（例：造船クレーンの製造企業）の関連投資を分野横断的に支援。 ※当初予算として計上し、複数年度で管理する仕組みとする。 ※特別枠も活用しながら大胆に進める。	・ 地域産業クラスターの核となる企業に重点化を行う各府省庁の設備投資促進予算（例：中小企業向け補助金）に地域未来枠を設けるべく検討。 ※当初予算として計上し、複数年度で管理する仕組みとする。	
○クラスター形成に向けた人材育成 ・ 産業人材の需要に基づき、高専、専門学校、専門学校を含む実業系教育機関を活用した地域の産学官連携について、地域未来枠を設けるべく検討。	○クラスター形成に向けた人材育成 ・ 産業人材の需要に基づき、高専、専門学校、専門学校を含む実業系教育機関を活用した地域の産学官連携について、地域未来枠を設けるべく検討。	○クラスター形成に向けた人材育成 ・ 産業人材の需要に基づき、高専、専門学校、専門学校を含む実業系教育機関を活用した地域の産学官連携について、地域未来枠を設けるべく検討。

出所）「地域未来戦略」3頁

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chiikimirai/pdf/20260721_honbun.pdf

たい。第3章は責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」である。そもそも、財政ないしは積極財政における「責任」とは何かについても判然としないが、これまで述べてきた「『強い経済』の構築と『財政の持続可能性』をバランスよく同時に実現することにより今を生きている国民と未来を生きたる国民への責任を果たしていく」（「骨太2026」3頁）というのが責任ある積極財政らしい。「骨太2026」の中で、「責任」という単語が「責任ある積極財政」以外に用いられているのはこの3頁のほか、「2033年度再開場に向けた国の責任による国立劇場再整備を行う」（14頁）、「平和と繁栄を創る『責任ある日本外交』を展開…」（17頁）、「外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し…」（23頁）である（下線はいずれも筆者による）。なお、高市早苗首相は、2026年7月30日の記者会見で減税する消費税について「私が責任をもって、確実に税率を元に戻す」旨の発言をしている。

図表3にあるように、目指す経済・財政の姿は、

2040年度にGDPが1,100兆円に「近づく」、債務残高対GDP比の安定的低下、実質で1%超、名目で3%超の経済成長を「できるだけ」早期に定着、さらに上昇させることである。これをみると、債務残高のGDP比を安定的に低下させることが「責任」にあたる部分のようにも見受けられる。ただし、これは、分子である債務残高を減らしても低下するが、債務残高が一定、あるいは増加してもそれ以上にGDPが増えれば債務残高を問題視しないとも理解することができそうである。しかも、この数値について具体的にどの水準を目指すのかについての言及もない。

財務省「日本の財政関係資料 令和8年4月」によると、2024年度時点で債務残高の対GDP比の国際比較において日本は172位の214.5%、171位のシンガポール（166.0%）とも大差がついている。このような財政状況と「骨太2026」閣議決定までの案において日本銀行の独立性を脅かして利上げをけん制したとの市場の受け止めから長期金利の上昇を招いたことにより、それに配慮した文言の修正等を実

図表3 中長期経済財政計画の概要

責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」	
【目指す経済・財政の姿】 ◆ GDP：2040年度 1,100兆円に近づく ◆ 債務残高対GDP比：安定的に低下 ◆ 成長率：できるだけ早期に、実質で1%超、名目で3%超を定着させ、更に引き上げていく （財政運営目標の設定） ● 強い経済の実現と財政の持続可能性を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付け ● PBについては債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理 ● 債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化 （経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換） ● デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換。令和8年度当初予算から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応 ● 社会保障関係費については「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていく」との方針の下、給付と負担の改革を継続	（『「強く豊かな日本」投資枠』の創設） ● 予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設 ● 規模については、財政の持続可能性を実現しながら必要十分な規模を確保 ● 経済安全保障上、特に重要な分野などについては、特別会計において別枠管理 （補正予算依存からの脱却、基金や複数年度にわたる予算措置の見直し） ● 補正予算は緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置 ● 基金ルールの抜本的な見直しを具体化 ● 基金、国庫債務負担行為による複数年度契約、財政投融资、出資等の手法について、ガバナンスを強化しつつ、投資の性質に応じて適切な手段を活用 （市場の信認確保と分析・検証の強化） ● 国内外の市場関係者に透明性高く、一貫した説明を行う。経済・物価・金利動向や政策効果をめぐる不確実性に備え、幅広い可能性を踏まえた分析 ※中長期的に持続的な経済社会の実現に向け、全世代型社会保障の構築等、国民生活の基盤となる重要政策を推進

→ 2040年度までを計画期間とし、目指す経済・財政の姿を実現。

ミクロ・マクロでの実績把握、検証等も踏まえつつ、経済財政諮問会議の下、包括的な検証を実施。必要に応じて計画を見直す。

出所）内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2026」概要

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2026/summary_ja.pdf

施したが財政を軽視しているとの市場の受け止めに払拭できてはいないようである。

これまで、財政健全化の指標として用いられてきたプライマリーバランスについては、「債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。単年度の黒字化時期を機械的に追うのではなく、経済・金利環境、歳入歳出の動向を踏まえ、景気変動や危機管理投資・成長投資の必要性に応じて一時的な悪化も許容し得るものとしつつ、債務残高対GDP比の安定的な低下に向けて、改善・管理していく」とこととなった（「骨太2026」25頁）。

「強く豊かな日本」投資枠にはシーリングを設けないこととなったが、各省庁がどの程度の投資をどの程度の規模で実施することになるのか、総務省が地方の事業としてどの程度の水準を設定できるのかが不透明である間は、地方自治体の次年度予算編成作業も停滞することになりそうだ。地方の一般財源については2026年度を基準とする総額同水準ルールが維持されるとともに、「経済・物価動向等を的確に反映する」ともされている。税源の偏在を巡った新たな措置や地方制度調査会における議論の行方によっては、次年度から影響を受ける地方自治体が出る可能性もありそうだ。

地方自治体全体への財政的な影響としては、給付付き税額控除（最近の報道では「所得連動型給付」などと表現するものも多いが「骨太2026」では給付付き税額控除としている）とそのつなぎについて、「骨太2026」閣議決定後の7月30日に、食料品等の消費税（と地方消費税）を2027年4月からの2年間限定で8%から1%にする方針が表明された。この減収分がどのように措置されるかも地方の予算編成を不透明なものにさせそうだ。

第4章は、当面の経済財政運営と次年度予算編成に向けた考え方を述べている。前者は、「強い経済」を実現すべく（日本銀行の独立性に配慮しつつ）「安定的な物価上昇」を実現させながら、「成長型経済」への移行を確実なものにする旨、言及している。

後者は、「責任ある積極財政」の考え方を具体化すべく講じられてきたとする「強く豊かな日本」投資枠などの施策が並ぶがやはり、責任よりも「積極財政」すなわち、楽観的な拡大（放漫とまで呼ぶべきかには若干逡巡がある）が目立つように見受けられる。「補正予算に依存した財政運営からの脱却」（38頁）は支持したいが、熊本の震災を受けても予備費を充当し補正予算を検討しないという発想は理解しがたい（今年度予備費のみを追加する補正予算

を編成済みであるが、予備費に関しては「放漫」ないしは「無責任」ではなかろうか)。

「まひし」から「し」へ？

「骨太2026」から「財政健全化」の文言がなくなった旨が報じられているが、消滅はしなかったものの、前年度に比して激減した用語が「地方創生」である。2025年度においては18か所登場したが、「骨太2026」では1か所、「これまでの地方創生の取組に加え」（10頁）で地域未来戦略等を推進する旨が触れられ、「あわせて、豊かな生活環境や、若者や女性に選ばれる地方を実現することにより強い地域経済を下支え」（同）という従来も用いられた文言により継続性が表現されているようだ。

「地方創生」という用語にも個人的には違和感が強かったが、今となっては何となく地域振興全般を指す用語として定着しつつあると思われる（内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」にはすでに「地域未来戦略」も注目ワードに加えられている）。もともとこの根拠法は「まち・ひと・しごと創生法」であり、「まち・ひと・しごと創生」とは、まち：国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、ひと：地域

社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することを指していた。金井利之・東京大学教授はこの「まち・ひと・しごと」の頭文字を「まひし」として数多くの論考を展開してきている。

今回それに「成長戦略」や「地域未来戦略」が加わることによって、相対的に「ひと」が後景に退き、「しごと」が「魅力ある多様な就業の機会」から「域外から稼いでくるもの」へと変容したように思われ、その意味での「しごと」が前面に押し出されたように思われる。すなわち、「まひし」から「し」である。

ただし、新たに稼げるとみなされた地域や「副首都」なるエリアにおいては投資も実施されると思われることから稼ぐに相応しい「まち」が一部において創られる可能性があるだけ「まし」かもしれない。いずれにしても「まち」は自治体間競争による優勝劣敗の様相が先鋭化し、「ひと」は「しごと」にフィットする人材の選別が加速するように思われる。

ところで、「骨太2026」からは「東京一極集中」の文言もなくなったという。吉村洋文大阪府知事は「副首都」が必要な理由として一極集中を挙げていたが、ここでは小池百合子東京都知事への配慮が優先されたということであろうか。

（そのだ しげき 地方自治総合研究所常任研究員）

今月の研究会

(2026年7月20日－8月19日)

自治総研が調査研究・刊行などの研究プロジェクトのために開催している研究会の活動について、前月の研究所会議資料などをもとに掲載します。

(1) 地方交付税制度研究会

開催日時：2026年7月27日（月）15：00－17：00

於：自治総研会議室

出席者(敬称略)：星野菜穂子（地方財政審議会）／
宮崎雅人（埼玉大学）／金目哲郎（静岡県立大学）

自治総研：飛田博史（副所長・事務局）／其田茂樹（事務局）

概要：宮崎雅人委員報告「基準財政需要額と民生費」

次回開催予定：2026年8月31日（月）

(2) 地方財政研究会

開催日時：2026年8月3日（月）14：00－16：30

於：自治総研会議室

出席者(敬称略)：星野泉（主査・明治大学）／
兼村高文（NPO法人市民ガバナンスネットワーク）／中村稔彦（長野県立大学）／
町田俊彦（専修大学名誉教授）／横山純一（北海学園大学名誉教授）／沼尾波子（東洋大学・研究理事）

自治総研：飛田博史（副所長・事務局）／其田茂樹（事務局）／汪穎／中畠いづみ

概要：町田俊彦委員報告「医療保険財政の現状と改革」

横山純一委員報告「国保保険料の統一化をめぐる都道府県、市町村の動向と厚生労働省の加速化プランについて」

中村稔彦委員報告「市町村の税源調達の手法について ― 積極的に地方交付税を活用する東川町の手法からの示唆」

次回開催予定：2026年10月5日（月）

(3) 地方自治判例動向研究会

次回開催予定：2026年9月17日（木）

(4) 小規模自治体の持続可能性に関する研究会

平谷村（長野県）調査：2026年8月25日

～26日予定

次回開催予定：2026年9月18日（金）

(5) 新地方自治研究プラットフォーム

開催日時：2026年8月7日（金）15：00－17：00

於：自治総研会議室

出席者(敬称略)：高知市／佐賀市／秦野市／旭川市

助言者：嶋田暁文（九州大学）／高端正幸（埼玉大学）

講師：吉弘憲介（桃山学院大学）

自治総研：吉岡章（客員研究員）／飛田博史（副所長・事務局）／其田茂樹（事務局）／
坂本誠／汪穎／中畠いづみ

概要：吉弘憲介講師「地図情報システムを用いた公共施設分析」

次回開催予定：2026年10月

(6) 地方公務員法コンメンタール作成プロジェクト

次回開催予定：2026年8月25日（火）

(7) 地方自治法コンメンタール作成プロジェクト

次回開催予定：2026年10月30日（金）

(8) 地方自治体のAI運用に関する研究会

開催日時：2026年7月27日（月）17：00－19：00

於：自治労会館3階会議室、オンライン併用

出席者(敬称略)：田中良弘（主査・一橋大学）／
原田大樹（京都大学）／黄憲淳（啓明大学
（韓国））／郭娜娜（上海大学（中国））
／盧麒鉉（釜山大学（上智大学））
自治総研：北村喜宣（所長・上智大学）／汪穎（事

務局）／中畠いづみ

概要：汪穎研究員報告「地方自治体におけるA I利
活用についての検討——A Iを利活用した住
民参加のあり方を中心に」

次回開催予定：2026年9月9日（水）

地方自治総合研究所が「現代地方自治年表」プロジェクトとして
進めていた年表が東洋経済新報社より
『戦後地方自治年表』として刊行されました。

- ・本号最終ページに案内があります。
- ・また、東洋経済新報社のホームページでは試し読みができます。
<https://str.toyokeizai.net/books/9784492212646/>





BOOK REPORT 受贈図書等紹介



住民・自治・政府 佐藤竺先生追悼記念論文集

佐藤竺先生追悼記念論文集
編集委員会 編
2026年6月
公職研
6,000円＋税

2024年に逝去された佐藤竺・成蹊大学名誉教授は、地元の武蔵野市をはじめ数えきれないほどの自治体の総合計画、行政改革などの審議会・委員会や国民生活審議会など政府の委員を務め、自治の現場での実践を踏まえて、行政学の黎明期にその礎を築かれた先人の一人である。本書は、その多岐にわたる業績・研究テーマに沿い、「第1部：住民とコミュニティ」「第2部：自治とシステム」「第3部：政府とガバナンス」の3部構成で、先生

の薫陶・影響を受けた23名の研究者が論稿を執筆したものである。

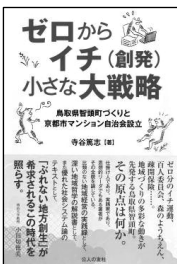
第1部では、佐藤先生が住民参加の理論と制度設計の先駆けであったこと、コミュニティという概念の構築に携わった佐藤先生ならではの理論と政策の接合があったことなどが示され、今日に応用すべき議論が提起されている。第2部では、先生の地域開発研究から出発して現在の縮小社会における自治システムの課題が示され、地方議会論、地方公務員論なども展開されている。

第3部では、オンブズマン制度や公の施設、自治体の守備範囲論や補完性の原理、行政統制の問題などが取り上げられている。

読者はこれだけ広範囲の問題について示唆に富む業績を残された佐藤先生を偲びつつ、現代の課題と向き合うことになる。



BOOK REPORT 受贈図書等紹介



ゼロからイチ(創発) 小さな大戦略 鳥取県智頭町づくりと 京都市マンション自治会設立

寺谷篤志 著
2026年7月
公人の友社
2,700円＋税

「何もない町です」と故郷を自嘲する人がいる。鳥取県智頭町で、何もない「無」から「有」を生み出す「ゼロイチ：日本1/0村おこし運動」を発案し、7集落でスタートさせ、「森のミニデイ」「森のようちえん」「自伐型林業」「田舎のパン屋」「智頭ノ森ノ学び舎」、ゲストハウス、食堂、「おせっかい奨学金」など様々な施設や仕組みを町に生み出すこととなった仕掛け人が著者の寺谷篤志氏である。

寺谷氏は町役場の職員ではなく、中国郵政局で広島に勤務後、生まれ故郷の智頭町の郵便局長となり、特産の智頭杉を使った杉板ハガキを発案、智頭杉日本の家設計コンテストを仕掛け、智頭町活性化プロジェクト集団(CCPT)などの様々なプロジェクトチーム、小集団活動を立ち上げ、町役場、多様な分野の研究者なども巻き込み、町に活力と起業者を呼び込み、智頭町に多様な「有」を生み出してきた。

本書は、その歩みを振り返りつつ、病気を機に転居した京都市のマンションでの自治会活動、コミュニティ活動も加えて、それらを通しての寺谷氏の町づくり哲学が披露されている。智頭町をフィールドとして訪れた研究者や学生らの寄稿も所収されており、智頭の町づくりが立体的に見えてくる。

今月のマガジン・ラック

各地の地方自治研究所・センター等の発行誌の主な内容を、当研究所の責任で紹介しします。
前月末までに到着したものを対象とします。

北海道自治研究 第691号 2026年8月

公益社団法人 北海道地方自治研究所

鋭角鈍角 「民主主義の定着」の幻影を超えて

帝京大学教授 馬 場 香 織

第62回定期総会記念講演会 地方創生と『過疎ビジネス』

河北新報編集局 横 山 勲

観光列車の取り組みにおける沿線地域の関わり方 地域と共創する観光列車とは？

北海学園大学准教授 藤 田 知 也

散射韻 「道の指定管理者制度は変わるか」

ズバリ首長に聞く — 田中昌幸・深川市長 <前編>

生い立ち、市職員となった経緯

深川市長／北海道地方自治研究所副理事長 田 中 昌 幸

(聞き手) 北海道大学教授／北海道地方自治研究所理事長 山 崎 幹 根

小樽運河論争から40年 第4回 経済界と保存運動、「守る会」創設の裏側

北海道地方自治研究所会員／元北海道新聞記者 本 田 良 一

都市の魅力を高めるタンペレ市 — フィンランド滞在記

北海学園大学教授 鹿 谷 雄 一

とちぎ地方自治と住民 第641号 2026年8月

一般社団法人 栃木県地方自治研究センター

巻頭言 国政選挙を通して考えた地方自治の役割

栃木県自治研センター理事／前栃木県議会議員 小 池 篤 史

2026憲法講演会(栃木県内連続学習会) 3会場(3日間)に延べ196人が参加

編 集 部

憲法講演会第1回 憲法と違憲判決～違憲裁判に表れる社会の変化

栃木県自治研センター理事／弁護士 島 蘭 佐 紀

誰のための最審見直し法か

弁護士／元栃木市長 鈴 木 俊 美

宇都宮市のLRT事業と西側延伸計画の問題とは何か！(上) (令和7年度包括外部監査報告書から上下分離方式を読み解く)

元宇都宮市職員 岡 勉

地域短信 第3回全国オーガニック給食フォーラムin小山 — オーガニック給食からつながる食・農・環境・まちづくりへ

小山市議会議員 直 井 一 博

地域短信 令和10年竣工へ新施設整備 — 市クリーンセンター建設工事

足利市議会議員 加 藤 正 一

S A I T A M A自治研通信 第299号 2026年7月

公益財団法人 埼玉県地方自治研究センター

経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2026「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！

閣議決定7月21日

信州自治研 第414号 2026年 8 月

2024年度長野県一般会計決算について

人口減少と「ポスト戦後体制」をめぐる諸論点の考察 — 雇用・家族をめぐる現代的課題と当事者性を軸とした社会の構想

水面16

長野県地方自治研究センター

長野市在住（会員） 山 田 米 一

島根県立大学教授 宮 下 聖 史

福山市立大学名誉教授 前 山 総一郎

自治研ぎふ 増刊 6 号 2026年 6 月

自治体DXに関するアンケート調査結果報告書

はじめに

1. 調査結果の概要

2. 調査結果の考察～「自治体DX」に対する強い期待・支持をどう見るか

おわりに

岐阜大学教授／岐阜県地方自治研究センター 山 本 公 徳

月刊「地方自治みえ」 第409号 2026年 7 月

政策が伝わる自治体広報

自治体Weekへ参加してきました～森下博之・国土交通省公共事業企画調整課長講演「国土交通省のインフラマネジメントに関する取組について」

三重県地方自治研究センター

大正大学教授 谷ノ内 識

地方自治ふくおか 第86号 2026年 7 月

巻頭言 2026年度福岡県地方自治研究集会：特集にあたって

福岡県地方自治研究所所長／九州大学教授 出 水 薫

開会・主催者あいさつ

自治労福岡県本部執行委員長 小 陳 武 志

基調講演 成熟社会で求められる自治体職員の働き方

山形市職員 後 藤 好 邦

第1分科会基調講演 現場から変える自治体組織～モチベーション向上の実践と展望

神奈川県真鶴町職員 ト 部 直 也

第1分科会鼎談 現場から変える自治体組織～モチベーション向上の実践と展望

福岡県地方自治研究所副所長／九州大学教授 嶋 田 暁 文

(株)BeOne代表取締役 丹羽野 真 也

神奈川県真鶴町職員 ト 部 直 也

第2分科会 「働きたい職場」は対話から～悩み共有と相互理解

山形市職員 後 藤 好 邦

第3分科会 地域とともに創る持続可能なまち～住民協働の実践から学ぶ

福岡県地方自治研究所所長／九州大学教授 出 水 薫

第4分科会 カードゲームで学ぶ持続可能な社会づくり (株)エナバンク／元宗像市職員 愛 月 翔

第5分科会 おいでよ！ 筑紫地区！

筑 紫 総 支 部

2025年度自治研レポート・佳作

パンで繋がる人とまち

宮 若 市 職 労

柳川市役所船頭クラブによる地域活性化の形 — 地域と職員が共に創る、川下りの未来

柳川市職労 山 口 紘 宜

みやざき研究所だより 第124号 2026年8月

宮崎県地方自治問題研究所

カスタマーハラスメント対策法制化への軌跡と今後の課題 — 現場の声が動かした10年と、これからの職場づくり

U Aゼンセン政策政治局 秋 山 瞳

COFFEE BREAK 農業の魅力

自治労宮崎県本部青年部常任委員／県職労 久 留 洸 貴

カスハラ対策の留意点について — カスハラ指針の活用

弁護士 上 田 貴 子

自治研かごしま 第142号 2026年7月

鹿児島県地方自治研究所

かざんばい 地方公務員の兼業・副業

自治労鹿児島県本部 豊 田 一 彦

第156回定例研究会（2026年2月21日）

これからの地域防災インフラを支えるために 名古屋大学減災連携研究センター教授 平 山 修 久
寄稿 防災・減災を怠れば、地域が廃れる・国が廃れる！ — 繰り返される自然災害

クラーク記念国際高等学校講師 本 坊 敏 郎

風のうた

瀬 角 龍 平

無礼く T I M E

高 橋 誠

まちだより 「本土最南端の始発駅」から

枕崎市職労 板 敷 孝 太 郎

L I B R A R Y 絶対に終電を逃さない女『虚弱に生きる』扶桑社

志學館大学教授 宇 都 義 和

論説 薬害における規制権限の不行使と国家賠償 — クロロキン事件最高裁判決再読

山口大学准教授 山 本 敬 生

資料室増加月報

図 書 番 号	図 書 名	編 著 者 名	発 行 所	発 行 年
0 総記				
07 白書				
07-19-19	SDGs自治体白書2026／次世代が導く持続可能な地域づくりの新たなステージ	中口毅博／小澤はる奈 ／NPO法人環境自治 体会議環境政策研究所	生 活 社	2026（令8）
3 行政				
31 行政管理				
31-680	実例からつかむ！自治体コンプライアンスのポイント	高松市総務局コンプラ イアンス推進課	第 一 法 規	2026（令8）
4 地方自治				
45 地域と自治体（2）				
45-77	自治体病院の歴史／住民医療の歩みとこれから	伊関友伸	三 輪 書 店	2014（平26）
5 財政				
53 財政調整				
53-6-144	地方交付税制度解説／令和8年度／単位費用篇	地方交付税制度研究会	地 方 財 務 協 会	2026（令8）
54 地方債				
54-5-47	事業別／地方債実務ハンドブック／令和8年度版	地方債制度研究会	ぎ ょ う せ い	2026（令8）
7 社会労働				
72 社会保障				
72-250-30	高齢社会白書／令和8年版	内閣府	日 経 印 刷	2026（令8）

FAX専用書籍注文シート

『戦後地方自治年表』

地方自治総合研究所 [監修]、小原隆治 [編]

B5判上製670頁 定価 (25,000円+税)

東洋経済新報社



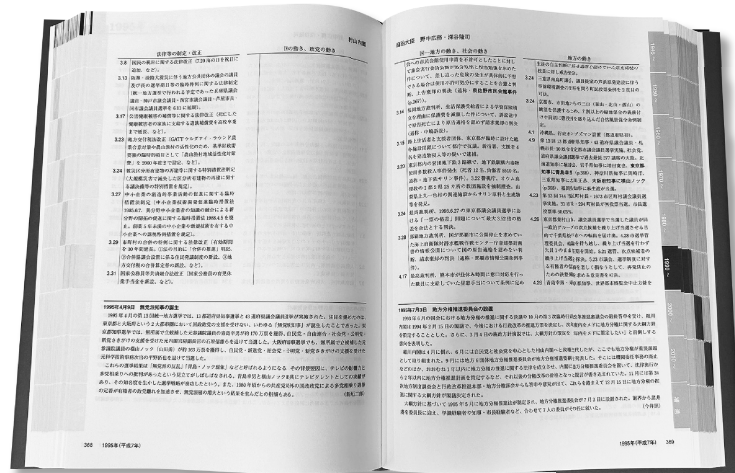
◎1945年から2020年まで戦後日本の地方自治の歴史をあますところなく網羅

◎「法律等の制定・改正」
「国の動き、政党の動き」
「国一地方の動き、社会の動き」
「地方の動き」の4つの基軸で
地方自治の動向を年表化

◎424の地方自治の重要事項を
簡潔に解説

◎戦後75年間を俯瞰する通史
「戦後地方自治史を読む」

◎地方自治総合研究所が
12年の歳月をかけ総力を挙げて編纂



本注文シートでご注文の場合、送料込みで承ります。

本ページのコピーに下記ご記載の上FAXでお送りください。定価27,500円 (税込・送料込)

注文FAX番号 **03-3270-4127**

※商品は宅配便でお届けいたします。お支払いは請求書払いとなります。

212647 戦後地方自治年表

冊 (記載がない場合1冊お送りします)

名前

電話番号

送付先 〒

団体・大学・社名

部署・学部

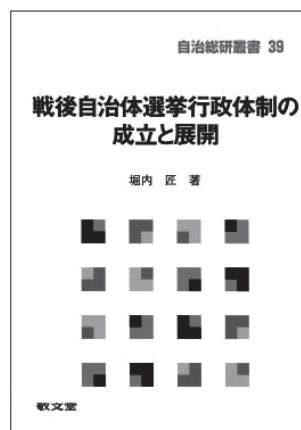
請求書宛名

今後、ご連絡いただいたご住所等に東洋経済新報社及びグループ社より各種ご案内をお送りする場合がございます。

お問い合わせ先 東洋経済新報社営業推進部 MAIL:marketing_s2@toyokeizai.co.jp

自治総研叢書（敬文堂）

- | | | (税別) |
|-----|---|--------|
| 30. | 人見剛・横田覚・海老名富夫 編著『公害防止条例の研究』2012年 | 4,500円 |
| 31. | 馬場 健 著 『英国の大都市行政と都市政策 1945-2000』2012年 | 3,000円 |
| 32. | 河上暁弘 著 『平和と市民自治の憲法理論』2012年 | 4,200円 |
| 33. | 武藤博己 編著 『公共サービス改革の本質 ― 比較の視点から ― 』2014年 | 4,500円 |
| 34. | 北村喜宣 編著 『第2次分権改革の検証
― 義務付け・枠付けの見直しを中心に ― 』2016年 | 4,500円 |
| 35. | 佐藤 竺 著 『ベルギーの連邦化と地域主義
― 連邦・共同体・地域圏の並存と地方自治の変貌 ― 』2016年 | 5,500円 |
| 36. | 佐藤英善 編著 『公務員制度改革という時代』2017年 | 5,700円 |
| 37. | 河上暁弘 著 『戦後日本の平和・民主主義・自治の論点
小林直樹憲法学との「対話」に向けて』2022年 | 4,500円 |
| 38. | 鄭 智允 著 『廃棄物行政と自治の領域』2024年 | 5,000円 |
| 39. | 堀内 匠 著 『戦後自治体選挙行政体制の成立と展開』2025年 | 6,500円 |



ご注文は書店または敬文堂（TEL 03-3203-6161 FAX 03-3204-0161）までお願いします。

自治総研関連図書

- | | | (税別) |
|---|--|--------|
| ○ | 今井 照／自治総研 編『原発事故 自治体からの証言』2021年 筑摩書房 | 880円 |
| ○ | 上林陽治 著『非正規公務員のリアル
欺瞞の会計年度任用職員制度』2021年 日本評論社 | 1,900円 |
| ○ | 神原 勝 著『東京・区長準公選運動
区長公選制復活への道程』2022年 公人の友社 | 5,500円 |
| ○ | 篠田 徹・上林陽治 編著『格差に挑む自治体労働政策 ― 就労支援、地域雇用、
公契約、公共調達』2022年 日本評論社 | 2,000円 |
| ○ | 今井 照 著『未来の自治体論 ― デジタル社会と地方自治』
2024年 第一法規 | 4,300円 |

ご注文は書店までお願いします。

自治総研ボックス／自治総研ブックレット

自治総研ボックス

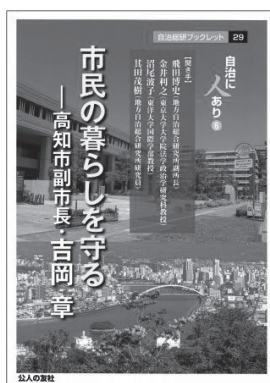
(税別)

14. 今村都南雄 著『大牟田市まちづくりの二つの難題
——「楕円の構図」による把握——』2018年 2,200円 (公人社)
15. 辻山幸宣 著『自治年々刻々』 同時代記 一九九六～二〇一七 2018年 2,200円 (")
16. 青木宗明 編『国税・森林環境税 —— 問題だらけの増税 ——』2021年 2,200円 (公人の友社)

自治総研ブックレット

(税別)

19. 辻山幸宣・堀内 匠 編『“地域の民意”と議会』2016年
—— 第30回自治総研セミナーの記録 1,500円 (公人社)
20. 其田茂樹 編『不寛容の時代を生きる～生きづらさを克服する解を求めて～』2018年
—— 第31回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
21. 新垣二郎 編『自治のゆくえ～「連携・補完」を問う～』2018年
—— 第32回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
22. 飛田博史 編『自治のゆくえ 自治体森林政策の可能性』2018年
—— 第33回自治総研セミナーの記録 1,500円 (公人の友社)
23. 今井 照 編『原発災害で自治体ができなかったこと できなかったこと』2019年
—— 第34回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
24. 上林陽治 編『未完の「公共私連携」 介護保険制度20年目の課題』2020年
—— 第35回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
25. 其田茂樹 編『自治から考える「自治体DX」「標準化」「共通化」を中心に』2021年
—— 第36回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
26. 飛田博史 編『コロナ禍で問われる社会政策と自治体 「住まい」の支援を中心に』2022年
—— 第37回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")
27. 今井 照・自治総研 編『「転回」する地方自治
《2024年地方自治法改正(上)》【解題編】』2024年 1,700円 (")
28. 坪井ゆづる・其田茂樹・自治総研 編『「転回」する地方自治
《2024年地方自治法改正(下)》【警鐘の記録】』2024年 1,900円 (")
29. 『市民の暮らしを守る——高知市副市長・吉岡章』2025年
聞き手：飛田博史／金井利之／沼尾波子／其田茂樹 2,000円 (")
30. 飛田博史・坪井ゆづる 編『2024年改正地方自治法は地方自治をどう変えるのか』2026年
—— 第38回自治総研セミナーの記録 1,500円 (")



書店からの注文が出来ない場合には、自治総研 (TEL 03-3264-5924 FAX 03-3230-3649) までお願いします。なお、在庫切れの場合はご容赦願います。

Monthly Review of Local Government
THE JICHI-SOKEN
Vol.52 No.10 2026.10
No.576

CONTENTS

Column / KOHARA, Takaharu.

- 1** A Comprehensive Analysis of Japan's Forest Environment Tax: Public Opinion, Revenue Allocation, and Expenditure.
YOSHIHIRO, Kensuke. Professor, Faculty of Economics, St. Andrew's University.
- 21** The Actual Use and Challenges of the Specified Regional Development Business Cooperative System (I) : Exploring the Conditions for Sustainable and High-Performing Management.
SHIMADA, Akifumi. Professor, Faculty of Law, Kyushu University.
- 38** An Analysis of Municipalities in Finland after the Sote Reform and the Calculation Methods for General Subsidies.
YOKOYAMA, Junichi. Emeritus Professor of Hokkai-Gakuen University.
- 64** Local Autonomy Topics.
- 70** Research Working Groups.
- 72** Book Report.
- 73** Magazine Rack.
- 76** Monthly List of Our Library.

-
- 公益財団法人 地方自治総合研究所ウェブサイトにて、本誌の目次および掲載論文を公表しています。
※公表論文には、論文末尾に掲載されるキーワードを登録しています。
- 月刊『自治総研』への論文投稿を、公募しています。投稿要領については、公益財団法人 地方自治総合研究所ウェブサイトで開催している月刊『自治総研』投稿要領をご参照ください。

<https://www.jichisoken.jp/>

視覚障害その他の理由で活字のままでこの本を利用出来ない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作を認めます。
その際は当研究所まで御連絡ください。

The Japan Research Institute for Local Government
1 Rokubancho, Chiyoda-ku, Tokyo TEL.03 (3264) 5924